

502
62

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



502-62



に於る日本の敗戦

英米争覇の犠牲





自序

華盛頓會議は重大なる世界的外交戦である、又一種平和の日米戦争である。然るに我が國民の之に對する態度は著者の意に満たざるもの多く、殊に會議の經過を見るに、日本の敗戦の跡歴々として醜狀掩ふ可らざるものがある。著者黙する能はず、舊臘十八日慨然として筆を操りて爾來今日まで愚見の別

に在る所を述べたのが本書である。短日間の急稿、或は孟浪杜撰を免れぬかも知らぬが、幾分他山の石として警世の資ともならば欣快此上なしである。

大正十一年一月五日夕

寒月の下に 緑岡生識す

附言

華盛頓會議に關する事實の材料は主として「大阪毎日」、「東京日日」に取り、「大阪朝日」、「大阪時事」の二新聞を參照して之を編述したのである。種々の點において不明確の事あるに會し、隔靴搔痒の感が少からずあつたが、當局の公表なき限り、著者の如き閑居先生に取つては止むを得ないことである。シカシ之が爲に本篇の主眼たる論評を妨げる程の事はなかつた。是等諸新聞に向つて材料を供給して呉れたとを謝すると共に、歐米の政治家、軍人などの演説や評論を引用するに當つて、其翻譯文を示された「讀書協會報告」に對して謝意を表する。

華盛頓に於る日本の敗戦

〔英米争覇の犠牲〕

目次

第一章 米國の非公式提議

著者の憂慮的感想

第二章 日本の應諾と質問

目次

第三章 華盛頓會議の由來……………九

英米兩國側よりの觀察—英國は未だ戦はずして覇權を獻上す

第四章 日英先づ斥候戦、前衛戦に敗る……………六三

會議期日—豫備會議—本會議開催地—討議範圍の限定—代表者資格

第五章 大會戦開始の一彈……………七六

米國の正式招待と日本の回答

第六章 對戦者相互の策動……………八四

索敵、威嚇、牽制の各行動

第七章 最後の大決戦……………八九

歴々たる勝敗の跡

一、米大統領の開會辭……………九〇

措辭と眞意と矛盾せずや

二、軍備制限案の提出……………九五

國務卿ヒュース氏の演説

三、太平洋に關する四國協商の成立……………一〇九

(愚劣なる日本々士含有問題)

四、ヤップ島及赤道以北委任統治事務に關する日米條約……………一二五

五、海軍力制限の協定……………一三三

(一)主戦艦の比率協定と布哇以外太平洋諸島防備擴張の中止……………一三三

(二)補助艦艇制限問題……………一四七

六、陸軍制限問題……………一五三

七、對支問題の協定……………一五八

(一)支那に對する四大原則……………一六八

(二)各種の原則的決議……………一七二

(三)所謂山東問題……………一八五

第八章 結論……私見十箇條……………二一八

第九章 餘論(上)……………二二六

廢盟、新約と印度、支那、比律賓

第十章 餘論(下)……………二三三

日米將來の關係如何と支那問題——飛行機戰

(大尾)

華盛頓に於る日本の敗戰

英米爭覇の犠牲

渡邊綠岡

第一章 米國の非公式的提議

著者の憂慮的感想



世界を化して地獄とするよりは甚だ易いが最も悲しむべき事である。地上に天國を打建つことは甚だ困難の事業であるが最も希はしき事である。五年間も打續きたる世界大戰の墮地獄的慘劇の後に、博愛正義の人道が叫ば

第一章 米國の非公式的提議

れ、永久平和の策立が欲求せられ、其聲の世界を聳せんばかりに大きくなつたのも當然の順序である。木枯し吹き荒びて萬物凋落し氷雪天地を鎖して四界寂寥たる秋冬に逢ひ、草木欣欣として皆榮に向ひ萬象鬱勃として生氣分の十二分に躍動する春夏の候の待望せらるゝと一般である。對獨條約、國際聯盟を以て、不完全、不満足なりとして、之を拒否した米國が、猛然躍起して華盛頓會議を計畫したのも、是等の世界的希望に應じ其切願を遂げしめんとしたものに見れば、見られぬこともないのである。然らば、米國は果して春の女神であつたか、夏の驕王であつたか。

佛蘭西革命の時、ルイ十四世の朝に仕へて大臣となり、又山岳黨の首領となつたエム・ローラン・ド・ラ・プラチエール、正直にして自由と眞理を真心崇拜したる其のローランが、ダントン・マラー・ロベスピエール等の憎む所となつて、生命の危険、且に夕を測られず、一七九三年の五月巴里を脱走するや、忽ちにして其夫人——夫のため社交界の王となり又時に夫の演說草稿を作り、加ふるに其政策にも獻替し夫人大臣と呼ばれたる——は捕はれて囹圄の人となり、終に斷頭臺上の露と消れたが、其最後の間に「自由」の巨像を凝視したる後、儼然一擗

して「ア、自由よ、如何なる罪惡ぞ、汝の名によつて行はるゝ」と叫んだことがある。之と同じく此二十世紀の文明世界においても、「博愛」の名において、「人道」の名において、「平和」の名において、幾多の重大なる罪惡が行はれるのである。即ち現時の文明においても美しき名を以てせる「力」の争ひ絶はないのである。凡そ一國家としても、又は一國民全體としても、十二分の「實力」を具へて居るものは、正義を行ひ人道を維持し平和を樹立するにおいても比較的容易であるが、又此美名によつて強制的に無理を通すことも出来るのである。これと同時に自治自立の「實力」なきものは勿論、其「實力」の不十分なるものは、一國家としても、一國民としても、其主張の立派なるに拘らず、之すら貫徹することが出来ないのである。況んや無理なる願望をやである。華盛頓會議は果して此「實力」を基礎とする争闘戦に了るが如きことはないであらうか、とは、當時著者の腦中に湧起して制し難き所の憂慮であつた。

著者は此華盛頓會議を以て必ずしも「國難來」ことも思はず、又勿論「國福來」ことも思はず、「國難」も「國福」も外は強國の人道、正義に對する勇怯、内は政府及び國民の之に處する決心と態度と方策とによつて何れともなるものと

思つたのである。然しながら世界の形勢と米國の意圖と日本現時の應酬的狀態とを以てしては、かの木戸松菊の「……年如流水去不返。人似草木爭春榮。邦家前路不容易。三千餘萬奈蒼生……」の句を思ひ出さざるを得なかつたのである。

従つて徒らに慷慨の志を存する著者が政治家にもあらず、詩人にもあらず、輿論の指導に任ずるにもあらず、既に筆を投じて田園に閑居せる身なるに拘らず、華盛頓會議の如何を腦裡より去ることが出來ず、一夜月明に乗じて散策しつゝ、

五更揮策傲王侯。

膽氣乘風薄蒼穹。

默々案詩蟲咽露。

放吟罵世叫飛鴻。

回天昔日有英雄。

文弱今同蒲葦叢。

壯士慨時星散滅。

笛聲悲處繫孤篷。

太平功業樹動難。

萬骨古來恨那窮。

玲瓏千里碧落下。

憂愁遙望渺茫東。

なご、放吟し、夜の更くるも知らずして徘徊し、更に高樓に凭つて月に對し影と二人して感慨に耽つたのは、米國政府が日本駐在の同國代理大使を通じて大正十年七月十一日日本政府に向つて

軍備制限問題討議のため追つて参加國間に協定せらるゝ時期において華盛頓に開かるゝ事のあるべき日、英、米、佛、伊五國の會議に参加せらるゝやう正式に招待する場合には日本帝國政府においては快よく之を接受すべきや豫め内意を承知したい。又米國政府の見解によると、軍備制限問題は太平洋問題及び極東問題と關聯するものあるに鑑み右會議においては利益關係國間に一切の極東問題を討議することゝし支那を招待して之に参加せしむること適當なるやに思考せらる

と非公式に申出で、又其前日(十日)米國々務長官ヒューズ氏から日本の幣原駐米大使に對し

前記の非公式提議は從來同盟及び聯合國として知らるゝ日、英、佛、伊四國に對して行はれたるものなる事、並に米國大統領は右提議中において軍備制限會議に關聯し太平洋問題及び極東問題に特殊の利害を有する諸國は極東における主義及び政策に關し共通の諒解に達するの目的を以て右等諸問題の解決に關係を有する一切の

事項を審議せん提議し且支那に對しても極東問題に關する討論に参加するやう招請した事を内示し、翌日これを發表したといふ事を我が外務省から公表した七月十四日を去ること一箇月と一週間を過ぎた八月廿一日の夜、即ち我が對米正式回答交附の前々夜で、各方面に所謂豫備的交渉の行はれ、内地においても揣摩臆測の盛に行はるゝ最中で、勿論我が使臣の任命などはマダない時の事であつた。同時に著者は此會議が開かれるとして果して新式の公開談判が行はれるか、又しても舊式の縱横的祕密外交に墮することはないか、兎に角、米國の平和策を新に樹立せんとするのは即ち其覇業を成す所以であると思ひ、同じく三十日又

使臣幾百思奇功。

好笑令辭心匠工。

玉帛誰知藏劍戟。

策和人是樹羈維。

と放吟し、前途如何と注目したのである。此の如く著者が憂慮を以て前途を眺めたといふ事は疑して杞憂であつたか、間違てあつたか。米國の提議何でもよし唯命のまゝに従へば國福來り平和永久なるべしとやうに迎合的に論じた世の所謂輿論指導者の方が正當であつたか、更に具體的に論歩を進めて見やうと思ふ。

第二章 日本の應諾と質問

日本は右の申出に接するや否や、直に應諾の旨を答へると共に、米國に向つて一つの質問を發したのである。當時新聞紙の報道する所によるこ

帝國政府及び日本國民は、夙に世界恒久の平和を確保し人類福祉の増進を以て其最高の理想となすが故に、苟も之が實現に資すべき企畫は素より帝國政府の歡迎する所である。依つて帝國政府は米國政府今回の申出に對し軍備制限問題の討論を目的とする五國會議に参加するやう米國から招請のある場合には欣然これを接受するの意圖であることを表明すると同時に、右會議において太平洋問題及び極東問題をも討論することに於いては我意見を開示するに先つて問題の性質及び範圍を詳にする事が會議の目的達成を容易にする所以であると考へ、先づ以て此點に關して米國政府の腹案を承知したいと二十二日(七月)東京の米國代理大使を経て回答した(大阪毎日)

とある。この日本政府の態度は、之を従來の外交に比べると實に敏速果斷と稱して宜しく、其態度も亦正々堂々として眞に強大國の面目を辱めぬものといつて宜しかつた。

當時の回答の内容が果して此の如く正々堂々たるものであつたか、ドウかは、門外漢の確に知り得る所ではないが、之によつて察するに、當時帝國政府の意嚮は、軍備制限問題に關しては無條件で直に協議に應ずるが、太平洋問題と、極東問題とに關しては、其性質も範圍も豫め明かにしないで應ずる譯にはいかぬ、太平洋や極東に關しては既に幾多の條約や宣言や覺書などもあることであるからして、今回の會議が是等如何なる關係を有するか、よく腑に落ちるまで説明を聞き、ソレでよしと定まれば初めて會議に應じやう、然らずんば之を拒絶するか、少くとも應じ得べき範圍にまで相談を纏めてかゝらうといふにあつたらしい。

これは國家の重きに任ずるもの、當然の用意であるが、即ち一種の豫備的交渉の開始である。前衛戰、本隊戰に入るに先つて爲すべき斥候戰である。日本は果して此斥候戰に勝つて前衛戰、本隊戰と引つゞいて勝つを得たか、少くも勝敗なしに互讓の形を以て引揚げることを得たか。前勇後怯、初めは脱兎の如くにして終は處女の如く、

失敗の烙印を捺されて慘憺たる退却をするの外なきには至らなかつたか。問題の性質、範圍を十分に同意し得る所まで協調し制限し確定し得ずして本會議に臨んだといふことはなかつたか。頼むべからざるものを頼んで終に頼むべからざるを證明した其結果について憤恨懊惱するに至らなかつたか。此點に關しては我當局は或は沈黙し、或は糊塗し、出来るだけ之を粉飾して居るから、其真相は分らぬが、これ著者の大に疑問とする所である。先づ華盛頓會議の由來から研究して見て、其結果に論及するの要があると思ふ。

第三章 華盛頓會議の由來

英米兩國側よりの觀察——英國は

未だ戰はずして霸權を獻上す

華盛頓會議の由來は、淵源遠きものありといふことも出来るが、米國側からいへば、昨大正十年(一九二一年)五

月廿五日上院がポラー氏の「大統領に對して日英兩國と軍備縮小協議を爲すの權能を附與する事、而して日英米三國は其協定されたる條件に基き五箇年間年々其海軍費を減少する事」といふ修正決議案を七十五票對ゼロを以て可決したの事、之を擁護する種々の平和運動を以て、最近の動機とするであらう。然しながら其當時においては新大統領ハーディング氏は直に此決議を採用して米國の頭上に世界平和の確立者たる光を放つ月桂冠を頂かせることが出来るといふ何等の成算もなかつたのである。靜に軍備大擴張か軍備制限かの兩頭の馬に跨がり手綱を堅く握つて世界の形勢を觀望し、同時に駐英の大使ハーヴェー氏をして内々英國の腹を探らせて居たのである。流石に富強無比の米國も此大事を執行するに當つては亦大に迷はざるを得なかつたのである。大統領ハーディング氏が六月廿九日の内閣第一回の豫算會議で

政府は軍備縮小に關する諸外國の態度については十分に報告を得べく努力しつゝある、是等の照會及び交渉は尙繼續さるべく、問題を諸列國政府に正式に提出する時期及方法は既に開始した照會が十分に行はれた後初めて決定することが出来るのである

と述べて居るのは、何よりの證據である。

備考(一) (大正十年七月其筋着電)米國海軍豫算は兩院協議會の決定通り四億一千七百萬弗に決定した、其内容を検する(イ)新に建造する航空巡洋艦排水量三萬五千噸、速力三十二節、飛行機八十臺を收容す(ロ)布哇の設備費、特に注目すべきは航空隊の充實計畫である(ハ)グアム島設備費、潜水艦、驅逐艦の根據地設備等は主要のものである(ニ)アラメダの大海軍根據地の新設(ホ)布哇の軍備擴張計畫、グアム要港施設(陸軍と協同)は削除されたのであるが、太平洋の作戰に關して新生面を開かうとする形勢のあることを見逃すことは出来ぬ(ヘ)亞細亞艦隊の増勢、即ち地中海から驅逐艦六隻を廻航し更に驅逐艦十隻を本國から派遣する筈で既に五隻は布哇まで廻航された(ト)グアム島に飛行艇三隻が近く廻航されることに決定した(チ)太平洋横斷飛行の計畫として飛行艇チャイアントの建造中である外、英國ヴィッカーズで建造されたツエツペリン飛行船は九月本國に廻航され太平洋横斷に使用されるたらうこのことである

備考(二) 平和運動としてはポラー氏の決議案が通過する前、既に五月中旬シカゴ市に軍備縮小大會が開かれ「英國及日本を招致して海軍制限を目的とする協議をすることを大統領に勸告する事、十五萬人の牧師に對し六月五日を期して軍備縮小の説教をさせる事、軍備縮小會議に關し上下兩院議員に書面を送る事」を決議

してボラー案の通過に應援する運動があり、又同月下旬インディアナ州ウイチレークに開かれた長老教會總會も亦ボラー案の議事に対して應援的示威運動をした（拙著『有色民族の大不平』二九三頁參看）其他種々の運動があるが婦人側にも亦なか／＼有力なものがある、其一是「世界軍備撤廢婦人委員會」で、昨年三月十二日に始めて團結したものの、エンマ・ウオールド嬢が其委員長である、其二是「婦人有權者同盟」で、會長はパーク夫人、副會長はエドワード夫人である。何れも熱烈なる軍備制限もしくは撤廢運動者で、屢々嬌舌を揮つて演説し又直接大統領に勸告して居る、其他にも婦人の平和運動は種々なるものがある

備考（二）（大正十年六月三日華盛頓發）米國下院共和黨領袖はボラー氏の海軍縮小案の内容を一層廣汎ならしめて之を陸軍にも及ぼし且軍備縮小會議に關しては日英兩國以外の諸國をも加へんことを要求した、又同黨領袖下院議員フランク・ウキリアム・モンデル氏は米國政府は海軍縮小會議を開催するためには日英兩國以外に佛、伊、白諸國をも招致する必要を認めて是等の諸國に非公式の交渉をなしつゝある旨聞知して居ることを表して居る、シカシ紐育ウオールド紙は軍備縮小問題に關するハーディング氏の眞意に疑念を挾んで居る

然るに好機會は來たのである。時は昨年六月廿日から倫敦に開かれたる大英帝國領土首相會議において日英同盟更新問題に關する意見が分裂し、英本國自ら其始末をつけることが出来なくなり、又無理につけ得るにしても内

外に對して非常に不利なることがある、ソコで米國を利用して此始末をつけさせ、日英同盟に反對する米國と、日英同盟の更新繼續を希望する日本とに對して申譯の立つやうにし、日米兩國の好惡の的となることを避くるに若かず、この考へに歸着し、英國から米國に對して太平洋會議を開いてはドウかといふが如き勸誘的暗示のあつた事である。

英國首相ロイド・ジョージ氏が昨年七月十二日下院で軍備制限會議を最初に提唱したのは英國であつて米國ではないといつて

英帝國會議において第一の議案として與へられた問題は（一）日英同盟協約を如何にするか（二）支那の將來は如何（三）此兩問題に對する英米の關係は如何といふにあつたが、外務大臣カーゾン卿は帝國會議の意見によりて米國、支那及び日本の各代表者に接觸し此等諸國政府の意見を質す所があつた、其結果米國から招待狀が發せられた次第である

と説明したやうに、發議者たる名譽だけでも保留しやうとする口吻を漏らしたのは即ち之が爲である。シカシな

から英國の此主張は英國に取りては断じて何等の名譽に價するものではないのである。何故ならば、此華盛頓會議は畢竟するに英米の争鬪戦であつて又一種の日米戦争であるとの明白なるものであつたからである。(一)英國が二十年來の同盟日本と絶つことのために竊に歎を米國に通じたのは即ち關ヶ原における松尾山の金吾中納言の如き形があるのである(二)英國が、米國の英國の盟主たるが如き國際聯盟を蹂躪し去りたるを以て太平洋會議の主催國たらしめたのは、未だ鋒を交へずして先づ覇權を米國に獻上し美名の下に隠れたものである。かの太陽の没することなき領土を有し世界唯一の大帝國を以て傲然雄視し居たる大英帝國が一朝にしてかゝる悲惨なる境涯に甘んじなければならなくなつたのは、如何なる理由であるか、英米兩國最近の狀勢を比較し來れば屢を照して見るが如きものがあるであらう。先づ之を

米國の側より觀れば

第一、米國には純眞なる平和論者もあり、熱烈なる軍備縮小論者もあり、宗教家、學者、實業家、政治家、婦人

等の種々の團體が平和のために實際的運動に従事して居るものも少なくなく、又頗る有力であるが、一方には之に對抗する軍國主義者の凄まじき活動もあつて、ポラー氏の軍備縮小に關する決議案を通過したる時に、上院の海軍委員會が四億九千六百萬弗の大海軍豫算案を可決し(兩院協議會にて減額せるも)海軍擴張競争においては何國にも引けを取らず、米國をして世界第一の大海軍國たらしめんとしたる意氣を示したのも、其一例に過ぎないのである。即ち米國は上下通じて世界一の思想に支配せられ、他國にして我が下に屈せざる限り我は之と競争して終に凌駕して見せやうといふ考への勃々として常に熾に燃れて居るのである。

第二、米國民は、歐洲の大戦に結末をつけたものは全く米國軍の力である、シカも米國軍は未だ十分に其武力を示すに至らずして止んだのである、即ち振り上げた拳を加ふるこなくして靜に引ッ込めたのであるから此腕が鳴つて堪らぬ、我と思はんものは何人にも來れ、我が腕の力を試さすに止むのは遺憾である、戦勝の餘威に酔つて驕慢自負の念に驅られ、米國の國力を以て成さんとする所、何事か成らざらんといふ凛々たる又鬱勃たる勇氣を有つて居て(戦前もさうであるが戦後特に然りである)、常に何事にか此力を漏さうといふ意圖を懷きなが

ら機會を窺つて居たのである。否現に尙窺つて居るのである。

第三、米國は最近國際聯盟における前大統領ウキルソン氏の失敗の善後策を講じなければならぬハメにあつた、ウキルソン氏の失敗といふのは、主として(一)ウキルソン氏の學究的なる誇大妄想と、驕慢にしてシカも神經的に、人言を容れず、されはといつて剛志鐵の如く洞察の明を實際に用ふるにもあらず、不思議にも妙なる自己興味に耽溺したるといふが如き性格とから(二)舉國一致の大事業たることを忘れ、有力なる反對黨即ち共和黨の存在を無視し(三)條約批准に三分の二の多數を味方とせねばならず、従つて反對黨の多くを包有せる上院を閉却してはならぬといふことを遺失し、其講和委員の内に一人の共和黨、一人の上院議員を加へず(四)不文憲法たる大統領の國外旅行の禁を破つて意氣昂々自ら歐洲に打渡り(五)シカモ其の主張の十四綱要は多くは打破られて、徒に無賠償、非併士の虚飾的呼號の上に高くさまつたといふに過ぎず、其力によつて最後の勝利を制したといふ米國は何等の利する所がないばかりでなく、歐洲の事件に干渉して米國自ら累を蒙るが如き條約を締結し、木乃伊取りが木乃伊となつて、却つて英佛の爲に翻弄せられ、籠絡せられたつた形となり、單に反對黨の非難攻撃に會

したばかりでなく、自黨中にも少からぬ反對者を出した事を、いふのであるが、サテ米國は此條約を否決し、國際聯盟外に立つ事は、如何に米國の政治組織上止むを得ぬこと、はいへ、畢竟黨派争より來れる自畫自抹の愚擧であるばかりでなく、國際信義、外交道徳を破るの譏をも免るゝことが出來ず、惡名の下に世界的孤立の位置に立つこと、なるのであるから、既に保留的批准も、修正的再議も出來ぬと定まつた以上、何さかして此形勢を轉回せねばならぬ、即ち逆潮を翻して順潮となし、此順潮に乗じて帆を順風に揚げねばならぬ、然らずんば米國の威信は實力の深大なるに反して地に墮ちねばならぬ、同時に民主黨を窮地に陥れて悶死せしめた甲斐もないのである、是非米國の實力を利用し共和黨の智囊を傾倒して此善後策に成功し米國の威信を確立し米國の利權を擴めねばならぬといふ破目にあつたのである。新大統領ハーディング氏の政府と其黨與が虎視眈々として内外形勢の推移に注目し、平和と軍備との兩股かけて國家聯合策を唱へ始めたのも即ち之が爲である。

第四、米國共和黨は、元來國權國利の伸張に關する外交に重きを置き對外の經營に發展を試みる事を傳統的政策とする黨派であるが、今回民主黨を破つて天下を取つたものは此共和黨であるのである。試みに其傳統的政策を

例證しやうならば(一)嘉永の昔、所謂黒船を日本に差向けたのも共和黨の大統領フキルモア氏の時代ではなかつたか、(二)一八八〇年に支那排斥を徹底的に實行したのも共和黨の大統領ヘース氏の時であつた、(三)布哇を併合し(一八九八年)サモアを分割(其翌年)したのも同じく共和黨の大統領マツキンレー氏の時であつたのである(四)マツキンレー氏の名は單にソレばかりでなく米西戦争によつて益々高くなつて居る。比律賓を併合し、玖馬。ポートルゴを其の権力の下に致したのは、此戦争の結果ではないか、(五)哥倫比亞からパナマを奪つて獨立させ之を米國の自由手腕下に羅致し、運河地帯を永久安全にしたのは、又かの有名な共和黨の大統領ルーズヴェルト氏の時ではなかつたか。ルーズヴェルト氏が此外向日露講和の仲介者として斡旋の大功を立てたことは、今更いふまでもないことである、(六)國務卿ノックス氏が滿鐵中立案を提げてアハヤ絶東の事局を一變せしめんとしたのも、共和黨の大統領タフト氏の時ではなかつたか。タフト氏は尙全米の結合について大に努力する所があつた。而して今や共和黨の代表者としてハーチング氏が大統領となつて世界形勢大變轉の時期に處したのであるから、ハーチング氏が如何に第一流の傑物でなく、學識材幹においても格別に秀でたる所もなく、單に常識に富んだ平

凡漢、よくいへば、圓滿濃厚、たゞ實際的のシツカリものと稱すべきに過ぎないにせよ、米國の政治は民衆政治で又寡頭政治であるから、背後に優越した御師が居ることは、ハーチング氏も亦何かせぬとは限らぬ、否寧ろ大飛躍をなすべき機會に運り合せて居たものと見ねばならぬのである、即ち共和黨其もの、傳統的政策から見て何か事あるべしと覺悟せねばならぬ形勢にあつたのである。而して時代は此傳統的性質の發揮に最も好都合であつたのである。

第五、米國は今や世界の強大國となつたとはいへ、大英帝國は大なる舊家の如きものである、疲弊せりと雖も、古河に水絶ゆすの有様である。況んや世界の大戦に處して其力を伸ばし五大國の一に列するに至つた新銳の日本が之と提携して離れぬ間は、世界はマダ米國の自由になるものではない。米國が太平洋に覇權を樹立し絶東即ち支那大陸に活躍するの宿志を達せんが爲には、單に日支の離間を以て満足すべきではない、進んで日英の乖離を圖らねばならぬ、乃ち日英同盟の破壊を促すのは其第一着の急務であらねばならぬ、一體日英同盟は今如何を目的として存在して居るのであるか、露國は革命によつて瓦解し、獨逸と雖も亦同然であるのである、日英同盟

の目的とするものは既に無くなつて居るではないか、シカも兩國が尙之を繼續しやうとするのは其目的米國を以て共同の敵とするに在るものと見ねばならぬ。第一日英同盟の存在は、英國が日本を助けて支那及び西伯利方面に侵略主義の活用を思ふまゝに行はしむる積杆となり又日本が英國を助けて西藏方面からの侵略に便するに過ぎないではないか、支那を屈伏より救ひて米支提携の歩を進めるためには之を破つて日本の力を殺ぎ支那をして米國に恩義を負はせると同時に英國の老獪なる對支策にも止めを刺さねばならぬ。第二、日英同盟は日本が米國と戦ふ時、英國は之を援助するの義務を負ふことを規定して居らぬのみならず、英國からも之に關する辯明はあつたが、當てになつたものではない、目的なしに存続するの理由はあつるべからざる事である、假令條約に明文なしと雖も、日米事あるの時、もしくは英米事あるの時、日英兩國は情誼上互に援助するの秘密契約を存するものと疑はねばならぬ。日英同盟の更新問題に關し、印度、加奈陀、濠洲等に更新反對の聲の盛になつて來たのは勿怪の幸である。先づ初より反對なる支那人をして益々其聲を擧げしめよ。同時に是等諸領土の反對の聲をして高く且大ならしめよ。米國自ら宣傳に努力し米國の希望をして是等諸領土の聲たらしめよ。日英同盟を破らば復米

國の憚るべきものなし、日英手を分ては勢各孤弱し、米國は此兩者を操縱して横行闊歩、霸を世界に稱し得べし、天下は米國の意の儘である、是即ち敵の勢を分つて各個に擊破するの妙策である、此際大に行はざるべからざるの急務である、日英兩國もし悟らずんば更に之を苦しむるの策あり、太平洋の軍備擴張にも競争すべし、對英對歐洲借款問題にも、愛蘭問題にも、其他種々の方面において日英兩國を苦しむることが出來やう、先づ宣傳と威壓とを以て是に臨まうといふのが米國の腹であつたのである。米國が海軍制限を提唱すると同時に一方に盛に海軍擴張の計畫を進め、太平洋に艦隊を集中したり、太平洋沿岸より布哇、グアムの諸島にかけて防備を加へ、守兵を増し、比律賓にウッド將軍を派して總督とし、同島の獨立計畫を抑へ、又盛に支那人および支那の御用米人等を指嚇して日英同盟更新反對や山東無條件還附の宣傳に従はしめ、親米排日の支那の輿論であるかの如き形容をなさしめ、太平洋方面に對して大に競争的、挑戰的、威嚇的態度を示したのは、其一端と見るべきである。

備考(一) (六月十八日華盛頓發)米國海軍卿デンビー氏は來週米國艦隊の編成替を發表する筈であるが、太平洋艦隊は近來大發展をしたので同艦隊の艦數は更に大に増加する事となるであらう、是は太平洋には燃油使

用船を浮べ、大西洋には石炭使用船を浮べやうとする計畫に依るものである。而して最新造の軍艦は全部燃油使用艦であるから太平洋艦隊には新造の大軍艦殆ど全部集中せらるゝことゝなる譯である▲現任大西洋艦隊第五艦隊司令官エドワード・ウォルター・エバール中將は大將に進んでロドマン大將の後任として太平洋艦隊司令長官に補せられ、ロドマン提督はヴァージニア州ハンプトンロードの海軍根據地司令官に轉じた。布哇真珠灣の太平洋第二艦隊司令官ウキリアム・マール・シユーマーカー少將は中將に進級した。ヒラリー・ビー・ジョンズ中將は大將に進み、ヘンリー・ビー・ウイルソン大將の後任として大西洋艦隊司令長官に補せられ、ウイルソン大將はアナポリスの米國海軍大學校長に補せられた。紐育海軍造船所長官ジョン・マクドナルド少將は中將に昇進し大西洋艦隊戰闘艦隊司令長官に補せられた。

備考(二) (六月廿一日華盛頓發)當地にて聞く所に依れば陸軍卿は布哇に於ける防備力を二倍することに決したとある、即ち移動鐵道砲二箇中隊同島に配置せらるゝことゝなつたのである、而して是等砲隊は何れも十哩の射程力を有する十二吋臼砲八門を有す、尙二十哩の射程力を有する十六吋砲の一箇中隊を真珠灣に配置するの命令も發せられた、是等の經費は百萬弗に上るであらう。布哇守備隊擴張計畫も進行中である。是等の中には歩兵及び海軍砲及び航空機隊、氣球隊より成る全一個師團を同島に置くことを含むのである。彼の

佛國戰場ミューズ、アルゴンヌ攻撃に米軍第五軍團長を勤めベーシング將軍麾下の最も赫々たる司令官の一人たるサマロール將軍布哇軍司令官に任せられた。

備考(三) (大正十年六月五日北京發)駐米支那公使施肇基氏は日英同盟繼續に反對し北京政府に下の如き電報を寄せた「日英同盟の繼續は既定の事にして、繼續の結果は必ず支那の主權を危くす、且同盟の趣旨は専ら中國の牽制にあり、印度は元來英國の統治下にあるを以て日英同盟に印度を加ふるの聲明をなすの已むを得ざるものありとするも、支那は完全なる自主國なるを以て、自國の主權に對して自ら保護せずして他人の侵害を受くるに忍びず、顧維鈞氏(駐英公使)は屢々英國政府に向け口頭を以て聲明する所ありたるも如何なる結果ありたるやは未だ知るべからず、本公使は米國の各方面の有力者に對し極力援助を求めつゝ、あるも力足らず、乞ふ速に顧維鈞、胡惟德(駐日公使)兩氏をして各駐在國政府に對して力爭せしめ、支那朝野の人士亦一致團結して中國の主權を害するが如き條項を取消すの目的を達せんとを希望す」▲(同六月十三日上海發)山東絲業公會以下上海における十八團體は十一日集會を開き日英同盟更新反對の決議をなし、英、米、佛、伊四國々會に宛て左の如き電報を發した

英國議會宛 支那國民の貴國人に對する感情は日英同盟締結以來次第に疎遠に赴きつゝ、ある、日本の侵略

政策は該同盟を頼むが故に起るものである、該同盟にして更に繼續されんか、支那國民の感情は益々悪化し、番に英支兩國民間の友誼を損するのみならず、必ずや直接貴國の商業に影響するであらう、貴國會は支那國民の感情を思ひ速に貴國政府をして同盟更新を中止せしむる方法を講ぜんことを望む

米國議會宛 日英同盟は如何なる形式を以て更新さるゝにせよ、日本の對支侵略行爲を助長し且極東の平和を案すものである、貴國は英國をして同盟の更新を行ひ日本の勢力を助長せしめざるやう極力運動せられんことを望む

尙佛、伊兩國に宛てたものも右と大同小異で、その他加奈陀、濠洲、印度等の議會にも夫々電報を發した。

▲(同十六日上海發) 全國各界聯合會以下上海商工會等の廿八團體は十五日聯合會議を開き廿八團體の名義で英國首相、兩院議員、其他英國各新聞社に宛て日英同盟更新反對の大々的電報を發することを決議した▲(六月廿四日北京發) 日英同盟問題に對する支那の輿論は表面頗る緊張して居るやうであるが、其の實は問題に對する正確なる智識を缺き主要な論點を逸して居る淺薄極まる妄動に過ぎず、一見して北京政府の御用宣傳であることを看破する事が出来る、即ち北京政府が曩に「日英同盟に對する國民の輿論が甚だ冷淡なのは實に遺憾に堪へない宜しく地方各省に於ては輿論を指導して當局者の後援たらしめるに努めよ」この電報を發

したので、茲に始めて大々の宣傳政策を開始したものであるらしい。斯くして御用新聞の行動開始となり、商會、農工會等の通電となつた次第である。現代支那の一大勢力である學生團を利用する事は、時偶教職員同盟罷業問題の喧ましい折柄まで、全然失敗に歸した。併しながら問題の實質を把握する能力ある一部智識階級は北京政府の衷情を察し進んで外交當局と握手して宣傳運動に参加せんとするに至つた。即ち兩月前渡歐したシンブソン、王爾惠兩氏等は英國に於ける運動の首腦として、前北京ガゼット紙主筆陳友仁氏、前上海會審衙門辯護士花梅銓氏等の秀才を集めて英國政府及び言論を動かさんとし、尠くも日英同盟更新條約中に支那なる文字を使用せしめない事を期して居る。又米國においては曩に徐總統に對する博士號受領の爲め佛國に派遣された朱啓鈴氏は徐總統の密電で米國における宣傳者となり、前駐支米國公使ラインシユ氏、前清華學校長周士春氏と共に米國上下を遊説し日英同盟が更新され、は日本は今後更に支那における優越權を保持すべく米國の利益は日本の政策の爲めに害はれるたらうこの趣旨を力説する計畫である。(此他種々の資料あれど略す)

第六、米國は世界の債權國であり、今や世界金貨の三分の二は米國に集まつて居るといはれる位であるし、如何に世界的不景氣に襲はれることを免れなかつたとはいへ、又國民が如何に物價騰貴と負擔増加に苦められつ、

ありさはいへ、之を歐洲各國に比べれば、其貧富満乏、同日の談ではない。國家國に必要の物資として何の缺くる所もなく、未開の資源も非常のものである、今日においては世界唯一の供給國たる位置を占めて居るのである。財政上の負擔は多いとはいひながら、最近露國救済費として二千萬弗支出の決議をすまして居るのである。其勢の隆々たる他國に對して何の恐るゝ所も憚る所もないのである。他國にして米國の平和と人道との名においてする命令に従はぬとあらは米國は此力を傾注して従はして見せう、が、シカシながら、戰爭の悲惨なるは言ふまでもない、此上更に大慘劇を演出することは人類の忍びざる所である、又此上窮極する所なく軍備擴張の競争をするのは各國相率ゐて自滅の淵に赴くばかりでなく、其中途に慘烈なる悲劇を演出するの策を講ずると同一である、米國內及び世界各國に平和運動の漸く盛になつて來たのも當然である。従つて、出來ることならば、軍備の競争を中止すると共に平和の裡に覇を制するの道を取りたいものである。即ち經濟戰を以てするのである。ソレには米國の實力を輝かして國際の平和を米國の指命の下に成立させる必要がある、殊に今回は米國が國際聯盟における英國の位置に立つて別に國際的結合を作らねばならぬといふ腹で以て、盛に英帝國會議における日英同

盟更新問題に油をかけたなり、對獨單獨講和なごて類に局面展開策を講じて居たのである。

要するに、米國は武力にても可なり、平和策にても善し、何れにても此際世界列國の水準以上に出で、覇權を占めねばならぬといふ覺悟を以て、和戰兩様の準備の裡に世界の形勢を觀望し、最後の一石を下すの機會を窺ひ且其機運を促しつゝ、あつたものと見ねばならぬ。シカシまだ確乎たる成算は英國の暗示を受くるまではなかつたのである。従つて英國が華盛頓會議を以て英國の主旨にかゝるさいふのも強ち理由のないことではないが、英國が之を名譽の如く誇稱するのは厚顔無耻に近いこの譏を免れないであらう。シカシ英國が敵を知り己を知り、天の時と地の理と人の和とに考へ、勝敗の數明かに、利鈍の勢ひ同日にあらざることを審にし、實際的利害を辨して去就を定むる傳統的の老獪ぶりを發揮し、舊盟と手を絶つて雌伏の態度に出て、自己保全の道に急いた點からすれば、或は其賢明を誇るの價値があるかも知れないのである。兎に角、更に

英國の側から觀察して

見やう。著者は曩に「孤立的日本の光榮」(大正十年一月著)において、英帝國が盛衰の岐路に立つて居る事、英國の大敵は米國である、シカも米國は大に英國を輕侮して居る事、英國は大陸政策を變更して米國の爭覇策に對抗するの準備を整へねばならぬ事を詳論して、英帝國を戒め、又日米關係の益々緊張し來れることをも説いて、日本は英米爭覇戦の渦中に捲き込まれて其犠牲となるの虞がある、乃ち日本自ら兩國を制して平和を保つるの策を講げねばならぬと共に、日英の關係阻隔し斷絶すれば兩者共に米國の爲に制せらるゝの不利があることを明にして置いたのであるが、日英同盟更新期の到來は不幸にして英帝國內においては分裂の勢ひを助成するの因子となり、米國に取りては離間的宣傳を擅にするの好機會となり、英米の排日思想、對有色人種勃興憎惡の念は、此に英米親和、日英分離の形勢を日に増大したのである。コレハ畢竟、英國及び英帝國の自治領が、日本の隆興を憎み恐るゝと同時に、英帝國の獨力では到底米國に敵することの出來ないのを悟り、何さかして日本の感情をも害せず、米國の歡心をも得たい、大戰後滿身の創痍未だ癒わさる今日においては如何に米國から威壓せられ侮辱せられても致し方がない、暫く米國の言ふ所を聽いて雌伏的態度を取り國力の回復を待つより外に道がないとい

ふ悲惨なる覺悟の結果に過ぎないのである。率直にいへば、英帝國の疲憊と分裂的形勢とは、英帝國の衰運を來し、改造の一轉機に臨ましめ、未だ以て米國に對抗するの準備を立つるの暇がない爲である。備なきに敵の乘する所となつた形である。乃ち寧ろ進んで敵に通じ親和の形を以て局面を糊塗し一時を彌縫するの策に出でたのである。何を以て之を證するかといふに

第一、英米の財政的國際關係の轉變を忘れてはならぬ。今から十年前、英國國民の米國に對する投資額は三萬五千億弗と稱せられて居た。而して英國は此投資の利子を受取ることに莫大なる爲に米國から棉花とか穀物とか肉類とか石油とかいふ必要物資を易々と輸入することが出來たのである。然るに、大戰勃發後は此關係一變して、一九一七年の末頃には米國の輸出超過は歐洲からの借越を清算した上に英國人の持つて居た債券を悉く其手中に握るといふ有様になつたのである。そのみならず、英國を介して米國から聯合軍に貸つけた米國政府の公債だけでも九百七十一億弗といふ巨額に達し、此政府の公債貸つけが止むと民間の財團や銀行が其位置に代り、大正九年には是等私營銀行に負ふ歐洲の借財は三萬五千億弗といふ高に達したと計算されるのである。而してコレ

は皆英國が直接債務者たるの責任を負うて他國に貸つけたものであるが、今日英國自身が貸付所の負債のみでも四十億弗餘と記憶する。米國モンタナ州選出上院議員トーマス・ジー・ウオルシ氏の説によれば

英國は其内政上における種々の困難に加へて、我米國に對して四十五億弗の債務を負うて居る、此金額は英國が新に建造せんとする戦闘艦と同様のもの百隻を建造することが出来る、又其年々の利子を以て英國が今將に建造せんとする同数の戦闘艦を建造することが出来るのである

こいつて居る。斯くて米國は歐洲に對して十二萬億弗からの債權者となつたのであるが、米國の英國に對する地位は一九一四年度の對英負債の約三倍の債權を有する關係となつて、英米の財政的關係は大戦によつて主客の顛倒を來したのである。英國が財政的に米國に對して頭の上らぬことは之によつて十分に知ることが出来る。況んや獨逸からの賠償金も思ふやうに取れず、佛國と喧嘩しつゝあるといふ場合においてをやである。軍備擴張競争なきの餘裕のないことは明白である。假令無理にやればやり得るとしてもソレは米國に對しての準備に過ぎぬのである。現に英國は戦後において海軍縮小の方針を取りつゝあつたのである。

備考 (大正十年五月三十日倫敦發)英國海軍省はセフィールドのワード會社に廢艦全部を七十五萬磅で拂下げ

た、此未曾有の大拂下に含まれた廢艦は戦闘艦五隻、輕巡洋艦六隻、水雷艇母艦三隻、驅逐艦七十隻で、拂

下價格は噸當り平均五十四志である

強し

英帝國領土首相會議の當時、華盛頓では

英帝國首相會議は極東の沿海に有力なる英國艦隊を派遣すべき計畫を審議するこの報が倫敦から來た、其計畫は前英國大艦隊の司令長官であつて今は新西蘭總督たるヂェリコー提督の提唱する處である、ヂェリコー提督は一千九百十九年から同二十年にかけて冬季中帝國海防問題を研究せんがために英領各植民地を巡遊した人である、同提督の計畫は超弩級艦八隻及び巡洋艦八隻と若干の補助艦並びにソレに相當する根據地及び貯藏所から成る一艦隊を編成しやうとするのであるが、更に提督は、此の艦隊は主として新西蘭、濠洲、及び加奈陀を防禦するためであるから、是等自治領植民地は其の經費の五分の三を負擔することを懇願して居るのである。

極東艦隊が若し編成せらるゝならばソハ新艦船を以てせらるゝや將又歐洲よりの派遣艦より成るやを決するは帝國首相會議及び英國海軍作戰部の決定すべき問題である。其の場合に於ては英國が優秀なる海軍力を太平洋方面に移す事を意味するものである(大正十年六月廿一日華盛頓發)

といつて、大騒ぎをしたのであるが、ドウやら風聲鶴唳に近いものであつたらしい。同じく八月四日英國下院の海軍豫算討議で

戦艦四隻の建造費として各一隻につき七百萬磅乃至千萬磅、年々の修復費として百萬磅、同じく維持費として七十五萬磅を支出するの案

を可決した時すら、反対投票は僅に六十八票に過ぎなかつたにせよ、其前には「恰も平和の鳩が四隻の最新式超弩級戦艦に護られて行くやうなもので滑稽至極である」(政府反対自由黨員ラムバート氏の言)とか、「重税に苦める日本の人々も日本政府に強要して軍備の縮小を行はせるに違ひない」(ケンウオーシー中佐の言)とか、外交軍事に亘つて非常な論戦が交換された程なのである。

第二、内は主として失業問題と愛蘭問題とに苦しめられ殆ど外に手を伸ばすの餘力のないことである。失業問題は今日や、平穩を保つて居るやうであるが、愛蘭問題は内亂の繼續より總に妥協に入り自治植民地と同様のものにしやうとするまでになつたのであるが、コレについては愛蘭にも英本國にも議論があつて未だ全く確定したも

のこは見るこゝが出来ないのである。殊に愛蘭の獨立的叛亂が米國に深い根柢を有して居るといふことは斷じて忘却すべからざる事で、コレは英米關係を左右する一大樞軸である。

備考(一) 英國の炭坑争議は昨年五月より六月に亘つて結着せず、總に七月初旬に至つて解決されたのである。

又六月には機械工の賃銀引下運動が起つて罷業と工場閉鎖とで失業者が非常に増加し、六月四日の倫敦電報は失業保險の支拂額が非常に増加し積立金は盡き支拂不能に陥つた、目下一週間の支拂高は二百萬人に對して百八十萬磅であるが拂込資金は六十萬磅に過ぎぬ

こいつて居る。又六月八日發の倫敦電報には

目下英國の失業者の數は坑夫百二十萬、紡績工六十萬、其他二百萬、合計三百八十萬、此外事業中止に達つたもの機械工百五十萬、毛織工二十五萬、總計五百五十萬人とある

備考(二) (大正十年十二月六日倫敦發)英國政府と愛蘭のシン・フェーン黨代表者との間に英國政府案に修正を加へて協定が成立した、協定の内容は左の通りである

一、愛蘭は憲法上英帝國自治領としての資格を有する事

- 一、愛蘭は英帝國の兵役、公債、並に戰時年金の支拂に對して義務を負ふ事
- 一、愛蘭自由國々會議員は愛蘭自由國憲法の遵守を誓ひ且大英帝國及び愛蘭市民並に各自治領の一成員として英國皇帝、皇太子及び法律によつて定められた帝位繼承者に對して忠誠を誓ふ事
- 一、愛蘭統治の爲議會を設置し且責任を負へる執行機關を設ける事
- 一、愛蘭自由國が自ら沿岸防備を施すに至るまで英國は愛蘭の海防に當る事
- 一、愛蘭自由國は英帝國の軍隊に對し軍港其他防備上の諸便宜を提供する事
- 一、愛蘭陸軍防備軍の勢力は愛蘭人口と英國人口との比例を基準として英國陸軍の兵力に對する比例を超へざる事

右の外尚英國及び愛蘭は相互に港灣の便宜を與ふる事及び内閣の更迭によつて影響を受くる諸官吏に對し適當なる給與をなす事をも規定する筈である

アルスター州に對しては右條約に依るの除外例を求め一箇月の猶豫を與へる筈であるが若し除外される場合にはアルスター議會は依然として現在の權能を持續し北部愛蘭の境界に關しては可及的人民の希望に隨ひ委員會で定める事となるであらう、又若しアルスター州が除外を求めない場合には現在北部愛蘭議會の

權能なき事柄に關しては自由國議會これが立法に當る事になるであらう

右は戰後年を重ねて内亂状態にあつて、殺傷、放火、其他慘害の測るべからざるものが漸く鎮靜に傾き、南阿首相スマッツ氏の斡旋から倫敦會商となり、一離一合、ソレから生み出した結果を示したものであるが、之に對して愛蘭の意見は賛否兩派に別れ果して之を批准するかドウか分らぬ形勢なので昨年十二月二十日の倫敦電報は「シン・フェーン黨議會は英愛協約を批准するかドウか分らぬため英國政府は愛蘭から英國軍隊を撤退する協定を取消した」と報じて居る。而してシン・フェーン黨議會は猛烈なる論戰を交換したま、廿二日に休會となつて仕舞つたのである。華盛頓會議計畫前後において形勢の如何に憂ふべきものがあつたかは以て察すべしである

第二、外は歐洲の國際關係依然として安定せず、何れの國も貧窮と混亂との波に揉まれつゝ、殆ど其奇る處を知らない有様でありながら、尙其間に憎惡と敵意とを交へ、ヴェルサイユ條約後の情態は、恰もかのトロツキーがブレスト・リトウスクの條約を評して「戰爭にもあらず平和にもあらず」といつて自ら皮肉つたのと同じ情態で、英國も雖も此寄せ去り寄せ來る不安の波に漂蕩せられて居るのである。波蘭問題や、シレシア問題や、賠償問題

について、英國の親獨政策は毎に佛國の排獨政策の反抗に會しつゝあるてはないか。のみならず佛國は土耳其の問題に關しても反目しつゝあるのである。斯くて英國は佛國との親交も戦時とは冷然顛倒し、親獨策も成らず、露國との通商策も意の如く効果を收むることが出來ず、英國は歐洲大陸から何等の得るところなきのみならず寧ろ荷厄介たるに苦しんで居るのである。これ等に關する例證とすべき資料は所謂汗牛棟充て又世人の明知するところであるから右の數言で英國が歐洲大陸策に苦しみつゝあることを示し得て餘りあると思ふ。

備考 十二月十五日倫敦發の電報によるに獨逸は來る一月十五日及二月十五日期限の賠償分納金（合計七億七千五百萬金貨マーク）を支拂ふことが出來ないと賠償委員會に向つて通牒を發した。佛國首相ブリアン氏が開放地事務大臣ルシユール氏や多數の専門家を引連れて十九日倫敦に到着したのは此賠償問題に關して協議するためであつた。十九日倫敦發の電報は左の如く報じて居る。

英佛兩首相の會商は今朝英國首相官邸に開かれ、英國側はロイド・ジョージ氏、下院首領チェンバレン氏、藏相ホーン氏、佛國側は首相ブリアン氏、改造相ルシユール氏、外相ペルトロー氏、出席し明日から正式に會合することに於て一先づ散會した、公報によれば、右會合においては一般經濟問題を討議した末、

大藏省に託して調査させることになつた、又ウキスパーデン協約を締結した獨逸代表ラテナウ氏が再び倫敦に到着したので興味ある局面が展開された、氏は佛國首相等と會見することになるかも知れない、此會商の結果、賠償問題を決定するため一月中旬カンヌ（地中海に面する處、ニースの南方二十二哩、避寒地として知らる）で最高會議を開くことに決しブリアン氏等は直に（廿一日か）巴里に向けて歸途に上つたのである。英佛の主張は容易に一致しないのであるが、十二月廿九日の「大阪毎日」の「賠償問題の經過」といふ社説はよく此間の事情を説明して居るから參考のため其一部を借用する。

○（前略）獨逸の支拂ふべき賠償額及び支拂方法は本年五月十一日聯合國側と獨逸側との間に取極められたのであつて、獨逸は先づ總額千三百二十億金貨マークの借用證（債券の發行）を聯合國に手渡し、これを年々二十億金貨マーク宛と、その輸出額の二割五分の税金まで、なし崩しに支拂つて行くやうになつて居る、箇條書きにする。

- 一、獨逸は本年七月一日迄に百二十億金貨マークの六分利附債券を、十一月一日迄に三百八十億金貨マークの六分利附債券を、十一月一日迄に八百二十億金貨マークの無利息債券を賠償委員會に交付する事
- 二、これ等の債券に對して、獨逸は毎年二十億金貨マークを四期に分ち賠償委員會に支拂ふ事

三、これ等の債券が償還せらるゝ迄、獨逸はその輸出額の二割五分を賠償委員會に支拂ふ事
四、別に獨逸は本年五月三十日迄に十億金貨マークを賠償委員會に支拂ふ事
かくて獨逸は今日までの處では、右に述べた千三百廿億マークの債券を賠償委員會に交附して居る、即ち借
用證書は交附済みになつて居る。又五月卅一日に、同日迄に支拂ふ筈の十億金貨マークと、十月十五日に毎
年分納すべき二十億マークの一部としての十億マークと、十一月十五日に輸出税収入の三億マークと合計二
十二億の支拂ひを了した。故に獨逸は賠償額について本年五月新取極めを承諾してからは、その義務を完全
に履行し來たのである、それが今回來年一、二月分の現金納入となつて行き詰まつたのである。
而して明年一、二月に支拂ふべきものは、一月十五日に支拂ふべき五億金貨マーク（二十億金貨マークの
分納額）と、二月十五日支拂ふべき二億七千五百萬マーク（輸出税収入から）の兩者を指すのである、今各種
の報道を綜合すると、獨逸は右約七億七千萬マークの中、二億だけは正貨で支拂ふ事が出来るが、その残額
五億七千萬マークを、英國で外債の募集により、これに充てんしたが失敗したから、支拂延期を要求して
居るのである。英國は必しも正貨を欲するものでないから、獨逸の募集に相當盡力したらしく、又支拂延期
にも必しも反對でないから相當好意を以て便法を講ずるに違ひない。佛國は表面の輿論は強硬ではあるが、

支拂延期の止むなきを覺悟して居るらしい、たゞ延期々間中の保證と融通を得るに頭を悩まして居る。併しな
がら英、佛兩國とも今回は假に支拂を延期するとしても、次いで來るべき四、五、七、八、十、十一月の六
回に亘る獨逸の支拂額合計約二十四億マークを完全に履行出来るかにつき懸念があるから、今は問題を單に
七億七千萬マークの支拂問題に限らず、廣く獨逸の經濟狀況、歐洲一般の經濟財政改善問題と關聯して協議
をするのであらうと思ふが、國際經濟會議を開き、根本的に國際爲替、金融、貿易、債務整理等の問題と共
に協議されなければ、到底満足なる解決は困難であらう、従つて實際は一時の支拂延期法に於て糊塗する
の外はないであらうと思ふ、しかしながら賠償問題については、英佛の間に根本的意見の相違があるから、
兩國の間に紛議を免れぬであらう。

第四、英國の對外關係の悲觀的なるは、獨り歐洲のみではない、亞細亞においてもソクである。波斯は全く其手
を脱したのである、近頃では其石油權の一部も米國の會社に取られたといふ報道がある。阿富汗斯坦は昔日の親
英關係から背いてソレと同程度の、否、ソレ以上の親露關係を結んで印度を脅かして居るといふ有様である。英
國が四面楚歌の裡に米國に向つて弓を引くなど、は思ひもよらぬ事であらう。

備考(一) 波斯と露國との條約は波斯の英國の手より脱して露國の手に歸せるを示すもので、露國は波斯に對し舊露帝國時代の武力政策を執らぬ事、波斯と第三國との間に結ばれたる波斯開發に關する協約は總て無効とする事、一八八一年に協定した露波境界を認め一八九三年に割讓した地方は之を波斯に還附する事、露國政府は波斯の内政に干渉せぬ事、露波兩國は第三國の敵對行為に對しては互に援助防守する事、露國帝政時代の貸金は之を棒引とする事、露國占領軍に屬する家屋、家具、其他の財産は總て之を波斯に附與する事を約して居る(拙著「有色民族の大不平」二五ページ乃至二九ページ參看)

備考(二) 阿富汗斯坦と露國との條約は、更に重要である。阿國は商業上の要地でなくして單に軍事上の要地である處に領事館の設置を露國に許す事、其領事館には附屬武官の置かれる事、露國は阿國に金貨一萬留の補助を與ふる事、尙財政以外にも必要の援助を與ふる事、露阿兩國は双方の損害となるべき軍事上又は政治上の協約を第三國(英國を意味す)と締結せぬ事を約して居る。

第五、更に甚だしいのは、英帝國領土分裂の形である。愛蘭の事は前にいつたが、埃及も亦同一状態で獨立を求むること益々急激、終に英埃兩國の談判となつたのであるが、英國は埃及の要求を悉く容るゝといふ譯にいかぬので今や談判破裂、今後の英埃關係、埃及の出處はドウなることであるか危まれて居るのである。次は印度で

あるが、印度も亦埃及や愛蘭に倣つて獨立しやうとして居るもので、新憲法や太守更迭などでは未だ印度人を満足させることが出来ないのである。七月の暴動や、最近英國皇太子が印度を訪問せられた時に表示された印度人の反英運動や、是等の運動に關係して如何に多くの印度人が死傷したか、逮捕されたかを見る時は、英印關係の斷じて容易ならざることを知るであらう。濠洲や、加奈陀や、南阿等の自治植民地は、平靜を保つては居るが、英本國に對しては獨立的の性質や形式を益々具體化しつゝあると稱すべきで、戰爭以前の如く英本國の意のままにならなくなつたことはいふまでもないのである。殊に加奈陀や、濠洲や、新西蘭の如きは、人種問題の關係上、又同一太平洋に位置するの關係上、日本に對して米國と緊切に利害を同するものがあるといふので、英本國の排日親米派と相呼應して日英同盟更新問題に大波瀾を捲き揚げたのである。之によつて見ても英帝國が結束を失ひ四分五裂の状態であることが分るのである。英帝國としての對外的大活動が一致の下に出来ないことは贅言を待たないではないか。

備考(一) (大正十年十一月十九日倫敦發)外相カーゾン卿は埃及代表委員アドレー・パシヤに英埃條約の草案

を手交した、アドレー・バシヤは同草案を基礎として條約を締結することは到底不可能であるから歸國することを囑に通告した▲(同別報)英埃間の協定を結ぶため英國へ行つたアドレー・バシヤと英國側との商議は失敗に了つたといふ風説がある、本日午後アドレー・バシヤと外相カーゾン卿との間に僅々半時間の最後の會見が行はれた後アドレー・バシヤは埃及委員一行が明日埃及に歸ることの事實なる旨を確言した

右の不調は主として軍事問題に關係するのである。十一月十日アドレー・バシヤに交附された條約草案は、英國は埃及を援けて其死活的利害及領土保全の防護に任ずる事、英國軍隊は埃及國內を自由に通過し得る事、英國軍隊は追つて決すべき一定期間中埃及國內の一定の場所に駐屯する事、英國軍隊は兵營、飛行場、海軍根據地等の設置上便宜を有する事、等を規定してあつたが、埃及側は同十五日の回答において、英國軍隊の駐屯は運河のみに限るべき事を提言し、埃及占領を意味するが如き英國の提議には應ずることが出来ぬ、コレでは全く埃及の獨立計畫を破壊するものである、尙英國が埃及の外交を指導監督する事、財政司法等の諸委員任命の事も其儘承諾することは出来ぬといつて反對して居る。以て不調の理由を察すべしである。シカも事態の悪化するところ左の如き報道を見るに至つた。従つて今後の事知るべからずである。試に左の諸報を見よ。

(十二月廿三日倫敦發)埃及に起つた暴動は事態險惡となり銀行は貸出を停止した、ザクルール・バシヤは隱退を拒絶したため拘禁された。カイロ市では建築物等大分損害を被つたものがあり、秩序維持のため軍隊が出動した、軍艦二隻も埃及に向つた。尙他の軍艦も出動準備を命ぜられた、ザクルール・バシヤの結社員六名も拘引され二名の示威運動者は銃火のため射殺された▲(十二月廿四日カイロ發)英國外務省公報は「埃及カイロに於ける騒亂は未だ鎮壓するに至らず暴徒は鐵道破壊を企て去る廿五日には列車が顛覆された、上部埃及は平靜であるが、下部埃及の大部は騒亂の甚だ化した、軍隊は目下スエズ及びポートセツドの管理權をその手中に收めるに至つた」と報じてあるが傳ふる所によればカイロ其他に於ける騒亂は中々重大で多數の死傷を出した▲(同上)多くの學校は休校し學生等は官吏に對して同盟休業をさせやうと努めて居る、軍隊は學生等が官有物を燒棄せんとする計畫を挫いた、ギゼイに於ける騒亂の詳報によると學生等は政府の食料局に押入り局外に追出されるや騒動起り五名の土人殺害され廿名負傷した、追放を命ぜられた六名のザクルール派は廿五日自動車でスエズに輸送された▲(同廿七日カイロ發)カイロの土人區域に騒擾が起つたので警邏自動車隊は暴徒に發砲して二名を殺し四名を傷けた、又デフティにも騒擾あり埃及軍隊はこれに發砲して一名を殺し二名を傷けた、ポートセツドに於ても新に騒動起り死者二名、負傷者三名を生じた、カイロに於け

る政府吏員の大部分は復職したが國內數箇所には別々に同盟罷業が行はれてゐる、アレキサンドリヤは平靜で警官は今日迄に煽動者四名を逮捕したゞけてある▲(同廿七日カイロ發)今回スエズに戒嚴令が布かれ左のやうな告示が發せられた

飛行機により群衆の集會を認めた場合には最初煤煙彈を投下す而して尙ほ群衆離散せざる場合には爆彈を投下し且つ機關銃を發射す

又文部大臣は官立諸學校の閉鎖を命じた▲(同上)英國軍隊は叛亂を鎮壓する用意を整へた、右叛亂は曩に追放されたザクルール・バシヤの妻ザクルル夫人が指揮してゐる、英國官憲は多分同夫人を追放するであらう▲(同アレキサンドリヤ發)廿七日決行する計畫であつた政府吏員の總同盟罷業は失敗に歸し土地調査局を除く外は皆平常の通り勤務してゐる、警察は二三小團體の示威運動を取調べたばかりであつた▲(同廿八日カイロ發)二十八日に至り一般の形勢は少くも外觀だけは一層平穩となつた、最近意見の一致を缺いてザクルール・バシヤの黨員二名は再び殘餘のザクルール・バシヤ黨に合した▲(同上)埃及高級委員アレクサンダー將軍は布告を發し新内閣が組織される迄各省次官をして大臣の職務を執るやう命じた▲(十二月二十八日倫敦發)埃及の暴動も漸く下火となつてカイロ市は平靜に歸したが學校はまた閉鎖して居る▲(十二月二十九日

アレキサンドリヤ發)アレキサンドリヤの乗合馬車従業員は同盟罷業をした、政治的目的の爲である(拙者「有色民族の大不平」二六七ページ「埃及の獨立運動」參看)

備考(二) (大正十年七月七日倫敦發)印度總督府の發表によれば、中央州アリグルにおいて重大なる騷擾勃發せり、原因は政治犯人の裁判に不服の爲にて暴徒は警察署、郵便局、其他の建物を焼拂ひ數名の死者を出せり。知事は同地に向ひ出發し警官隊も亦同時に出發せり▲(同八月廿三日倫敦發)マドラス州カリカット附近に容易ならざる擾亂起りチルル・アングァーの形勢殊に險惡にして暴徒は鐵道及電信線を破壊し數箇所の郵便局を掠奪せし後フェロズを指して前進しつゝあり、レーンスター聯隊兵四百名鎮撫のため急派されたり▲(同廿五日倫敦發)印度マラバル地方の數千の土民は宗教的迷信のために頻々として火災を起し火は益擴大し白人市民は恟々として居る▲(同同)南部印度よりの報によれば、熱狂的回教徒の集團は公然叛旗を翻しチルルに於て約一萬の叛徒は副知事及兵士二名を捕虜せしたるが其生死はマダ判明しない。……カリクットの形勢は危急に瀕し婦人小兒は兵營内に避難して居る、軍艦一隻同地に急行しドルセット第二聯隊及砲兵も同地に急行した。……モブラーにおける死者は五百乃至七百と見積られて居る▲(同別報)マラバル地方における白人居住者一千名以上同地における暴動中殺害されたと推算されて居る▲(同廿七日倫敦發)印度マ

ラベール地方モプラー族の叛亂は其數百萬と註せらる……此叛亂から印度全體が不秩序に陥る可能性がある
ので印度政府は印度事務大臣モンタギュー氏の同意を得て印度最近の擾亂に大部分の責任ある某々知名の人
物に對して相當處分を執ることに決した▲(同同)公報によれば……クツチプラムに到る電線は切斷され同地
方の道路は閉塞され橋梁は破壊せられ多數の官廳は焼き拂はれ、英國兵二名、歐人一名、チルル地方巡査、
官吏十五名叛徒の手に捕はれた、……又カリクット地方にては一歐人斬首せられ、村長其他歐人も殺害せら
れ、死體は十三箇河中に投ぜられた▲(同同)印度の暴動は事態容易でない、英國統治に對する叛逆は頻々企
てられ、饑饉も其範圍を擴大しつゝある、印度國民黨首領ライ氏は今回の英國皇太子殿下印度訪問反對大會
を催して自ら議長となつて居る▲(同廿八日倫敦發)南部印度の叛亂は益甚たしく……今日迄に歐洲人數名、
ヒンヅー人多數が殺害されレーンスター聯隊の兵二十名及印度人巡査十七名は行方不明となつた、叛徒も七
百名殺された▲(同カルカッタ發)印度殊にラホール地方においては英國皇太子印度御訪問に對し組織的反對
を試み市會は此歡迎の儀式に参加することを拒絶した、又カルカッタでも反對運動のため歡迎準備會は中止
の姿である▲(同九月二日倫敦發)チルル・アングヂー地方の叛徒は降服した、叛將の一人アリムタリアルは
捕縛された、モプラス族三十六名も逮捕された▲(同六日アラハバッド發)モプラス族の捕縛されたものは多

數に上り約三百名は臨時軍法會議に附せられ二箇年の懲役を宣告せられた、事態はや、平穩に歸したが物
價騰貴のために又暴民が起り掠奪が行はれ勸工場は閉鎖し軍隊の警戒は依然として居る▲(同十四日アラハ
バッド發)南部印度の擾亂は今尙終熄せず、千二百名の叛徒はミラムプールを防禦すると共に各地に大規模の
掠奪を行はうとして居る……ポアニーでは百名の叛徒が捕縛された、カリクットでも叛亂開始の噂がある、
尙モプラス族の刑の宣告を受けたものは四百五十名に及び人心恟々として皆業務を抛つて居る▲(同十七日
倫敦發)印度政府の發表によるとモプラス族の活動は十二日益々増大した……總計三千を算する叛軍は目下
エレナット及アラハバッドに集中して居る▲(同別報)國民黨の首領ガンヂーはマダ捕縛されて居ないが逮捕
された中には有名なベンジヤブ事件煽動者キチレウ博士もある……マラバル地方の叛徒に對しては砲兵隊
を使用せねばならぬ状態にある▲(十一月七日カルカッタ發)ホウラーにおける回教徒大會散會後群衆は警官
に投石し警官は之に對して突撃し發砲し警官一名死し九名負傷した、回教徒の死傷は判明しないが十一名逮
捕された、騷擾は翌朝まで持越した▲(同十八日ボンベール發)英國皇太子は十七日ボンベールに上陸されたが、非
協同派の運動は依然盛んで土人街などでは不穩の形勢があり群衆は電車を焼討ちし通行の歐人に投石した、
警戒の巡査は群衆に發砲し警官側に多數の死傷者を出したが暴徒は未だ鎮定されない(別報によると警官三

名即死し暴徒は軍隊と衝突し十名の死者を出した、十八日の朝更に二名の歐人が殺害されたとある、又他の報によると警官側死者四名、重傷者十三名、暴徒は三名銃殺され若干名負傷し多数逮捕されたとある(▲十一月廿日倫敦發) 全國各地に於て暴行脅迫盛に行はれ容易ならざる憂懼を惹起して居る、カルカッタの諸新聞は政府が秩序を維持することが出来ぬとて猛烈に抗議して居る、最近ベンガル政府は非協同運動者の志願兵は不法の團體なりと宣言して「彼等は脅迫を逞しうして警察を妨害し一切の制限を越えて居る」が激烈なる騷擾は十九日に起り合計百五十名病院に搬入され十五名の死者を出した、陸軍官憲は數回に亘り暴徒に對し一齊射撃を爲すの餘儀なきに至つた、尙放火數件あり、歐洲人數名は毆打された(▲十一月廿一日倫敦發) 孟買は廿日も騷擾依然たり、併し其の濃厚の度減じ更に多數の軍隊が増援して來た、過去三日間の負傷者總數二百七十六名である、市中は不安の爲め小兒を一定の場所に集中することが出來ず、英國皇太子は少年義勇隊の檢閲を中止し、女子義勇隊の檢閲も中止の已むなきに至つた(▲同十二月十三日倫敦發) 最近の報道によつて印度における政治的形勢の重大なる事傳はり倫敦に不安の念を喚起した。其報に曰く、非協同運動の發展せる結果カルカッタにおいては五百名以上のガンヂー派が逮捕され、デリーにおいては不法團體に屬するこの理由で五十名以上が逮捕された、又クリスマス週間にアーメダバッドで開かれる印度國民議會は自治を

宣告し撤兵を強要せんとする意圖であるから右閉會後には重大なる局面が展開されること一般に豫期せられた所であるが、此運動が斯く早く勃發したのは地方政廳が國民議會及回々教有志を法律違反者と宣言した爲である、之を不法としたのは英國皇太子殿下のアラハバッド訪問に對して休日及ポイコットをやつてシカも成功したので回教徒有志が再び脅迫的方法で之を實行せんとしたからである云々(▲同上) デリー來電によるとガンヂー派の非協同派逮捕に加ふるに印度内の三地方及びブラングーンを含む緬甸全體に亘り煽動的集會禁止令が布かれた(▲同廿八日アーメダバッド發) 國民議會は開會した、議會において數名の議員は政府の鎮壓法案に對抗するため非協同運動を一層厲行すべしと演説した(▲同上) モハニ氏はカリフエット主義の最終目的は英國の帝國主義を破壊し完全なる獨立を樹立するにありと云ふ決議案を提出し國民議員間に之に關し分裂を生じて來た、議長は右はカリフエット憲法に抵觸するといふ理由を以て同決議案を上程するとは出來ないと言明した、然しモハニ氏の賛成者は獨立決議案を可決した(▲同デリー發) 立法會議の決議に従ひラジャーは刑事裁判において歐洲人と印度人とを同一状態に置いたため刑事裁判法修正に關する報告をなすべく官民合同委員會を任命した(▲同廿九日アーメダバッド發) 印度國民議會人民委員會は民心の反抗に専心注意するため他の一切の行動を中止するこの決議案を可決した、同決議案は集會が禁止されて居るにも拘らず全

國に亘つて集會を開かんとことを勸告し且義勇兵となつて以て自ら逮捕される覺悟をなさんことを各人に徹して居る、同決議案はガンヂー氏又は同志が逮捕された場合には其後繼者に議會を率ある全權を委任して居るシカシ政府と講和條件を締結するには前以て議會の協賛を経るを要すとの但書が附いて居る

第六、英帝國の分裂的狀態を呈して居る事、改造的機運に際會して居る事、即ち盛衰の岐路に立つて居ることは、著者の既に「孤立的日本の光榮」の内にも、「有色民族の大不平」の内にも、幾多の實例を擧げて詳しく説き示した所であるが、此分裂を具體的に示したのは、昨年六月廿日から開會した英帝國領土首相會議において日英同盟更新問題に對する意見の不一致のために如何ともすることが出来ず、立往生を極めたまゝ、其尻拭を米國に託し、華盛頓會議の開催を促すに至つた一事である。フランク・エッチ・シモンズ氏の「大英帝國領土首相會議に關する評論」は著者の見る所と符節を合するが如く善く日英と英米との痛痒的關係を道破して居る、其要領をいふと

「大英帝國を破壊し去らうとした獨逸は見事失敗したが、大英帝國は之が爲に變化するに至つた。各領土は大戦の結果、帝國を構成する要素として新しい自覺に達した。世界大戦の終るに共に各領土は帝國の政策に對して

發言權を要求した、講和に關して責任の分擔を主張した。今回の英帝國領土首相會議は是等要求の強くなつた結果として開かれたのである。

倫敦會議を通じて最も重要な題目は英米關係であつた、日英同盟更新も要するに對米國の問題が骨子となつて現れて來たのである。

日英同盟なるものは英國が獨逸のため制海權に挑戦された結果締結されたもので、英國は之がため極東艦隊を本國に召還して北海に集中し得るに至つた。而して日英同盟は締結の目的に適つた有効のものであつた。

然るに今や日英同盟更新の問題に面接するや、容易に解決し得ない問題となつた。不幸にして現在の日米兩國關係は面白くない。英國にして日英同盟を更新繼續するとなると、英米の諒解及び關係上に大跌落となる。而して本問題には英帝國各領土が關係して居る。黙つて居ない。果せる哉、各領土は大英帝國の外交政策樹立に參與すべきものこの新しき自覺の第一歩として、日英同盟にせよ、何にせよ、英米兩國關係に累を及ぼす如きものは承認することが出来ない。コレは意義ある發言であつて、大英帝國の引力の中心に移動を生じ

た事を語るものである……

英米兩國の爭覇戦！コレは大分世間の噂に上る所であるが、英帝國各領土は米國との友誼を保つを以て英國外交の骨子となし、斷々乎として英米間の爭覇に反對する、日英同盟を犠牲にして米國の好感を得るを必要と心得て居る。而して斯る意見を有つて居る各領土は大英帝國の改造を斷行しても之を實現しやうとして居る……
(讀書協會々報翻譯による)

で、英帝國領土首相會議は、日英同盟更新問題について何等の纏りもつけ得ず、大法官パークンヘッド卿の

昨年七月八日日英兩國政府から國際聯盟に對して爲したる共同通牒は同盟條約廢棄の通告ではない、従つて本年七月十三日までに兩國の一方から廢棄の意思表示をしても同條約第六條の規定、

本協約は調印の日より直に實施し十年間効力を有す、右十年の終了に至る十二月前に兩締盟國の孰れよりも本協約を廢棄するの意思を通告せざる時は本協約は兩締盟國の一方が廢棄の意思を表示したる當日より一年の終了に至るまで引續き効力を有す、然れども若し右終了期日に至り同盟國の一方が現に交戦中なる時は本同盟は講和の成立に至るまで當然繼續すべし

この規定により今後一箇年間は其効力を持續するものである

こいふ解釋を助船とし、日英兩國孰れからも破棄の通告がないから更に自動的に繼續するものである、今俄に更新と否とを決するには及ばぬ、更に靜に考へよう、こいふことで一時を糊塗し、別に太平洋會議を策したのであるが、加奈陀首相メーエン氏の如きは此解釋に對して最も不平不満を懷いた一人であつた。

事情はコレで既に明白であるが、更に驕つて英帝國會議における英國首相ロイド・ジョージ氏の演説の日英同盟に關する部分は先づ此に引證するの興味があると思ふ

予は簡單に最も重要な海軍問題を指摘して見たいと思ふ、ソレは日英米三國關係の問題である。平和を支持し各國平等の待遇をなし軍備競争に没頭することを避けなければならぬと希望する箇所で太平洋及極東地方ほご吾々が重大視する所はない……其點から日英同盟は過去において貴重なものではなかつた。吾々は日本が聯合軍の最も困つて居る時、實に役に立つた援助を與へて呉れたことを知つて居る。英帝國は又獨逸の巡洋艦が印度洋と太平洋とに暴威を振うて居た際、濠洲と新西蘭の護送船を日本の軍艦が警衛して呉れた事を容易く

忘却しないたらう。吾々は今後吾々をして此に到らしめた兩國の試験されたる友交を以て日本が特殊利害を感じ又米國と同じく英國も機會均等と門戸開放を要求する總ての極東問題を處理せんと思ふのである。又英米二國に對して同情ある待遇と公明正大なる政策を求めて居る支那も此問題には少なからぬ地位を有するものこと考へられる。人種差別を以て世界に分界線を引くこと程世界を毒するものはない。此點に關して吾々は過去において其人種的懸隔を撤去した、め人道に對する特殊な奉仕をしたものといふことが出来る、亞細亞國民の英皇帝に對する忠節はソレの良き證據である。

その政策を離れ、その責任を全うせぬことは、單に國際的戰爭を誘發するのみならず、英帝國其物をも分離せしむることとなる。我國の外交方針は、決して人種差別や東西文明の優劣を基調として編み出されてはならない、それは帝國にとつて危険極まりなきことなのである。吾々は此事について深く米國政府と米國民の同情と諒解とを切望する。理性と常識から割り出し、又吾々の本能からの要求にも鑑み、即ち事態の自然の要求として、英國が米國の友交的な共同動作を冀ふことは、最も緊切なことである。吾々英國國民は世

界に到る。北米共和國と共に働きたいと思つてゐる。米國と均しく吾々も自由と正義とを基調として安定と平和とを欲するのである。米國と均しく吾々も太平洋や他の箇所に於ける軍備擴張を避けんことを欲し、而して現下米國の輿論が其方面に熱誠溢るやうな賛同の意を表して居ることを欣ばしく思ふ。

吾々は今米國政治家と彼等の企圖する軍備縮小案を討議せんとしてゐるもので、此の種の懸案が我が國民に歡迎されるべきは論を待たない。同時に吾々は英本國、並に濠洲、新西蘭、否、英國全般の生命は海軍力に依つて築かれ、英國國民の存在は全然其海軍力に據るものであることを忘れることが出来ない。そこで吾々は何よりも先づ吾々の保命の手段と云ふことを眼目に置かねばならない。それ以上を求めず、又それ以下も不足であらう。(中略)……大戰後更に起つた變化は、カナダ政府が米國ワシントンに大使を送らんとしたことで、コレは頗る重大な事件である、吾々は快く其事に關する協議をなし其任命さへ濟めはワシントンにおいてカナダの同僚を歓迎しやうと思つて居る云々(以下略)……(讀書協會の翻譯による)

英國首相ロイド・ジョージ氏が、「保命の手段」として、舊友を棄て新友に結はんとし、シカも舊友に對して過去

の功績を稱揚し戀々として手を分つに忍びざるの情あるを示し、同時に形勢と時代との大變化を説き、英帝國の必要とする新政策を論じ、舊友日本に對して「四時の序、功を成すものは去る」の天理を納得せしめやうとし、更に新友米國に對して媚ぶるが如く訴ふるが如く、落花の風を示すところ眞に千萬無量の妙味ありといふべきである。シカシながらロイド・ジョージ氏は此時如何にして日米兩國に對する關係を定むべきかといふ確乎たる成案は無かつたのである。何となれば、日英同盟の更新には、加奈陀首相メーエン氏、南阿首相スマツツ氏、印度代表サストリー氏等が反對し、新西蘭首相マツセー氏、濠洲首相ヒュース氏等は、日英同盟更新繼續は決して必要ではない、唯米國の諒解を得るやうに修正せねばならぬ、米國をも加へたる日英米の協約を以て之に代へたいといふにあつて、英本國にも、加奈陀にも、此論者があり、英帝國の意見は分裂して纏らなかつたからである。更に試みに其反對の有力者たる加奈陀首相メーエン氏の演説の一節を見やうか。言は極めて婉曲であり、又暗昧的であるが、日英同盟更新に反對なることは十分に看取することが出来るではないか。曰く

日英同盟更新に關して閣下が吾々の考慮を促された事項についても、吾々は決して其の重大なることを輕視し

てゐる者ではないと云ふことを斷言する。閣下が特に吾々遠隔の地に存在する者の注意を喚起された事項——即ち人種差別を緩和する必要を忘却せざるやうこの忠告——に關しては、吾々は今少しく見解を異にして居る者であることを言うて置きたい。然し、予は此際予の意見を茲に發表せぬ方が妥當であると思ふ。(同上)

更に此大英帝國首相會議の立役者ども見られたる平和論者で日英同盟更新反對の張本とも見るべき南阿首相スマツツ氏の演説の一節を見やう。曰く

吾々は戰爭に勝つた。軍備は政策に據るものであるから、予は英國の政策は今後軍備擴張の競争を刺戟せざる性質のものでなければならぬことを切に希望する次第である。英國對外政策の基調はそれでなければならぬ。予の見る所によれば、最も恐るべき錯誤は米國との軍備擴張競争である。米國は英國と最も親密なる關係を有する國である。各自治植民地は米國を自して最も古き英國自治植民地であると思惟してゐる。吾々が最も親密に協議し、最も親密に共同動作をなすは米國である。……英國に執つて最も安全なる方針は、米國と提携することである。是れは決して英米同盟を意味するものではない。予は米國との同盟も又何等特殊協定をも説

くものではない。それは單に不可能、不自然、なるのみならず、好ましからぬことである。英帝國は如何なる特殊條約國をも必要としない。大戰から世界最大の強國として出現した英國が其の地位を失ひ去らんとすることは愚劣極まる政策と謂はねばならない。英國は特殊同盟を要しない。英國の欲する處は世界一般との交友である。……吾々は歐洲大戰の根柢的な原因であつた帝國侵略主義又は國家侵略主義の舊慣、舊思想を廢し眞の國際的聯合を出現せんとして居る。それは同盟、特殊同盟の孰れにも依らず、將來の諸問題を新しい融和の精神に依つて解決せんとするのである。米國は國際聯盟の一員ではないとは云へ、米國と英國との協同は自然なるべく、而して其の賢い政策であることは疑を容れない。……疑もなく世界の中心點は歐羅巴から極東及び太平洋に轉じたやうである。予の考ふる處によれば、太平洋問題は今後五十年の大問題である。此の大問題に對して英國は尠からず利害關係を有して居るものである。自治植民地の三大國は太平洋に臨み印度は其の隣邦であり、日米兩國も太平洋を中心として存在して居る。支那も亦地球の最大人口率を控へて太平洋に臨んで居る。そこには歐羅巴、亞細亞、亞米利加が落ち合ひ、將に來らんとする人類史上の大事件を胚胎してゐる。

予は自ら問うて來るべき人類史上の大事件とは何ぞやと尋ねて見る。それは歐羅巴において既に實現された國家乃至は帝國侵略主義の野望の發現であらうか？ 又は吾々は吾々の教訓を習得し、嘗て潜つた鐵火の下に吾々の精神を淨めて了つたらうか？ それには平和な協同と、絶大なる利害の前における交友的な機會均等であらうか？ 吾々は永續的に國際聯盟の眞精神に則つて行動するたらうか？ 又はそこには競争國の軋轢と特殊同盟とを以て曩に吾々が通過したよりも慘ましい悲劇が再現されるたらうか？ 吾々は其二つの一を選ばねばならぬ。そこで今まで踏み來つた路は二つに岐れる。予の知る範圍では、本會議は其問題を討議する爲に開催されたものご聞く、若し吾々にして本問題に賢明なる指導を與ふることが出來たならば本會議は直に歴史の着陸標となるであらう。本會議の召集されたことは機を得たるものといはねばならない。米國議會は既に滿場一致を以て、英米日の三國會議開催の決議を通過した。日本は常に國際聯盟の熱心なる賛同者であつた。日本は國際聯盟會議に永久的な議席を有する列強の一で、在來の日本の態度は何等疑ふ處がないものであつた。國際聯盟會議において、英國は單に聯盟背後の原動力なるのみならず、最も眞摯に國際關係の秩序を整理するが爲めに努めて來

たのである。支那は聯盟委員ではないが、最近ゼネヴァの會議において其一員として選ばれたのである。同じく太平洋に臨み又太平洋問題に關係ある國は、斯くして最も重大にして最も危険なる次の世界政策に關する新しい協議と會合の組織に加入して居るのである。……本會議の使命は實に此一大問題に關して列強を如何にして友誼的に協議を遂げしめ得るかを指導するにあつて存するのである云々(同上)

其「英帝國は如何なる特殊條約國をも必要としない」といふ言葉は即ち同盟日本を必要としないといふの意味で、實に一語千鈞の力があるといふべきである。

濠洲首相ヒュース氏は「濠洲に満足を與へる日英同盟更新の必須條件は日米戰爭を豫防する種類のものでなければならぬ」といひ、軍備縮小に關しては「米國、日本、佛蘭西等を招じて吾々を會見せしめよ、吾々は全世界が劍を鞘に鑢換へることは望み得ないとしても少くも軍艦増設だけは防止する事が出来る。此點に關して其第一歩は萬事である云々」といつて居る。

日英同盟更新に關する意見の區々一定せず、何等纏る所なくして立往生を極めたことは右によつて明かであらうが、終に其尻拭を米國に託し華盛頓會議の開催を促すに至つたといふ事は、此濠洲首相ヒュース氏が、九月廿八日を以て濠洲に歸着し、翌々廿日濠洲聯邦の下院で英帝國會議に關する報告的演説によつて一層明白にせられて居る。今其一節を左に掲げやう

予は帝國會議の二日目に二ツの提議をした、其一は日米佛の三國を促して軍備縮小會議を開くべきことを首相ロイド・ジョージ氏に勸告したこと、其二は日米兩國を促して宜しく日英同盟に代るべき三國協約の成立を期すべき會議を開くべく、若し其目的を達することが出来なければ、米國は日英間の同盟協約は如何なる形式とすれば之を是認するかといふことを米國に確むべきであるといふ事である。之に基く交渉は開かれたが、予のいへる會議なるものは單に日英同盟に止らず、他に幾多の太平洋問題、例へば支那の門戶開放、及移民などの問題をも議せなければならぬといふのである、なぜかといふに是等の問題は自ら日英米條約と太平洋上における海軍競争及び軍備縮小問題に關係があるからである。従つて議事の進むに從ひて一の問題を他の問題と切離しては之を有効に處理するこの出来ないのを發見したのである。然るに日本と米國とに對する交渉の落着す

るに先ちて米國大統領ヘーデング氏の軍備縮小會議の招待狀が到着したのである。各國皆直ちに之に賛成した。此招待狀は我が外交政策の根本に觸るゝものであるから華盛頓會議は形勢を根本的に一變したものと云ふべきである。シカシ此招待狀は吾人當面の大問題を解決するものではない、太平洋問題解決の必要は依然として存し寧ろ一層の緊切を加へた。華盛頓會議を催すについては豫備的證議を行ひ且太平洋問題を解決するの必要がある、ロイド・ジョージ氏と帝國會議とは米大統領の招待に對する回答を起草した時に米大統領は二箇の會議を計畫したものと解釋し、吾々は軍備縮小會議を開くにしても之に先ちて太平洋問題に關する暫定的協約をするのでなければ何等満足すべき結果を得ることは困難であらうと考へて居たのである云々(以下略)

然しながら英帝國會議において軍備縮小問題と太平洋防備問題とを併せて議題にしたといふことは必ずしも英國の發意によることも見られぬ點がある。米國の誘導に應じたものとも疑はれる。昨年五月卅一日華盛頓發の電報は一米國政府高官の間では國際軍備縮小協定の締結に關する諸外國政府の意嚮を探るため既に非公式に通牒を發したと傳へられて居る、米國政府は本問題に關し最高會議において之を議するやう某國をして勸告せしめる希望

を有して居ると信ぜられて居る

さうして居る。此某國とは英國でなくて何國であらう。果して然らば、華盛頓會議は必ずしも英國の主唱に成るさもない難いではないか、形において主唱者であるとしても何の名譽にもならぬではないか、寧ろ耻辱である、米國のお先に使はれたものである、然らずんば日本を壓伏するために英米押れ合つたものといはねばならぬ。

第四章 日英先づ斥候戰、前衛戰に敗る

會議期日—豫備會議—本會議開催 地—討議範圍の限定—代表資格

ヴェルサイユ條約、即ち國際聯盟を主眼とする平和條約は多く米國代表者の主張によつて成立し、又米國代表者の調印したものである。而して其第一篇の頭書には

締約國は戰爭に訴へざるの義務を受諾し各國間における公明正大なる關係を規律し各國政府間の行爲を律する

現實の規準として國際法の原則を確立し組織ある人民の相互の交渉において正義を保持し且敵に一切の條約上の義務を尊重し以て國際協力を促進し且各國間の平和安寧を完成せんがため茲に國際聯盟規約を協定すといふ立派な宣言がしてあり、第八條には軍備縮小の事も規定してあり、其他の各條項總て戦争防止についての方法を定めてある。然るに米國は之を以て自國に不利なりとして此調印を蹂躪し故紙の如くに之を引破つたのである。而して別の方法によつて自己の下の下に平和の策を立て、併せて自己を利しやうとしたのである。國際聯盟の支持者であり、米國脱退後聯盟の盟主となつた英國が、此米國の横暴を如何にもすることが出来ず、寧ろ英國の米國を抑へやうとした此聯盟規約を破るの策を取つてアペコベに英國をからめやうとした米國に對して、一も二もなく屈從し、世界的協調、非戦保安の美名に隠れて、「保命の手段」止むを得ずするに至つたのは、實に何たる悲惨事であらう。單に米國ばかりでなく、南米の諸國が擧つて國際聯盟を輕視し之を裏切るに至つたのも亦當然の成行で、其裏面には英國及び日、佛、伊諸國の米國に對する無力を侮るの精神を含んで居ることは、手ふべからざる事である。

備考 (大正十年六月一日華盛頓發)華盛頓駐在の南米諸國外交官は米國大統領ハーチング氏が確に國際聯盟に反對の意ありこの信念に基き全ラテン、アメリカ諸國では悉く國際聯盟から脱退すべきものと豫想して居る、即ちウルグアイ國公使は同國議會が目下聯盟脱退の件を討議して居るこの報道を確認し、亞爾然丁國公使は同國の態度はゼネヴァにおける聯盟總會において聯盟から脱退した以來何等變更なしと言明し、ニクワラガ國は既に聯盟脱退の意志を表明した。尙コスタ、リカ及サン、サルヴァドル、並に其他の南米諸國も、亦右諸國と同一行動を執るべく目下考慮して居るを傳へられて居る

英米兩國の主客顛倒の形勢は既に上述の如くであるが、英國は何から何まで米國の切盛りの下に唯々諾々として屈從し、米國指導の計畫を甘受するといふことは大英帝國の威信に關する不名誉の事であるといふ事を忘れなかつた、又其斯くすることの大英帝國に取つて極めて不利であるといふ事も能く知つて居た。各自治領首相、殊に濠洲首相ヒュース氏の如き太平洋問題について豫備會議を開くことを必要として英本國に向つて大活動を續けて居たのである。ソコで英國は豫備會議を倫敦に開いて彼の濠洲首相ヒュース氏のいつたやうに太平洋問題なり、極東問題なりに關する暫定的協約か若くは華盛頓會議の基礎的骨子となるものを作つて華盛頓會議は之を修飾し

て具體的の協約とする形式的會議に過ぎないものとしなければならぬが、ソレには多少の時日を要するから華盛頓會議は米國の内定して居る期日より後らせなければならぬ、而して此華盛頓の本會議には、南阿、加奈陀、濠洲、新西蘭等の各首相をして倫敦からの歸りがけに列席せしむるやうにしやうとしたのである。加之、其本會議の地も華盛頓では面白くないから加奈陀に開きたいといふ各自治領首相等の主張をも支持したものと察せられる。亦以て英國も日本と同じく其會議の性質、範圍を豫め限定しやうとするに熱心であつたことが察せられるではないか。大英帝國の位置として、又舊式外交に巧妙老獪なる慣用手段を弄する英國の傳統的態度として、當然の希望でもあり、又當然の畫策でもあると評すべきであらうか。七月廿六七兩日に米國から來た電報は、此間の消息を知るに十分の資料となるものであらう。

(一)當地において信憑すべき筋より確聞する所に依れば、英國政府は華盛頓における太平洋及び極東問題の範圍、性質に關し日本に劣らざる程注意して居る、英國は華盛頓會議の提唱に先ち米國の軍備縮小提議に全然同意したものであるが、華盛頓會議提唱の間際になつて支那における門戶開放の政策に關する米國々務卿ヒュース氏の

の覺書と共に氏の同會議に關する考への頗る廣汎なるには英國外務省も一驚を喫した様子である。ヒュース氏の此の門戶開放に關する覺書において米國は支那において經濟、商業、領土的性質を有する如何なる外國側の利益に關する取極にも仲間入をしない、又左様な取極をする事をも拒絶するごある

英國は米國の此態度に關して極東問題について紛争の起るべきを直ちに氣附いた。英國は支那において昔から尠大なる利權の所有者である。ヤツプ、山東、西伯利、乃至委任統治に關する一般問題の討議には何等の反對もないが既に決定したものと信じて居る問題を再び持ち出さるゝことを欲しないのである。ソコで英國外務省は華盛頓會議の始まる前に會議の性質と範圍とを成るべく決定して置くことに努力するだらうと信ぜられる。従つて英國側から米國政府の提唱せる開催期よりも遅く開會するやう提議し或は英國において豫備會議を開くの提唱を見た次第である。華盛頓では之を以て英國が會議に先ちて會議の議題を定むる事を熱望して居るものだと解釋して居る

英國も將又日本も斯くして期日を延ばさうと試みつゝあるけれども當華盛頓では無益の事と思つて居る。米國官憲は會議は最初の計畫通り實行せらるゝものと確信して居る。(七月廿六日華盛頓發)

(二)太平洋會議開催地に關して英國自治領植民地首相連は廿六日次の四點を理由として太平洋沿岸たる加奈陀の

晚香坡もしくはヴェクトリアに開催しては如何と主張した

一、日本人は該會議に關して信賴的感情を抱いて居ない事

二、一國の首府は國際的集會の場所として不適當である事

三、太平洋會議である以上その名の示すが如く太平洋沿岸に開く方がいゝ事

四、濠洲、新西蘭の代表者に取つては太平洋沿岸は距離に於て極めて便利である事

即ち倫敦開催説は今や全く影を潜めて加奈陀の沿岸が興味深い國際的大芝居の檜舞臺として提唱さるゝに至つたのである云々(七月廿七日紐育發)

日本は元來會議の性質範圍を知りたい、ソウして日本の同意し難いものであるならば之を同意し得る處まで制限するやう協定したいといふのであるから、幣原駐米大使が之に關して折衝大に努めたことは勿論であるが、林駐英大使も亦英國の右のやうな希望に投じ日同盟の誼を以て英國を動かして華盛頓會議に臨まうとしたことは蓋し言ふまでもないことであらう。處が結果は如何であるか。英帝國の衰運は米國に對しては魯縞をも穿つことこの出來ない程の彌縫の末のやうなものであつた。

是等に關する折衝は七月の非公式招請から八月の正式招請まで一箇月を費したのであるが(一)英國の豫備的會議を倫敦に開きたいといふ提議も(二)會期を後らせやうとした希望も(三)加奈陀に開きたいといふが如き自我説も悉く米國の爲に強硬に拒絶せられたのである(四)又英國は其自治領植民地を一獨立國同様にしてヴェルサイユ會議に臨ませたやうに濠洲や新西蘭や加奈陀なきをして各一票の權利を有する獨立的資格を以て華盛頓會議に臨ませやうとしたのであるが、米國は一の英帝國を認むるのみ、其他の獨立的英領を認むることは出來ない、但し英帝國代表者として自治領から其人を探るゝ否は英帝國の自由であるといつてコレも見事に英國の要望を刎ねつけて了つたのである。之が爲に英帝國領土首相會議の結了したにも拘らず、豫備會議が倫敦に開かれるかも知れぬと萬一を僥倖して其儘滞留して米國の回答如何を待つて居た植民地首相等、殊にヒュース氏の如きは、憤慨又落膽、事の終に不可なるを知つて孤影悄然として倫敦を引上げたのである。之を彼のヴェルサイユ會議の時の勢ひに比べれば何と評してよいか、虎の威を借りた狐の正體が暴露したともいはいはうか、米國に對する英帝國の威信の影は日中に深く見ゆる月輪の如しともいはいはうか、實に是英國の斥候戦、前衛戦の大失敗、大潰走てはあるまいか。

次は日本であるが、日本は果して何事を質問したか、又質問の點について満足なる回答を得たか、又欲せざる討議の範圍を同意し得る處まで制限し得たか。日本政府は是等に關して秘密一天張りであるから其内容を知ることが出来ないが、米國々務省が七月十一日(即ち非公式申出の日)を以て左の

- 一、各國に發したる請待の目的は單に海軍縮小のみならず有ゆる種類の軍備制限をなすにあり
- 二、右に關し的確なる回答未だ列強側より到着せざるが國務省は各國とも應諾すること確實なりと信ず
- 三、會議開催の期日は列強側に委せたるが恐らく今秋半は頃即ち十一月となるべし
- 四、會議の議題は、軍備制限問題、極東問題、並に是等の諸問題より生ずべき問題に就いては範圍を局限せよとして討議するものとす
- 五、代表の性質並に代議員の資格の決定は各國の隨意とす
- 六、如何なる國も右會議の如何なる決定をも前以て受諾する義務なし、履行する否とは各國の隨意とす
- 七、請待を英、佛、日、伊の四國に發したるは右四國は米國に取りて主たる同盟聯合國なるを以てなり、支那に請待を發したるは當然會議の主題に關係あるが爲にして其同意なき時は如何なる解決をも見る能はざるを以てなり

八、極東問題を議題となせるは、大戦争の可能性あるは世界中太平洋のみなるを以てなり

九、本會議の開催は例へばヤップ島問題の如き問題が當分解決困難なることを意味するものにあらざヤップ島問題は本會議開催前に解決せらるべし

十、本提案は極めて最近に發したるものなれども其の正確なる期日は言明するを得ず

十一、政府は右會議成立の可能性は殆ど無限なりと見なしつゝあり

さいふ十一項を發表したのを見れば、質問の點も、之に對する回答の總てが日本を満足させたものでないといふことも、略察せられる。(一)既に太平洋會議といふ、太平洋に利害を有する總ての國は之に招待せらるゝことを至當とする。假令露西亞は今回招待せられたる何國も正式承認を與へて居らぬとであり、墨西哥は米國の未だ承認せざる國であるから、之を取除くの止むを得ざるものがあるとするも、西南太平洋方面に大領土を有せる和蘭、小なりと雖も領土を有せる葡萄牙、東太平洋の境を形つくる中央亞米利加、南米の哥倫比亞、エクアドル、祕露、智利の如き當然招待されねばならぬではないか、是等の諸國は文那よりも擧る國として統一して居り是等國際會議に臨むべき資格を有して居るではないか。日本は果して之について質問を發したか。質問を發しても中米、南

米諸國の参加は米國のモンロー主義の侵犯を危むために、且和蘭其他總て是等の第三四流の小弱國を加ふることは會議の紛雜を多くするのみにて何等の益なく、又其決議の實行について無力であるといふ強大國專制主義のためには或は拒絶せられ或は形式的に招待するに過ぎないこととなつたのであるまいか(一)本會議開會前に太平洋問題に關しては日、英、米、極東問題に關しては日、英、米、佛の豫備會議を開いて大體の根本協定を作り本會議において之に基いて形式的に決定しやうといふことを要求したのであらう。所謂特定國限りの協議をしやうとしたのではなからうか。日本は會議の性質範圍に關する米國の腹案を知りたいといひ、米國は後日議題を決定する際なるべく協議するから所謂性質範圍については餘り追窮して呉れるな(七月廿三日駐日米國代理大使の寄せたる回答による)米國自身亦會議の一員であるから米國において會議の範圍を決定する事は出来ないか答へたのは、其證據で、日本は率直に其性質範圍を知らしめられないといふならば、豫備討議之を知らうとし、シカも米國は斯る秘密會議の性質を帯ぶるものは眞ッ平だ、ソナナ不公開、不誠實なことは米國外交の忌避する所であるといつて拒絶されたものと察せられる。同月廿五日紐育發の電報はイヅニング、サン紙華盛頓通信員の言として

國務卿ヒュース氏は七月廿一日駐日米國代理大使ベル氏の手を経て七月廿四日附ベル代理大使に手交せられたる日本の覺書に對する正式回答を日本に發したるがヒュース氏は専ら一般的なる項目の外日本の質問に回答するを慫慂に拒絶し、日本は慎重審議の上結局何等の留保を附せずして會議参加を承認するに至れり云々

と報じて居る(二)ソコで日本も最早施すべきの策はなし、されはといつて既に非公式申出に對して内諾を與へて居る以上、今更これをドウすることも出来ず、否、海軍縮小のためには進んで参加するの必要があるのであるから、萬一太平洋問題に關して不利に會することも出来るだけ豫備の方法を講ぜねばならぬと考へたのであらう。コレが即ち七月廿六日に日本から米國代理大使に交付した「餘り追窮して呉れるな」に對する復答となつたのであらう。其全文なるものは

帝國政府は華盛頓において軍備制限に關する七月十三日附帝國政府の覺書に對し米國代理大使より傳達ありたる同月廿三日附米國政府回答の趣を領承せり、帝國政府は米國政府において該會議開會前討議事項に關し意見交換を行ふの意思を有し該會議に附せらるべき太平洋及び極東問題の性質範圍を右意見交換の際決定するを可なりとせらるゝ次第を承知し右了解の下に該會議の招請を快諾する意嚮を有する旨米國政府に通報するは帝國

政府の欣幸とする所なり、帝國政府は米國政府の通牒及び聲明、並に國務長官と幣原大使との會談の結果により米國政府が軍備制限會議において太平洋問題、及び極東問題を討議すべきことを提議せられたるは是等の問題が會議本來の目的たる軍備制限問題の審議に密接關聯する所あるが爲にして、従つて其討議の主たる目的は太平洋及極東における一般の主義及び政策につき共通の了解を遂ぐるにある事を了悉したり、帝國政府は一意恒久平和の確立並に人類福祉の増進に向つて貢獻せんことを欲し本會議が克く所期の成功を期するが爲には前記の主要目的に従つて其議題を決定すべきものにして特定國限りの問題若くは既成事實に及ぶことは慎重之を避くるを可なりと思考す(外務省公表文書による)

さあるが、コレは獨り善がり獨り定め捨臺詞であつて又窮餘の最後屁である。シカシ此最後屁は左まで強烈のもりではなく、米國に對しては毫も辟易させるやうな毒瓦斯とはならなかつたのである。米國は「日本の回答は親切丁寧を極めたものだ……がシカシ米國は之に對して敢て重きを置くものではない、コレは唯日本が日本の態度を表示したに過ぎないものと思つて居る……苟くも太平洋に利害關係を有する國々は此等の問題を討議すべく招待せらるゝ筈である」を空嘯いて、日本の希望の如く是等大問題を二三國で密室に私議し豫め其骨子やら輪

廓を作るべき筈のものではないとして敢て取り合はなかつたのである。即ち日本の要望は米國のために閉却されたのである。(四)更に吾々の知りたいのは、日本が人種平等問題、即ち差別撤廢問題に關しては如何なる質問應答をやつたか、日本は之を會議の問題として根本的問題であることを主張しなかつたか、ドウかといふ事であるが、或は折衝の序に微温的に米國の鼻息を窺つたかも知れぬが、コレは恐らく言下に拒絶されて仕舞つたのであらう(五)若し日本が米國との豫備的折衝において相互の了解を得たものがあるとするれば、ヤップ島問題、山東問題を關係國限りに對して會議以外に協定する事、既定の條約、其他の事項に觸れない事、北樺太、西伯利における行動に關する事位に過ぎないであらう。然もコレにて形式的默會だけで根本から覆さるゝ危険が伏在したとすれば、日本に取つては何等の豫防も利益ともならぬではないか。此の如くにして本會議に臨まねばならぬ事となつたのは亦日本の斥候戦、前衛戦の大敗軍と見なさねばならぬ。尙參考のため米國が一切の豫備商議を行ふことを拒絶した趣意とも見るべき一電があるから此に之を附記して置く。

(七月二十九日紐育發)米國は何國に對しても單獨的若しくは豫備的商議を行ふことを拒絶すべしとの趣、二十

九日明示せられたり。其の理由は(一)二三國家に於て秘密に豫備的商議を遂ぐるは不公平なり(二)太平洋問題に關する豫備會議の結果は軍備制限てふ終局の目的より注意を奪ふ事ならん(三)排他的交渉を非とする世界の國論を疎外する事なるべし(四)善意は會議の成功に缺くべからざる條件なるが這是提唱者たる大統領ハーディング氏の原案を固執するに依つて最もよく之を助長し得べしと云ふにあり。日本は個別的會議を開くを可とする旨米國に提言したさうだが病臥中の上院議員ボラー氏は「會議は須らく輿論の日光、窓より差し射る白晝公々然と開くべし」と力説して居る

第五章 大會戦開始の一彈

米國の正式招待と日本の回答

日英兩國の斥候戰、前衛戰の結果は既に右の如くである。日米兩國の間には引續きヤップ島問題に關する交渉や、山東、滿蒙に關する了解的折衝があつたとしても、勝敗の數は既に豫測せられたのである。問題は米國の本隊戰における命令的、威壓的な攻撃的策動に對して受身の日英、殊に日本が如何なる程度まで防戦に堪へるかといふ

に過ぎないのである。米國は最早何の憚る所もなく顧慮する所もない、猛然として其軍を進め、大會戦の開始を一發の巨彈發射に示したのである。日本駐在の米國代理大使ベル氏が本國政府の命を奉じて大正十年八月十三日附書翰を以て米國大統領ハーディング氏が軍備制限問題に關する華盛頓會議に帝國政府を招待するといふ事を正式に通牒して來たのは即ちソレではないか。其招待文の内容は左の通りである。

米國大統領は軍備制限問題並に之に關聯して太平洋及び極東問題をも討議すべき會議を開催せんとする其の發議に對し懇懇なる回答に接したるを深く欣幸とす

生産的勞力は現下の莫大なる國費にして大削減を見ざる限り過重なる經濟的負擔の下に困憊しつゝあり、斯く冗費多き不生産的支出の爲め努力の正當なる報酬は奪はれ進歩の當然なる期待の破壊せらるゝ以上、一般の安定、社會的正義の保障若しくは平和の確保を翹望するも無益なり、軍備競争に費消せらるゝ巨額の支出は企業並びに國民の繁盛に對する負擔の大部分を構成するものなること明白にして、且此種の避け得べき冗費は經濟上何等の裨益の途なきのみならず、又世界平和の維持の保障とならずして、寧ろ之に對する不斷の脅威なり、

而も最も利害關係多き列強に於て支出制限の實行協定のため満足なる基礎を見出すに非ざれば益々増大する是等支出の停止を期待する根據なき感あるもの、今や是等列強相會同し且直接本問題を論究すべき好機到来せりと信ぜらる、而して軍備制限の討議に於ては海軍軍備問題は當然一位を占むべしと雖も實行し得べき一切の救済方法につき適切なる考慮を加へんが爲には、他の軍備に關する諸問題をも除外せざることを最も然るべしと思考す、將又戰團の新式手段の使用を人道の爲め適當に抑制すべき提案を作成する事又得策なるべしと思はる、併しながら平和に對する願望なくしては世界平和の窮極の保障あり得べからず、而して此願望が誤解の原因を除き且原則並に其適用に關する共通の根據を求むるの實際的努力となりて現るゝにあらざれば軍備制限の前途は有望ならざること極めて明白なり、意見の交換、其他會議の與ふる種々の便宜により刻下の重要問題たる事疑ひなき太平洋及び極東問題の解決即ち既に列國の利害に關聯し來り又現に關聯せる諸般の事項に關し各國民の恒久的親交増進に資すべき共通の諒解を見出し得ん事は米國政府の熱心に希望する所なり

太平洋及び極東に關する討議の範圍を定めんと試むるは米國政府の目的とする所にあらず、米國政府は友誼的

精神と爭因除去の必要を誠實に認識する事とが最終的決定を支配せんことを期待するにより、右討議の範圍は寧ろ之を會議開會前に行はるべき意見の交換の題目として殘さんとするものなり、故に本件提議の趣旨に違ひ且鄭重なる應諾の表明に鑑み大統領は日本政府に對し千九百廿一年十一月十一日華盛頓に於て開催せられ軍備制限問題並に之に關聯して太平洋及極東問題をも討議すべき會議に參加せられん事を招請す(日本外務省發表)

米國は愈々黒幕を切つて落し大會戰の眞目的を暴露し來つたのである。之によつて日本の要望は一切受附けなかつた事、會議に關する日本の都合などはドウでもよい、本會議において互に堂々相見はやうではないかといふ態度を取つた事、即ち日本及び英國の斥候戰、前衛戰を見事失敗に了らしめたといふ事を暗々に説示したものである。會議開會前に意見の交換を行はうなど、いふことは、十分に妥協するの餘地なからしめやうとする一の策略的口實に過ぎないのである。米國が其後間もなく試験的に作成したものであるといつて議事項目を各參加國に交附したのは、要するに此招待狀の註釋に過ぎないのである。成るべく此範圍によらしめやうとしたのである。同月廿一日の華盛頓發國際通信社電報は左の如く報じて居る。

米國政府は軍備制限會議に對して試験的に作成した議事項目を各參加國に交附し同時に議事項目は軍に緊要な提案のみを含むものであつて修正、追加を爲し得るものである旨を通告した、其議事項目の内容は左の通りである

▲軍備に關する問題

- 一、海軍々備制限の件、軍備制限の基本及條件の履行
- 二、戰爭に使用する新式武器取締規定に關する件
- 三、陸上軍備の制限に關する件

▲太平洋及極東問題

- 一、支那に關する諸問題、並に之に對して適用さるべき原則
- 二、下の諸件に對する適用原則

(イ)領土保全(ロ)行政保全(ハ)門戶開放及行政産業上の機會均等(ニ)租借權、獨占其他の經濟的特權(ホ)鐵道事業の開發(ヘ)優先的鐵道運賃率(ト)現在負ふ所の義務の狀態、並に西伯利に關する諸問題、及び支那に關する之と同等の問題

三、委任統治諸島に關する件

然らば日本政府は米國の正式招待に對して何と答へたか、此月即ち八月の廿四日に外務省から發表されたものによる左の通りである。

帝國政府は軍備制限問題に關する華盛頓會議開催につき本月十三日附在本邦米國代理大使の書翰に對し本月二十三日附を以て左の通り回答せり

書翰を以て啓上致し候、陳者本月十三日附貴國を以て米國大統領は其の軍備制限及び關係問題につき會議開催方提唱に對する快諾に満足せられたる旨、並に來る十一月十一日より華盛頓に於て開會し軍備制限問題及び之に關聯して太平洋及び極東問題をも討議すべき會議に參加方日本政府に對する大統領招請の次第御通牒相成り敬承致し候、本大臣は日本政府が右招請を衷心より欣然受諾するものなる旨大統領に傳達せられんとを貴下に申し入るゝに當り先づ以てハーディング氏が此の至重至大なる問題につき發議せられたるは日本政府の頗る欣快とする所にして大統領の偉大なる地位、貴共和國傳來の平和主義、並に大統領の高邁なる人格は

特に本會議の提唱者たるに恰當するものとして世上一般の認識する所なるべき旨傳達せられん事を希望致し候。世界の平和及び康寧は日本政府並に國民が永く抱懐する素望にして此の態度は机上の政策に止まらず事實に於て表明せられたるものに之あり候。従つて政府並に國民が矜大にして競争的なる軍備の産業及び文化的發達に對して與ふる苛酷なる負擔を除却せんとする軍備制限の考案を熱心に歡迎するは素より世界問題に對する如上の平和的態度に由來するものに之あり候。將又貴國中に開示せられたる新式戰鬥手段使用の抑制方を可とするの貴重なる御提案に對しては日本政府も亦全然之に贊同するものに之あり候。

凡そ存在することあるべき誤解の原因を討究芟除し結局各國間に於ける友誼と相互の諒解とを確保すべき一般的原则と其の適用とに關する協定に到達するは極めて有益にして重要なりと思考せられ候。日本政府は日本が太平洋及び極東の平和維持に關して特に緊密重要なる利害關係を有する次第を力説せんことを欲するものに之あり候。日本は右平和の永續を確保せんため最善の努力をなし來り之が維持は其の常に最も痛切に顧念する處たり。従つて會議の開催に依り是等地域に於ける平和を恒久的基礎の上に確立すべき何等かの了解に到

達せんことは其の衷心の希望と全然合致する所にして會議の眞個有益なる結果を齎し實際的成功を收めん事は其の切望する所に有之候。

日本政府は太平洋及び極東問題に關する討議の範圍を會議開會に先たち行はるべき隔意なき意見交換の題目たらしめんとする米國政府の提議に欣然同意し本會議の努力をして速に十二分の成果を得せしめんがため右討議事項の本件に關する客月二十六日附日本外務省秘書中の提議の趣旨に準據して按配せられんことを希望致し候。

本大臣は終りに臨み貴國に於て爾く明白正當に記せられたる如く近時の軍備が文明に對し破滅的負擔と脅威を提供するものなりとの論斷に對し茲に再び我政府滿腔の同感を表明せざらんとするも能はざるものあるを覺候。若し右脅威及負擔を軽減せしめ得べくんば爲に如何なる努力も敢て之を惜むべきものに之なく此事實の十分なる認識により米國大統領の提議に對し熱誠なる歡迎並に深厚なる感謝の意を表する次第なる旨を貴下より大統領に御傳達相成候様致し度此段回答申進じ。旁 本大臣は爰に重ねて貴下に向つて敬意を表し候。

頗る用意周到には出来て居るが、軍備制限に對しては如何なる努力も惜まぬといふ滿腔の實意を表して居るのに、太平洋及極東問題に對しては、斥候戰、前衛戰の敗者として如何にも微弱なる意思表示をなし其所謂範圍の限定については哀願的愁訴的の悲しむべき精神の響きが聞えて居る。幾多の討究を經、又相當の對策を定めた上の回答であらうが、我ながら委縮的情調を憐まざるを得ざるの感がある。如何に五大國の一でも、太平洋に主人顔するもの、言分ごも思はれない。シカも鷲鳥の將に搏たんとする先づ其翼を收むといふのならはコレでもよいのであるが、鳥なき里の蝙蝠に類する所もあるから遺憾千萬である。

第六章 對戰者相互の策動

索敵、威嚇、牽制の各行動

右の如く正式招待、正式回答の交換せられた後は、日本は英米兩國、殊に米國が如何なる提案を以て如何なる態度に出るかご、各種の場合を想像して對案即ち全權に交附すべき訓令の骨子を作るに忙しかつたことは勿論であるが、同時に米國筋、英國筋と見るべき種々なる宣傳的報道が各方面から流布せられた。此報道の内には索敵行動と認むべきもの、即ちバルーン・デッセーによつて對手國の意圖を探らうとするもの、自國の希望と主張を暗々裡に豫示して其決意を示し關係國の出處を拘束しやうとする牽制運動と認むべきもの、虚聲や擬勢ばかりでイザといふ場合ドウかご疑はれるものなごがあつて、一々名狀すべからざる有様であつた。米國が九月十日を以て正式に米國代表としてヒュース（國務卿）ロツヂ（上院外交委員長）ルート（元國務卿、元陸軍卿、元上院議員、海牙國際司法裁判所米國判士）アンダーウッド（現上院民主黨院内總理）諸氏の任命を發表したのも既に陣容の如何に整へるかを示す一の威嚇砲撃と見るべきである。日本が九月二十七日に至つて全權委員として加藤友三郎（海軍大臣）幣原喜重郎（駐米大使）徳川家達（貴族院議長）の三氏を發表したのも貧弱ながら苦心の應酬といつてよからう。シカも英佛よりは早かつたのである。で此くの如き宣傳や壯の探合ひは全權任命の前後を通じて華盛頓會議の開かれる十一月十二日まで繼續したのであるが、日本側の牽制運動として主なるものは何であ

つたかといふに(一)太平洋問題について海軍側の定説とも見るべきものを宣傳し、一方には華盛頓で極力ヤツブ島問題の交渉を續けたのもソウであつたらうし(二)九月七日北京で小幡公使が顧外交總長に會見し山東問題に關しては何時にても直接交渉の準備ある事を表明し支那に對して之を促すの處作に出たのも、對支策であると同時に米國に對する策で、日本が如何に支那に對して寛大であるか、日本は山東に對して何等侵略的野心も有つて居ないといふことを示して從來支那援助に傾いて居る米國の感情を緩和し誤解を釋き米國は狂愚の支那に誤られぬやうにその豫防策であつたらう(三)又これより先八月廿六日からチタ政府の代表者と大連會議を開いたのも、日本は何時でも東露の問題を決定するの誠意をもつて居るといふことを示すと同時に日本が何故今尙撤兵しないかといふ理由を説明するための對米策にあつたに違ひないと思はる。勿論實際の對策から出たものであるとも信じてよからう。シカシ之によつて日本がドレだけ華盛頓會議に米國を牽制し得たかは後の結果を見れば明白である。又米感側の牽制運動の主なるものとしては、前章に示した議事項目の漠然たる試験的提示も其一と見てよいが、コレは牽制といふよりは索敵行動と見るべきである。シカシ索敵行動としては米國は二ツの著し

き失敗がある。其一は軍備制限を陸軍にまでも及ぼさうとして佛蘭西の不機嫌と逆襲的表明とに會したことである。其二は支那の國際管理を放つて頓に支那人の好感を失ひ、八月十八日わざ／＼駐支公使をして顧總長に米國はソナナ計畫をして居るものではない、世説は無根の誣説であるといつて正式に否認させねはならぬやうになつた事である。コレは日本の對支策に多少の好影響を及ぼしたらうと思はれるが、支那人の行動や日本側の説明、辯妄的宣傳は米國人の日支關係に對する誤解を幾分訂正させた効力があつたやうに思はれる。シカシ米國の威嚇砲撃として尤も有効であつたものは、八月廿五日に獨逸の單獨講和が柏林で調印されたといふ事を發表すると同時に、國務卿ヒュース氏が之に關する一種の説明を與へたことである。コレは日本に對してはかりでなく、英佛及國際聯盟に加入して居る總ての國に對する爆彈であるが、其影響は日本に對して最も烈しかった、被害者は唯一日本であつたことを此に特記して置かねばならぬ。米獨條約は約千二百語から成るもので今詳しく之を紹介することは本篇に必要がないから略すが、其要領は

(一)兩國間平和克復の宣言(二)ヴェルサイユ條約により聯合國に與へたる總ての權利を米國に對しても與ふべ

き事(三)將來兩國の間に新通商條約の締結を可能ならしむるの餘地を與へた事(四)條約批准後直に外交關係を復舊する事(五)米國は山東問題の解決、英國の埃及に對する宗主權、佛國のモロッコに對する宗主權、並に歐洲各國間の國境設定に關し責任なき事

といふのであるが、此條約の公表と同時に米國々務卿ヒュース氏の與へた説明は特に左に掲げる必要がある。

二十五日調印を了した米獨講和條約は本年七月二十日大統領ハーディング氏が署名した米國議會の決議の精神と一致するものである、即ち

- 一、米國はヴェルサイユ講和條約中第四篇第一款(獨逸植民地に關する條項)第五篇(陸海軍及航空事項)第六篇(俘虜及び墳墓)第八篇(賠償)第九篇(財政條項)第十篇(經濟條項)第十一篇(航空)第十二篇(港、水路及び鐵道)第十四篇(保障)第十五篇(雜則)の各篇に規定せる米國に利益な條項及び其他の決議において特記せられ居る總ての權利及び特權を保有する事
- 一、獨逸は其の戰前に所有せる領土を主たる同盟及聯合國の爲に放棄すること、即ち該條項により米國はヤツブ島及び其他戰前の獨逸所領に對し他の列強と均等の權利を確保する事
- 一、米國は國際聯盟に關するヴェルサイユ講和條約の何れの條章にも拘束せられざる事

一、米國はヴェルサイユ講和條約第二篇(獨逸の境界に關する條項)及び第三篇(歐洲政治條項)並に第四篇中第二款乃至第八款の支那、暹羅、西伯利、及び山東等に關する規定に對し義務を負はざる事

これは米國が自己の利害のために國際聯盟を引き破つて聯盟の諸國を侮辱したと同時に聯盟の主要國が得た利益は勿論、ソレ以上の利益を得たもので、其米國の利己主義の犠牲となつたものはツマリ日本に外ならぬのである。其反證は著々として華盛頓會議に現れて居るではないか。従つて、索敵行動には多少の失敗があつたとしても、米國の牽制運動や攻勢的作戰は、非常な成功で、英佛に乘てられたも同然な日本に對して壓迫の大効果を既に戦前に收めたものといはねばならぬ。

第七章 最後の決戦

歴々たる勝敗の跡

斥候戰も前衛戰も、其後の策動、即ち大會戰の準備たるべき索敵、牽制、威嚇等の各動作も、概して米國のため

に着々として有利に展開し來つたのを見れば、最後の決戦も推して知るべしである。米國は最早コレまでに六七分の勝味を占めたものを見ねばならぬ。シカシ大決戦の舞臺における詳細の経緯は今日到底これを書き盡すことが出来ないから、先づ大統領の開會辭から國務卿の提案を一瞥して直に勝敗の跡、即ち會議の結果に評論の筆を向けやうと思ふ

一、米大統領の開會辭

措辭と眞意と矛盾せずや

米國大統領ハーディング氏の「全人類の進歩世界の將來に重要な影響を有す」と信ぜる華盛頓會議は、大正十年十一月十二日を以て郊外アーリントン國立墓地に行はれた無名戦死者の納骨式（休戦記念日たる十一月十一日）を其前影としてコンチネンタル、メモリアル、ホールで開かれたのである。如何にも史的現象といふべく、又如何にも劇的氣分に満ちて居た。シカシ著者は、大統領の演説が、米國人の世界に處する最後の秘密を錦繡の袋に

包んで單に其表面のみを見せたものではないか、柔かく滑かに温かさうな手袋の裡に蠅蝶のやうな大拳骨を藏して居たのではないか疑はれる。單に形式的の挨拶として閑却し去るのは評論家として己を欺くものではないかと考へられる。ソコで先づ之を一閱することゝしたのである。

大統領の演説中、第一に耳に響くのは

此會議たるや講和條件を定むる戦勝者の會議にもあらず

こいふ言葉であつた。米國は果して戦勝者の戦敗者に向つて講和條件を示命するやうな態度を執る意志がなかつたか、會議の事實は此言葉を裏切らなかつたか。

第二に耳に響くのは

人類の改造を企つる會議にもあらず、……本會議の召集は獨り米國の聲にあらずして救済と永續の平和に憧憬せる人類の叫びなり……吾人一億の米人は大戦に伴ふ莫大の費用、犠牲、悲哀を痛訴し、斯くの如きは果して人類の正當に認め神これを許すものなりやとの疑ひを懷かざるなし、思慮ある人士は皆軍備の制限を希望し

戦争を排除せんことを、世界幾億の人類は破壊に費す所を變じて建設の手段に使用せんことを希望せり。この數語であつた。米國人は果して神を信するや、將又神を無視するや、或は又己を欺かざるや。米國人は、人類が正當と認めずとも、神が之を許さずとも、米國のために必要とあらば復かの歐洲大戰を繰返すを厭はぬものではないか。太平洋の防備を嚴にしたり、大艦隊を集中して波なき處に波を湧かしたり、世界一の海軍を打建てやうとして軍備競争の大計畫を立て十億圓近くの巨費を之が爲に蕩盡しやうとしたのは米國人ではないか、又米國は此會議が失敗に了つたならば戦争に訴へて日本を抑壓し太平洋を我が物にする底意を持つて居たといふではないか。或は現に持つて居るかも知れぬのである。

第三に耳に響いたのは

吾人は茲に本會議を招請するに當り何等恐怖の念を懷かず、何等賤しむべき目的を有せず、又何等の敵を豫想せず、將又何等の征服を期待する所なし

といふ數語である。米國は果して覇權を太平洋に樹立しやうといふ賤むべき考へを持つて居らぬか。日本を敵國

として想定して居たではないか、今尙想定して居るではないか。太平洋の何國でも、布哇の如く、比律賓の如く、グアムの如く征服しやうとする念願を懷いては居らぬか。米國は自分の統治を以て何國の統治にも勝ると信する様子の掩ふべからざるものがあるではないか。歐羅巴の方面は五月蠅いが太平洋の方面なら抵抗力も薄いし利益も多いし馬鹿な崇拜者もあるし、仕事がやり易いから此方面に手を伸はすことは力を用ふる少くして功を收むる大なる所以だ、人が何といはうと、神が許すに許すまいと、コレは一舉兩得の仕事である。打算してかゝつて居ることはないか。米人は日本の八々艦隊計畫の由來を能く知つて居らねばならぬ筈である。

第四に耳に響くのは

凡そ各國相會するについては各國の國民的懸念を無視しては何事をも爲すことを得ず
といひながら忽ちにして

吾人は寧ろ此懸念を除去せざるべからず、此事たるや陰謀を以て行ふべきにあらず、率直なる意見の交換によつて初めて大なる保障を求むべし

といふ言葉である。此率直なる意見の交換が最も恐ろしいのである。大國と小國、強國と弱國、富國と貧國、覇者と小膽正直者と相對して、ドウして懸念が除かれやう、恐らく未來永劫除かれぬであらう、シカも率直なる意見の交換によつて之を除かざいふのである、昔の殿様が領内の百姓に命令するやうな方法、即ち言ふ事きかねは手の内見せぬといふやうな壓迫的方法、リンカーン以前の米國南部の資本主や古代の王者が奴隸を扱つたやうにする手段の外に、陰謀奸計ならざる公明正大の方法があらうとも思はれない、米國は殿様や王者の百姓、奴隸と相談する様式を以て率直なる意見の交換と思ひ違つたやうな事はないであらうか、著者の迷ふ所である。

第五に耳に響くのは

吾人は何等奸計を有せず、何等價值なき企圖を有せず

といふ言葉である。率直なる意見の交換によつて自己の意志目的を貫徹し得る米國は何等の奸計を要しないのである、公明、正大、自由、平等を以て之を纏り得るのである。従つて米國のために「價值なき企圖」でないことは明々白々、御尤も千萬といふの外はないのである。ソレで「善意と高尚なる目的と更に高き信託」を以て日英

佛伊其他諸國を歓迎するといふのだから、眞に偉なるかな米國と評するの外はないのである。

二、軍備制限案の提出

國務卿ヒュース氏の演説

果せる哉、「陰謀」もなく「奸計」もなく「莫大の費用」を節せんとする「價值ある企圖」は國務卿ヒュース氏から開會時頭に提案された。即ち左の通りである、記念のために採録して置かう。

軍備に関する問題にして現在最も重要と認められシカも最も迅速且有効に處理し得べき者は海軍の軍備制限である。此問題に關係ありと思はれる一般的考察の二三を擧げんに、第一は解決を困難ならしむる焦點が造艦計畫の競争にあること並に海軍軍備を適當に制限せんが爲に造艦競争を抛棄しなければならぬことである。即ち造艦計畫の競争は如何なる決心をなすとも之を休止する能はざるべく一の造艦計畫は必然他の計畫を促し斯くして競争の存続する限り其調節は到底不可能である、故に其唯一の解決方法は今日直に競争を終止するにある。たゞ斯くの如きは重大なる犠牲を拂ふのでなければ之を實現することが出来ないのは明瞭である。目下各

國に於て建造中の船艦は既に莫大なる支出を要した。而して現に實行中の造艦計畫は重大なる損失を負担するにあらざれば之を抛棄することが出来ない。けれども若し現今の主力艦建造を繼續する以上は之に對抗する爲め必ず他の軍艦を起工するに至るべく、此事實は更に他の造艦を促し、斯くして競争は競争能力の存する限り實行せられ、犠牲を免れんとする努力は遂に無益になつてしまふ。吾人は犠牲を敢てするか、自己の目的を斷念するの二途あるのみである。併しながら大海軍國中の一國に對してのみ此犠牲を要望すべからざることは亦明かな事實である。海軍々備制限案は關係列國間の協定によつてのみ其の實現を期待し得るものであつて、シカもかゝる協定は各國の負擔すべき犠牲について絶對に公平且穩當でなければならぬ。而して其の協定の基礎及び各國に要求せらるべき犠牲を考慮するに當つては建造中の艦船の竣功程度を包含せる各大海軍國の現在海軍力を斟酌するを要する。蓋し何國と雖も他國と競争するの自由を有し、各國は何れも其の行動について適當の理由を發見し得るのであるから、一國の爲す所に對しては他國も亦之に對抗するの機會を求め、斯くして吾人は遂に競争の努力から脱却すること不可能なるに立至るのである。そこで米國専門委員は米國全權に對し「主力艦の噸數は以て各國海軍の勢力の比率の公平なる標準となすを得べく補助艦艇に關する規定は主力艦割當噸數と適當なる比例に立つべきものである」旨を建言したのである。一方又海軍休息も海軍軍備制限案の重要

なる一部分であることも言を俟たぬ所であるから茲に十年を下らざる期間、主力艦の建造を停止するの提議をしたいと思ふ。而して予は茲に以上の概括的提議をなすに止らず更に進んで米國全權を代表し且米國大統領の訓令に基いて海軍々備制限協定に關する具體案を提出し得ることを欣幸とする。此提案は直ちに英帝國、日本及び米國に關係あるものである。佛伊兩國の現在の海軍力は世界大戰の影響を受けた特殊の情況あるに鑑み本會議に於て是等兩國の主力艦噸數割當を討議することは必ずしも必要であるとは考へられないが、米國は本問題を本會議後日の考慮のために留保せんことを提議する。米國は本提議をなすに當り各關係者の正當なる利益が適切に保護せられ且國家の安寧と防備が維持せらるべきことを目標とし全然合理的且實際的なる基礎に立つて本問題を處理せんことを切望するもので、この點において四箇の一般原則を適用した、則ち

第一、實行中若くは既定の主力艦建造計畫は全部之を抛棄すべきこと

第二、老齡艦を廢棄する事に依つて更に縮小を行ふこと

第三、一般に關係列強の現在海軍力に考量を加へる事

第四、主力艦の噸數を以て海軍力測定の基準となし又一定の補助艦艇の主力を之に比例して充つべき事

而して此の原則に従つて提議する協定の主要點は次の如くである

○主 力 艦

米國。米國は今や將に新戦艦十隻および巡洋戦艦六隻を建造せんとする千九百十六年計畫を完成せんとしつゝ、あつて一戦艦は既に完成し其他は種々の進行程度にある、即ち或るものは六割乃至八割以上まで建造を終つて居る、これ等十五主力艦は現に建造中に屬し今日までに既に三億三千万弗を費したのであるが、シカモ米國は海軍防備の即時制限のために是等一切の軍艦を廢棄せんとするものである。若し本提案にして受諾されんか米國は左の通り提議せんす。

第一、目下建造中の主力艦全部を廢棄すること

右は起工中若くは建造中の六巡洋戦艦、七戦艦、並に進水済みの二戦艦を含み竣工の上は其噸數合計六十一萬八千噸に上るべき筈である

第二、デラウエアー及びノース・ダコタを除く外老齡戦艦全部を廢棄すること

廢棄せらるべき是等老齡戦艦の數は十五隻で、その噸數は合計二十二萬七千七百四十噸である

斯くの如く本提案が受諾される場合には米國により廢棄せらるべき主力艦の數は三十隻で其噸數合計は八十四萬五千七百四十噸なる（建造中の軍艦竣工したる時の噸數を含む）

英國。米國案は日英兩國が米國側の前記措置に正しく匹敵すべき措置を執るべき事を考慮し英國については左の通り提議する

第一、新フォード型四隻、即ち未だ起工せざるも既に其の經費を支出したる新主力艦の建造を中止すべき事

（これ等四隻竣工の上は排水噸數十七萬二千噸に上るであらう）

第二、右の外務級前線戦艦及びキングジョージ五世級を除く外の第一線戦艦を廢棄すべき事（是等は既に廢棄せられた筈の或務級前線戦艦を合せて主力艦十九隻に上るべく縮小噸數は四十一萬千三百七十五噸に達するであらう）

斯くの如くして英國の廢棄すべき軍艦の噸數は合計五十八萬三千三百七十五噸なる筈である（フォード型四隻竣工後の噸數を含む）

日本。日本について左の通り提議する

第一、未だ起工せざる軍艦即ち紀伊、尾張、第七號及び第八號の各戦艦並に第五號、第六號、第七號及び第八號の各巡洋戦艦の建造計畫を拋棄すべき事

但し以上諸艦は何れも未だ建造に着手しないから右の經費は建造中止を含むものにあらざることを注意

しなければならぬ

第二、既に進水した陸奥、現に起工中の土佐及び加賀の三主力艦並に現に建造中の天城、赤城及び未だ起工しないけれども既に或る種の製艦材料を蒐集した愛宕、高雄の四巡洋戦艦を廢棄する事

この項の下に廢棄すべき新主力艦の艦數は七隻で其噸數は竣功後合計二十八萬九千百噸に上るであらう

第三、弩級前戦艦及び第二線戦艦全部を廢棄する事

右は攝津を除く總ての軍艦、即ち十隻の老齡艦（その總噸數十五萬九千八百二十八噸）の廢棄を含むことなるべく、現存のもの、起工中のもの及び製艦材料の蒐集せられたるもの、縮小噸數は竣功後の新艦の噸數を加算すれば合計四十四萬八千九百廿八噸に上るであらう

斯くの如く本提案によれば三國海軍中既成及び建造中の主力艦六十六隻、噸數合計百八十七萬八千四百三十三噸は直に廢棄さるることなるべく、又右提案によれば米國、英國及び日本は主力艦に關し協定成立後三箇月以内に本提案に指示された一定の軍艦を以て之を構成し且其の隻數米國十八隻、英國二十二隻、日本十隻とすることを協定すべきものとす、而して其の噸數は左の通りである

米國 五十萬六千五百噸 ▲英國 六十萬四千四百五十噸 ▲日本 二十九萬九千七百噸

右の結果に到達せんがため各海軍に於ける艦齡の點につき適當なる考慮を加へた、而して代艦に關し米國の提議する所によれば

第一、第一項代艦總噸數に關しては、協定成立後十年間起工せざることを約定すること

第二、代艦は左の如くである

協定せらるべき主力艦總噸數合計の最大限に依り制限せらるべきもの

米國 五十萬噸 ▲英國 五十萬噸 ▲日本 三十萬噸

第三、主力艦にして艦齡二十年に達する場合は代艦として新主力艦を建造することが出来る、但し前項十年の制限噸數合計の最大限に隨ふべき事

第四、代艦として三萬五千噸以上の排水量を有する主力艦を建造することは出来ない

予は本提案をなすに當り單に其の大綱を陳べるに止め其の専門的細目に至つては全權に交付せらるべき正式提案に譲らう。右提案中には補助艦艇制限に關する規定をも包含する

といつて彼は先づコレで提案の趣旨と其提案中制限の眼目とする主力艦に關する説明を了り、更に補助艦艇について左の如く述べたのである。

○補助艦

一、補助艦艇は分つて左の三種とする

(イ)補助水上艦艇(ロ)潜水艦(ハ)航空母艦及び補助水上艦艇

二、補助水上艦艇は左の艦種を含む

巡洋艦、警備艦、驅逐艦、其他特に次項に收容せられたもの以外の各種水上艦艇

三、現存のモニター型砲艦、第四項に指示せられた三千噸以下の非装甲水上艦、給炭船、補給船母艦、工作船、曳船、掃海船及び商船より變裝の準備を有する船舶は本協定の條項から削除する

四、排水量三千噸、速力十五節を超過し且五吋砲四門以上を裝備する新補助艦艇は海軍々備制限に關する本協

定外に新造することが出来ぬ

五、巡洋艦、警備艦、驅逐艦及び砲艦の協定總噸數は

米國 四十五萬噸 ▲英國 四十五萬噸 ▲日本 二十七萬噸

とする、但し協定國にして千九百二十一年十一月十一日現有の補助水上艦艇總噸數が前記噸數を超過して

居る場合に於ても補充を開始するまでは超過噸數に對し廢棄處分を行ふことを要せぬ、而して補充開始時

期に達した時は協定各國の補助艦艇總噸數は右に指示せる如く協定限度まで之を減少せねばならぬ

六、千九百二十一年十一月十一日までに龍骨据付けを終つた各補助水上艦艇は建造を繼續することが出来る、併

し下文の條件の通り補充噸數に對する場合の外、本協定の期間中、補助水上艦艇を新造するとは出来ない

但し前記協定補助水上艦艇總噸數に達しない協定國は其限度に達する迄建造することが出来る

七、補助水上艦艇は協定せらるべき方法により之を廢棄する

○潜水艦

一、協定各國に認容せらるべき潜水艦總噸數は

米國 九萬噸 ▲英國 九萬噸 ▲日本 五萬四千噸

とする、但し協定國にして千九百二十一年十一月十一日現有潜水艦總噸數が超過する場合に於ても補充を

開始するまでは超過噸數に對し廢棄處分を行ふ必要はない、而して補充開始の時機に達したならば協定各

國の潜水艦總噸數は此に指示せられた協定限度まで之を減少しなければならぬ

二、千九百二十一年十一月十一日迄に龍骨据付けを終つた各潜水艦は建造を繼續することが出来る、下文の條

件の通り補充噸數に達する場合の外本協定期間同潜水艦を新造することは出来ない、但し前記協定潜水艦

總噸數に達しない協定國は其の認容限度に達する迄建造することが出来る

三、潜水艦は協定せらるべき方法によりこれを廢棄する

○航 空 母 艦

一、協定各國に認容せらるべき航空母艦の總噸數は

米國 八萬噸 ▲英國 八萬噸 ▲日本 四萬八千噸

とする、但し協定國にして千九百二十一年十一月十一日現有の航空母艦總噸數が前記噸數を超過する場合においても補充を開始するまでは超過噸數に對し廢棄處分を行ふを要せぬ、而して補充開始時期に達したならば協定各國の航空母艦總噸數は茲に指示された協定限度迄之を減少せねばならぬ

二、千九百二十一年十一月十一日迄に龍骨据付を終つた各航空母艦は艤裝を繼續することが出来る、下文の條件の通り補充噸數に對する場合の外、本協定期間航空母艦を新造することは出来ない、但し前記協定航空母艦總噸數に達しない協定國は其の限度に達する迄建造することが出来る

三、航空母艦は協定せらるべき方法によりこれを廢棄する

○補 助 艦 艇 の 補 充

一、艦齡(竣功の日より起算す)十七年に達する巡洋艦に對しては新艦建造によつて之を補充することが出来る

而して艦齡(竣功後)十五年に達する迄代艦の龍骨を据付ける事は出来ない

二、艦齡(竣功後)十二年に達する驅逐艦及び水雷戰隊旗艦に對しては新艦建造によつてこれを補充することが出来る、而して艦齡(竣功後)十一年に達するまでは代艦の龍骨を据付ける事は出来ない

三、艦齡(竣功後)十二年に達する潜水艦に對しては新艦建造によつて之を補充することが出来る、而して艦齡(竣功後)十一年に達するまでは代艦の龍骨を据付けることは出来ない

四、艦齡(竣功後)二十箇年に達する航空母艦に對しては新艦建造によつて之を補充する事が出来る、而して艦齡(竣功後)十七年に達する迄は代艦の龍骨を据付ける事が出来ない

五、補助水上艦艇噸數の補助として八吋砲以上を整備せる水上艦艇を起工することは出来ない

六、補助艦艇の噸數限度に關する規定は本協定各國の艦船と同等に適用される

七、新艦を以て代へらるべき舊艦の廢棄は新艦の竣功の日以前に着手し代艦竣功後三箇月以内に之を終了せねばならぬ、又新艦の竣功が遅延した場合は新艦の起工後四箇年以内に舊艦を廢棄せねばならぬ

八、龍骨、機械及び兵器の一部を含む補充艦艇の構成部は補充噸數に對する建造命令の日以前に組織するべきは出来ない、前記構成部の組織は之を本協定各國に提供せらるべきものである

九、變質によりて本種艦艇沈没又は破壊した場合に於ては前記決議に従ひ新艦建造により之を補給することが出来る

○航 空 機

一、海軍航空機は商用航空機の特種機型其他を容易に採用し得る事實に鑑み同航機に對する制限を提案せず、即ち海軍航空機の制限は實行可能を認められない

○艦 艇 の 讓 渡

一、本協定各國は各國海軍の艦艇として爾後使用せられざる爲め其の何れの艦種と雖も之を讓渡せざるに共に外國より艦艇を收得せざる義務を有する

二、本協定國の管轄區域内に於て本協定期間外國の爲に主力艦又は補助艦艇を建造することは出来ない

○商 船

一、商船の重要程度は海軍軍備の程度に反比例するから運用の轉換せらるべき状態を制限する如き規定を必要と認め

此提案に接した英、日、佛、伊、白、支、蘭、葡の諸國全權は如何なる感を以て之を迎へたであらうか。他國は兎も角、

日本全權は其提案の意表に出でたることに特に驚いたであらう。同時に米國側は、ドウた、米國の覺悟はコンナものである、といつて内心に得意を催したであらう。此心理状態の差異は米國の勝利をして、益大ならしむる勢を助けることとなつたものと見ねはならぬ。勿論、日本全權も英國全權と共に泰然として動かざることも山の如き態度を以て、中にも加藤大將は獨得の冷靜を以て、之を迎へたであらうが、或は往年日本海に露國艦隊の出現を迎へたよりもヨリ以上の緊張を來したかも知れないのである。ドウも此提案は大決戦の序幕戦において總司令部か艦隊の旗艦に一發の巨弾を打込まれ、一時相顧みて愕然色を失すといふやうな状況を早せしめはしなかつたか。疑はせる、百戦練磨の智謀の將軍、マサかそんなこともなかつたらうが、少くも、流石は米國、なか／＼味をやりをるわいと内心感服した事だけは事實であらう。所謂度膽を抜かれるとは即ち此事である。従つて裁河官の宣告のやうなヒュース氏の演説について詳細に檢閲し其眞精神を看破するだけの省慮をするの餘裕があつたかドウか其た疑問である。

かゝる協定は各國の負擔すべき犠牲について絶対に公平且穩當でなければならぬ、而して其協定の基礎及び各

國に要求せらるべき犠牲を考慮するに當りては建造中の艦船の竣功程度を包含せる各大海軍國の現在海軍力を斟酌するを要する

ごいふ言葉や

米國は本提議をなすに當り各關係者の正當なる利益が適切に保護せられ且國家の安寧と防備とが維持せらるべきことを目標とし全然合理的且實際的なる基礎に立つて本問題を處理せんことを切望す云々

等の措辭について、十分に意味するの餘裕があつたか。此精神を擴充して行けば、軍備の制限は假令相互的に行はるゝとしても、大國本位、ツマリ米國本位の制限法で、所謂犠牲の絶対公平も、穩當も、關係國の正當なる利益も、國家の安寧と防備とも、悉く米國眼で見た所によつて定めねばならぬこととなり行くではないか。何の絶対公平があらう、何の適切な保護や正當の利益があらう、前にいつた通り殿様と百姓、王様と奴隸との談判に歸着する外はないではないか。然るに我が政府も全權も、我が國民の多數も、ドウも米國は殿様で日本は百姓であるかの如く信する念慮が先入主となつて、米國の切り出し方が意外に大きかつたのに吃驚するばかりで、コレは思ひ切つた計畫だ、流石に米國は偉い、コウいふことなら大體順應的妥協をしてもよからうと無條件的受容に傾

いて了つたのは返すくも腑中斐なきことではないか。所謂新思想の流行で、氣抜け腑抜けが多く、彼等は國家の獨立も、名譽も、又國民の歴史的誇り其必要も悉く打忘れるといふ今日では、政府や全權が其反影となつて現れるのも尤もでないとはいへぬが、小なる日本は大なる米國に吞まれて固有の氣魄を喪失した趣がある。遺憾ながら會議の進行に従つて現れて行く結果は何より雄辯に之を證據立つるではないか、ダヴィッドがゴライアスに打克つたといふことは全く昔の猶太神話にある外、太平洋の兩岸においては夢みることも出来ないやうになつた有様である。日本民族は之を得意として泰平無事を喜び、天國が地上に打建てられる日の近づいたものとして祝するであらうか。

三、太平洋に關する四國協商の成立

(愚劣なる日本々土含有問題)

會議の結果として第一に特筆せねばならぬものは、所謂太平洋に關する英米日佛の四國協約である(支那に關す

る八箇國代表の申合は之に先だち十一月廿日に出來て居るが之は後廻しとする。コレは海軍軍備制限問題の討議の末期に當つて突然成立したものであるが、事の起りは必ずしも突然ではないのである。即ち日英同盟を打破しやうとする米國の計畫、日英同盟の代りに日英米協約を作らうとした英本國、濠洲、新西蘭、及び日英米三國もしくは之に佛國を加へた四國協約を作らうとした日本の希望などが旋渦をなし、海軍制限問題の討議に當つて纏綿糾した結果、海軍制限の前提條件として、若くは其補充條件として、成立したものである。シカも咄嗟の間に定められた一種の妥協であるだけに其不完全なることは言ふまでもない。其の本會議で正式に可決されたのは十二月の十日、調印は同十三日で、其全文は左の通りである（米國大使館發表の分による）。

一般平和を保持し太平洋上に於ける各國の所有島嶼及び屬領島嶼に關する權利を維持するために、協約を締結するに決し、北米合衆國大統領、大不列顛國皇帝、佛蘭西共和國大統領及び日本國皇帝はそれ々々全權を任命し、各委員は其の全權委任状を示し、其の條項の妥當なることを認めて、次の通り決定したり

第一條 締盟國は相互に太平洋上における屬領島嶼及び自治島嶼に關する權利を尊重することを約す、若し締盟國間に該權利に關係ある太平洋問題より何等かの爭議發生し之が外交手段を以て、満足に解決されず又當該國間に存在する圓滿なる調和に影響を及ぼす如き場合には、聯盟國會議を招集し該問題を審査裁斷に附す

第二條 若し前記の權利が他國の侵略的行動によつて脅威さる、場合には、締盟國は聯合的に、若くは單獨的に、其の特殊事情に應ずるため、最良の手段を執る事に關し了解を得る目的を以て、相互に十分に留意なき意見を交換す

第三條 本協約は實施後十年間効力を有す、期限満了後之を廢止せんとする場合には締盟國の孰れかより一箇年間の豫告を發する事とし、これ無き場合には本協約を繼續す

第四條 本協約は締盟國憲法の規程に従つて能ふ限り速に批准さるゝものとす、而して該批准書は華盛頓に寄託すると同時に其の効力を生ず、之と共に千九百十一年七月十三日倫敦において締結されたる日英同盟は廢止さるゝものとす

何故に此協約が不完全であるかといふ事は一見明瞭の次第であるが、試みに之を批評して見やう。

第一、協約の範圍は太平洋上における各國の所有島嶼及屬領島嶼に關する權利に限られて、支那、西伯利ヤ、中米、南米、南太平洋沿岸の大陸諸地方に關係がない極めて狭小な事である。シカも此沿岸地方は屬領島嶼や自治島嶼に關してよりも問題が多く、紛議が起り易く、關係諸國は勿論、世界の平和を脅かす禍源と目すべき地帯である。

第二、是等の島嶼に關して爭議の起つた場合、外交手段を以て満足に解決し得ない時は「聯盟國會議を招集し該問題を審査裁断に附す」とあるけれども、其審査の方法や裁断の手段については何等の規定する所がない。従つて此審査裁断に關して更に第二の爭議を生じ、爭議は爭議を孕んで、却つて終に戰爭を誘發することとなり平和維持の目的に反する結果を見る虞がある。

第三、第三國から前記の權利が脅かされる、場合は「聯盟國は聯合的若くは單獨的に其特殊事情に應ずるため」……「相互に十分に隔意なき意見を交換す」とあるけれども、意見交換の結果が了解に達しなかつた時、或は甲の

二國との二國との間に意見の分裂した時、或は一國と他の三國との間に一致を缺いた時はドウするのであるか、其時は互に自由行動に出るさうなのであるか、此邊について何等の規定もない。何故共同して第三國の脅威に當ることを約束しなかつたのであるか、コレでは協約國中の何國でも第三國と聯合して他の協約國を壓し、この出來る餘地を存したものと解せられる。協約國中に野心國があるとするれば最も危険な事である。

第四、此協約は批准を経て華盛頓に寄託さるゝと同時に効力を發するものであるが、日英佛の三聯盟國は聯盟規約第三條の

聯盟總會は聯盟の行動範圍に屬し又は世界の平和に影響する一切の事項を其會議において處理す
ごある明文に對して如何なる處置をするであらうか、聯盟外に聯盟あり自國亦之に服従する兩端的自殺行動に出づるであらうか。

又聯盟規約第十條に

聯盟國は聯盟各國の領土保全及現在の政治的獨立を尊重し且外部の侵略に對し之を擁護することを約す……

さあるに對し、日英佛三國は此太平洋に關する四國協約を如何に取扱ふ積りであるか。萬一、米國が日、英、佛、孰れかの領土若くは政治的獨立を脅かし侵害することがあつたならば、日英佛三國は直に「外部の侵略」として共同して米國に當るであらうか。コレが直に米國でなくして、米國の同情する第三國が、米國默認の下に、日英佛孰れかの領土を侵略若くは脅威する時は、三國は共同自衛の策を講ずるであらうか。

又聯盟規約第十五條に

聯盟國間に國交斷絶に至るの虞ある紛争發生し第十二條に依る仲裁々判に附せられざる時は、聯盟國は當該事件を聯盟理事會に附託すべきことを約す云々

さあるが、此紛争が太平洋協約に關する範圍内から起つた時にも此條項を適用するのであるか、而して米國は之に服従するであらうか。聯盟規約はドシム、米國のために蹂躪し去られる虞があるではないか。

又聯盟規約第十八條に

聯盟國が將來締結すべき一切の條約又は國際約定は、直に之を聯盟事務局に登録し、聯盟事務局は成るべく速

かに之を公表すべし、右條約又は國際約定は前記の登録を了するまで其拘束力を生ずることなかるべし

さあるが、聯盟國即ち日英佛三國の締結當事者たる太平洋四國協約は、一方に華盛頓に寄託すると同時に他方聯盟事務局に登録するのであらうか。若し日英佛三國が聯盟事務局に登録しなければ、假令華盛頓に寄託されても、太平洋協約は効力を發生せぬであらうか。其他聯盟規約に照して仔細に太平洋協約を比較する時は、英佛日と米國との關係は頗る變幻なものに見ゆる點が少くない。

第五、此太平洋協約の華盛頓に寄託せらるゝと同時に「千九百十一年七月十三日倫敦において締結されたる日英同盟は廢止せらるゝもの」で、此點は米國外交の大成功、日本外交の失敗である。尤も日英同盟は聯盟規約の成立と同時に殆ど告朔の餼羊と同じで、徒に空名を存することとなつたのであるが、英帝國會議が此同盟の更新問題に立往生をきめた後も、日英兩國當事者は尙此同盟の繼續を明かにし且これに道德的生命を吹込んで一時の假生を策し、之を外交上の一要件として利用することを忘れなかつたのである。即ち七月七日附を以て日英兩國政府が國際聯盟事務局に對して左の如き共同通告を送附したのはソレであつた。

日本國及び大不列顛國政府は千九百二十年七月八日附共同通告を以て千九百十一年七月十三日の日英協約が千九百二十一年七月以後に繼續せらるゝ場合に於ては聯盟規約と矛盾せぬ形式に於てせられなければならぬとの主義を兩國政府に於て承諾した旨國際聯盟に通告したので兩國政府は今後更に何等かの措置を執るに至る迄本協約の効力存続中若し本協約條項に規定せられた手續と國際聯盟規約に規定せられた手續と相抵觸する事態發生した時は聯盟規約所定の手續を採用すべく協約所定の手續によらない事に合意成立した旨茲に聯盟に通告する(七月十二日外務省公表)

然るに今や太平洋協約の成立と共に此共同通告の無意味に歸することは勿論、日英外交の樞軸として大効力を有して居た同盟規約そのものは永遠の死滅に瀕して居るのである。シカも太平洋協約は日英同盟に比して似ても似つかぬものである。

第六、太平洋協約を以て日英同盟に代るものたごする論者がある。論辯も亦甚だしい。千九百十一年の即ち第三回日英同盟協約の前文には

(イ)東亞及印度の地域における全局の平和を確保する事

(ロ)清帝國の獨立及領土保全並に清國における列國の商工業に對する機會均等主義を確實にし以て清國における列國の共通利益を維持する事

(ハ)東亞及印度の地域における兩締盟國の領土權を保持し並に該地域における兩締盟國の特殊利益を防護する事

を目的とする左の條款を約定せり

とあるが、太平洋協約の前文にも本文にも何處にもコナ文句もしくは之を意味すと見るべき何等の字句もないではないか。寧ろ各國の申合せや其他の方法において「兩締盟國の特殊利益を防護する事」を非として之を打破し之を剝奪するの方針を取り、米國の東亞における列國の既得權侵害とも見るべき橫行濶歩を許すこととなつたのではないか。尤も幣原全權の起草にかゝり加藤全權の提案したもの、内には、其第一條として「日英米三國は極東(若くは東亞)及び太平洋における現在の領土權を尊重し且第三國よりの脅威を防禦する事」といふやうな廣い意味の規定があつて日英同盟の「東亞及印度の云々」から「及印度」の三字を削除したと同じやうな文句を用ひて居たのであるが、英米兩國全權と折衝するに至つて、修正又修正、トウ／＼あんなものになつて現れたの

であるといふ説からすれば、日本全権の頭には日英同盟に代り得るものたといふ夢のやうな幻像がポウツとして残つて居るのかも知れないが、全くお説にもならぬことである。

第七、殊に海軍々備制限で日英米三國が第二三流國扱にして居た佛蘭西を之に加へたなごは、滑稽な談である。吾々は佛蘭西に對して何も敵意を有する譯でもなく、又輕侮の念を懷いて居る譯でもなく、寧ろ好意と尊敬とを持つて居るのであるが、其加入が、佛蘭西の希望もあつたらうが、全く米國が日英の舊關係を懸念して將來も同盟的に米國に當るのではなからうかといふ疑から、其時には仲裁役もしくは自己の味方に引き入れ得るを得る佛國を加へやうとした意志に基いたに外ならぬと聞いては、ドコまでも米國の我儘勝手な仕打に呆れざるを得ない。米國は自分のためにならドナナことでもする、即ち利己主義到らざるなしの本領を茲にも發揮したのである。シカシ吾々は佛國の加入を拒むものではない、唯その加入の動機を唾棄するのみである。

第八、此協約の締結は日本側が海軍協定に對する要求を讓歩するための妥協條件として結ばれたものと見るこゝが出来来る。否、實際左様であつたのだ。即ち太平洋方面に戰因を絶つこゝが出来来るか、少くとも仲裁か調停かに

よつて戰爭を防止することが出来るならば、海軍力の比率に讓歩しても宜しいといふ腹から湧き出したものである。然しながら此不完全なる協約が果して海軍力の弱劣を甘んずる讓歩の保障となり得るかドウかは大疑問である。此點に關して日本全權や政府の責任は重いといはねばならぬ。

第九、更に驚くべきは此太平洋協約に附帶した米國の保留條件に關する宣言に佛國を除いた日英米三國全權の調印したところである。此調印も協約調印の日即ち十三日に米國々務省で行はれたもので、其調印者も其宣言の本文とは左の通りである。(我が外務省の發表による)

- 米國 ヒュース。ロツヂ。アンダーウッド。ルー。▲英國 バルフオア。リーゲ。デス ▲加奈陀 ボーデン ▲
- 濠洲 ビアース ▲新西蘭 サルモンド ▲南阿 バルフオア ▲印度 サストリー ▲日本 加藤、幣原、徳川、
- 埴原

本日亞米利加合衆國、英帝國、佛蘭西國及び日本國間の條約に署名するに當り各署名國の諒解及び趣意は左の如くなる事を茲に宣言す

一、本條約は太平洋に於ける委任統治諸島に之を適用す、但し本條約の締結は右委任統治に對し亞米利加合衆

國に於て同意を與へたるものと認むる事を得ず、且右委任統治諸島に關し亞米利加合衆國及び當該委任統治國間における協定の締結を妨ぐるものに非ず

二、第一條第二項に掲ぐる爭議は國際法の原則に依り専ら當該國の國內法に屬する問題を含むものと解すべからず

此宣言の第一項は、米國がヤップ島及太平洋の赤道以北における所謂委任統治諸島に關して別に日本と協約を設定する事を認めたるものであつて、此宣言が日米爭議の解決に同意したものと見れば目出度い事であるが、其ヤップ島協定が次に示すやうな日本壓迫、日本の所有品掠奪に過ぎないのであるから呆れざるを得ない。

又其宣言の第二項は、加州は勿論、太平洋上の布哇に起るべき爭議でも、移民問題殊に日米間に起るべき移民問題は之を國內法に屬する問題として取扱ふ精神で、此協約によつて他の三國を煩はさないことを明かにしたものと解すべきである。要するに從來の如く米國の自由勝手に日本の移民問題を處理しやうといふのである。

米國の權暴ぶりは何から何まで總てコンナ調子である。日本國民は之を何と見るか、此一項だけでも太平洋四國

協約の有難いものでないことが分るであらう。

第十、モーツ更に驚くべき事は、此協約中に日本の本土を含むかといふ問題である。米國大統領ハーディング氏は、初めは含まぬといつたが、全權のヒュース氏やロッチ氏やから抗議が出たので前言を取消し、之を含むものだと訂正した。英國全權バルフォア氏は勿論の事、日本の全權原氏も黙認し、加藤、植原其他の全權は黙りこくつて了つた。日本の本土といふ解釋については、樺太、臺灣、濟州島、及び委任統治諸島を除いた地域をいふのであるか、又これ等諸島に琉球、小笠原、千島列島を加へたものを除いた地域をいふのであるか、之には議論もあらうが（吾人は前説を執る）、此協約に日本の本土を含んで居らぬといふ事は一讀明瞭である、猶米國や英國や佛國の本土を含んで居ないので同様である。然るに斯様な問題の生じたといふ理由は（一）は英國全權バルフォア氏が、濠洲、新西蘭の兩自治植民地を一屬領とすることが其等の國民の感情を害するのを恐れて、ヴェルサイユ講和の當時取扱はれたやうに一獨立國の資格を以て遇せられたかの如くに裝ひ、彼等の自負心に投じて其好感を買はうといふ考へから、濠洲、新西蘭も各獨立共和國、日本も一獨立國で濠洲、新西蘭が加入する

以上、日本も同様其本土を籠めて此協約の適用を受くるものであるといふやうなる宣言をするために各全權の了解を得、日本の幣原全權なごも此老獪なる海千山千の英國外交家に籠絡し去られて一も二もなく承諾して了つたものであらうと思はれる。殊に幣原、加藤兩全權は、其草案に「東亞」の二字を存して日本の領土権をも日英同盟のやうに尊重せしめやうとして失敗したのであるから、此東亞の内には日本の本土を含むといふ幽霊が残つて居た、めにウツカリ英國全權の巧言に欺かれて善い氣になつて居たのであらう。(二)は米國全權は心中これを含まぬことは百も承知であるが、英國全權の申出、奇貨居くべしとして承諾したのであらう。即ち日本の本土に關して爭議が起つた場合、米國が之に干渉することが出来ることすれば米國の對日策としては頗る妙である、北海道や九州、四國において何かの事變が起り之が爭議の種となつても米國は直に干渉し得るといふ腹から來たのに違ひない。然るに米國の上院議員の此含有説に反對するものは、恰も往年の獨逸に對する英米佛三國軍事協約に反對したと同様に、日本が若し他年露國さか支那さか、若しくは其他の第三國から攻撃を受くる場合、米國は是等を敵として日本を援助するの義務を負ふのたからいけぬといふのである。大統領ハーディング氏が初めに

含むといひ、後に含まぬとの解釋に同意するといつて兩者の間にヘドモドし實際の事情に通ぜぬといふ傀儡の正體を暴露したのは滑稽であるが、コレは氏の正直ぶりを發揮したものとして餘り酷評せぬがよい。此問題は内外日本官民の注意を喚起し、國の體面に關する不名譽の解釋である、自衛權を放棄して他國の干渉に甘んじやうとする國辱であるといつて居るから、其内日本々士を除外するといふことに外交的の處置を取ることであらうが、要するに日本の國力問題に歸着するのである、又日本國民の氣魄精神の如何に關する問題である。日本全權が英國全權に手もなく致されて之を默認するに至つた點から見れば、彼等の腦中には、國家の獨立を自己の力で衛るといふが如き念慮は既に無いのかも知れない。危い時は、事のあつた時は、英國や米國の如き富強大國の援助を假りて始末をするのが安全である、徒らに軍國々々の聲で虐めつけられて居るよりは、大樹の蔭に雨露を浴び、旅人や、他人の軒下に一夜を明す乞丐のやうに、事大主義を發揮するのがましである、コレが無事を保つ所以である。最近の思潮は何でもかんでも、互恵、互助の主義や、順應主義で、國家の榮辱なんぞに肩胛張つて騒ぐよりは國際の平和を維持する方が世界人類の至福である。英國が濠洲のために必要とあらはソンナ解釋も善からう、

海洲の好感を買ふのも日本の爲には幾くもあるまい、幾分非日緩和の役にも立たう、日英の舊誼保持にも都合がよからう。さういふやうな淺薄な考へから來た過失ではあるまいか。日本の政府部内のものにも、日本々士を含ませるさういふ解釋は必ずしも國辱でないさういふことを主張するものがあるらしい。時事以て知るべし。日本の官民中には、白耳義が英佛や其他の強國によつて中立を維持されたやうに日本々士に關する争議も英米佛によつて解決されたいさ望むものがあるさ見ゆるが、支那ですら、印度ですら、日英同盟の干渉を受けることを嫌つて之を打破するに全力を傾けてゐる時ではないか。埃及、印度も愛蘭のやうに英國の干渉から逃れやうとして居るではないか。此時に當つて日東帝國の内に自衛權の侵害をも甘んじて受けやうさういふが如きものがあるさは、何たる事であらう。日本固有の氣魄精神が稀薄になり滅亡に歸せんことを反證するものではあるまいか。萬一、不幸にして然りすれば、イクラ自衛權の侵害に憤慨するものがあるさとしても、却つて大國に對する援助依頼を可とする人々の先見に驚く時が來ぬさといはれぬ。國力の不十分なるが上に國民としての氣魄、精神の健勃たるものがなければ、國家國民は滅亡するの外はないのであるから、コレは單に議論の問題ではない、國民の實際に

體驗すべき實質上の問題である。國民はそれ各自に深く反省するの要がある。

吾人は太平洋協約を閱し來つて、唯日英同盟の死滅と同時に印度が此干與から逃れ得ることを喜ぶの一事あるのみ、其他に至つては鶏肋にや、まさかと思はれる位である。弱者のために悪用せられざらんことを偏に切望する。

四、ヤツプ島及赤道以北委任統治 事務に關する日米條約

元來ヤツプ島問題は此華盛頓會議で初めて現れた問題ではない。既に大正九年の國際通信會議の際に發生した問題で、日本はヤツプ島は委任統治の赤道以北諸島中に包含せられるものたさといひ、米國は、否、然らず、同島は國際管理の下に移して國際海底電線の中繼所とすべき善であつた、米國はヴェルサイユ講和會議の際に之を留保して居るさ主張し、日本は、更にヤツプ島を日本の委任統治の區域から除外するさいふ何等の留保もないさ反駁し、此交渉では日本の言ふ所が正當で議論の上には勝つたのであるが、が米國更に戰略を一變し鋒を轉じて本壘

に肉薄し、戦捷國の權利を主張して「右勝利に基き同盟及聯合國が掌握した權利は米國も之に均霑し得ることは論理上必然の歸結である」といひ、「米國がヴェルサイユ條約を批准しないといふ理由は米國が既に獲得した權利を毀損する理由とはならないから」と又「國際聯盟は米國を拘束すべき何等の權限をも有しない……であるから」「千九百十九年五月七日の最高會議の決議に對して米國が何等の抗議をしなかつたから」といふて米國政府が其權利を拋棄せるものと稱することは出来まい」と主張して「日本に對するヤップ島の割當即ち日本に對する委任統治條項の有効な事は之を承認することが出来ない」と非常な權幕を以てドウしても聯盟國間の約束を覆へし米國の割込を許さなければ承知しないといふに至つて、日本もコレはモウ理窟の争ではない、結局は亂暴者よ力ちからの争あそびをするのであると諦め見切りをつけて米國に讓歩する方針で交渉を續けて來たのである。コレは昨年の四月に外務省から發表された日米往復文書によつて明白であるから、茲に詳しく紹介することを略するが、米國の意志は益々鞏固で、前にも書いた通り米獨單獨講和の際にも其意志表いしへびがあつたのである。太平洋協約に關する留保も亦其意志の繼續である。兎に角、日本は米國の一生懸命理不盡に此權を押しに會して屁古垂れたのであ

る。幣原大使も折衝大に努めて華盛頓會議の際まで持越したのであるが、泣く子も地頭には勝たれぬ、又此小問題を以て大に争ふ爲に他の大問題に不利なる影響を及ぼしてはツマラヌと思つたのであらう、本國政府も打合せの末、華盛頓會議を機會として其讓歩的取定めをしたのである。米國の橫暴振は實に驚くべきではないか。自分勝手に聯盟規約を拒絶して利權のみは握らうとする其我利的態度に何の正義、何の自由、何の平和の精神があらう。ヤップ島に關する日米協定として外務省の發表した所は左の通りである。(十二月中旬發表)

日本國及び亞米利加合衆國はヤップ島及び他の赤道以北の太平洋委任統治諸島に關し一の協定に達したり、本件商議は本年六月以來進捗し右解決の條件は軍備制限會議前に既に大體意見の一致を見たる所、該商議は今回終局的に落着いたり。其の協定の要點は左の如し

一、合衆國は現存ヤップ、グアム線又は將來合衆國若しくは其の國民の敷設する事あるべき海底電線の陸揚りやうけ及び運用に關する一切の事項につき日本國又は其他一切の國と全然同等の地歩に於てヤップ等に出入し得べき事

二、合衆國及び其國民は無線電信業務に關し海底電線に關すると同様の權利及び特權を附與せらるべきこと。但し日本國政府においてヤツプ島に適當なる無線電信局を備へ差別的條件又は順位を附することなく海底電線並に船舶及び海岸にある他の無線電信局との間に有効に通信を接續する限り合衆國又は其の國民はヤツプ島において無線電信局を設置するの權利實行を停止すべきこと

三、合衆國はヤツプ島において前記通信に關し左の權利特權及び免除を享有すること

(イ)無限居住權及び日本國及び其他の國又は其の各國民と全然同等の地步に於て土地、建物、住居、事務所、工場及び附屬物を含む動産、不動産等一切の財産及び利益の收得享有及び占有の權利

(ロ)右權利及び特權の享有につき許可又は認可を要せざること

(ハ)兩國は自ら及び自國民(會社又は組合を含む)に依り其の海底電線の兩端を運用するの自由を有すべきこと

(ニ)海底電線の運用又は通信につき檢閲又は監督を受けざること

(ホ)人及び財産の自由出入

(ヘ)海底電線の運用に關し又は財産、人若しくは船舶に關し租稅、港灣使用又は陸揚に關し課金を徴收せざること

(ト)差別的警察法を設けざる事

四、他の方法を以てしてはヤツプ島において電氣通信の目的の爲必要な財産又は便益を受くる能はざる場合には日本國は公用徴收權を行使して之を合衆國に保有せしむることに同意すること

尤も右により徴收せらるべき土地の位置及び面積は各場合の必要に應じ其の都度兩政府間に協定すべし、又同島に於て電氣通信の目的に供せらるる、合衆國の財産又は便益は公用徴收を免ぜらるべきこと

五、合衆國はヤツプ島に關する前記諸條項及び下記諸項を條件として日本國の赤道以北太平洋委任統治諸島を統治することに同意すること

(イ)合衆國は委任統治諸項殊に、左記の條項に規定せらるる、日本國の約束の利益を受くべきこと

受任國は奴隸賣買を禁止すること、並びに樞要なる公共的工事及び役務の爲にする場合を除くの外強制労働を許容せざることを監視すべし、右例外の場合においても相當の報償を支拂ふことを要す、受任國

は又千九百十一年九月十日署名の武器取引の取締りに關する條約又は之を修正する條項に規定する所と同様な原則に準據し、武器彈藥の取引を取締ることを監視すべし、土着民に火酒、酒精飲料を供給することを禁止すべし、土着民の軍事教育は地域内警察及び本地域内の地方的の防衛のためにする場合の外これを禁止すべし、又本地域内に陸海軍根據地又は築城を建設することを得ず

(ロ)宣教師に關しては日本國は公の秩序及び道徳に反せざる限り良心の完全なる自由及び各種禮拜の自由執行を保障す、且右一切の宗教の宣教師は其の地域に入り旅行し又は同地域内において財産を收得占有し宗教的建物を建設し或は學校を開設するの自由を有すべきことに同意すること、但し日本國は公の秩序及び善政を維持するに必要な監視を行ひ及び右の監視に必要な一切の處置をなす權利を有すること

(ハ)日本國は合衆國々民の既得財産權を維持尊重すべきことに同意すること

(ニ)日米の言語と諸條約を委任統治諸島に適用すること

(ホ)日米間の正式條約中委任統治條項を引用せる條項の變更あれば合衆國の同意を要す、且委任統治に關する行政年度の複本を合衆國に提示すること

前記諸條項を内容とする正式條約は起草の上調印せられ且各國公法に依り批准を経べきこと

ヤップ島は此協定によつて全く日米兩國の共同管理の下に置かるゝことになつたやうなものである。米國のヤップ割込策、米國の通信線維持による南東太平洋方面の商業及軍事上の利權は之によつて完了せられ、日本壓迫策に成功したものとさふべきである。シカも太平洋に利害を有する國で米國のために此の如き辛き目に逢つた國があるかといふに一國もない。新西蘭も濠洲も、其側杖を喰ふとはなかつたのである。聯盟規約は其二十二條の内に西南阿弗利加及或南太平洋諸島の如き地域は人口の稀薄、面積の狭小、文明の中心より遠きこと又は受任國領土と隣接せること其他の事情により受任國領土の構成部分として其國法の下に施政を行ふを以て最善とす云々と規定して居るに拘らず、日本はヤップ島に關しては其明文を空文とせられたのである。シカも濠洲や新西蘭は、其委任統治諸島を以て其自治植民地の延長なりとして白濠主義を擴張し之が爲に日本人は赤道以南の委任統治諸島からも排斥せらるゝこととなつたので、竊に得意を催して居るのである。日本は理論上之を認めないといつて抗議はして居るが、事實上屈服したものと諦める外はない。乃ち日本は獨逸時代よりも南方發展の範圍を縮められたのである。英本國や自治領植民地代表の委員が喜んで右の保留宣言に調印したのも尤もである。日本は獨り米

國のために太平洋上で人身御供に上げられたもので問題はソナナに大きいとではないが、國家の體面、名譽、威信からいへば、遼東還附の耻辱にも近いものである。國際聯盟に調印した英、法、佛、その他が之を傍觀し、寧ろ日本を嘲笑して米國に媚びるの有様は、何たる無耻であらう、人間の皮を被つた手長猿のやうなものではないか。ロイド・ジョージ氏なごの大きい聲して力説する日英同盟の舊誼なごがドコにあるのであるか。日本の微力も憚むべしたが、英帝國覇權の滅落も亦弔すべきではないか。シカシ利己主義は古來アングロサクソンの傳統的政策、先天的性質である。利害以外に頼むべからざるものを頼むべきものとして頼むもの、誤りである。兎も角ヤツプ協定は太平洋協定の失敗の上塗である。泥上糞を添ふるものである。

備考 (十二月三十一日華盛頓發) 英、佛、和蘭の三國はヤツプ島電線に關する左の日米の決定に承諾を與へた

ヤツプ、グ	アム	間	米	國
ヤツプ、上	海	間	日	本
ヤツプ、メ	ナ	ド	間	和
				蘭

五、海軍力制限の協定

(一) 主戰艦の比率協定と布哇以外太平洋諸島防備擴張の中止

これは本會議の眼目とも骨子ともいふべき問題で、日本の七割主張や、陸軍復活要求や、英國の建艦休日に対する修正や、日本の要求に對する英米の反對やで、大分ゴタついたのであるが、是等を詳細に説明するに殆ど限りがないから、直に其結果を示すこととする。即ち主力艦の比率問題、換言すれば、制限の目的を以て整理上廢除すべき主力艦を何々とするか、建艦十年休止後の主力艦の比率を如何にすべきや等の問題は、十二月十五日のヒュース(米)バルフォア(英)加藤(日)三巨頭會議で愈々確定したのである。今其要點を示すこと

- (一) 主力艦の比率は、英五、米五、日三とする事
- (二) 太平洋上の砲臺、海軍根據地は現狀維持とする事(此内には香港を含む)、但し布哇、新西蘭、濠洲、日本

本土、加奈陀、及び北米合衆國の沿岸は自由に防備を施し得る事

(三) 主力艦の整理については、日本は陸奥を保有する代りに攝津を廢棄し、米國はコロラド。ワシントン。二艦を保有する代りにデラウエヤ。ノースダコタの二艦を廢棄し、英國は三萬五千噸を超過しない新艦二隻を建造しキング・ジョージ級の軍艦四隻(キング・ジョージ。エリン。センチユリオン。エジャツクス)を廢棄する事

(四) 右の結果、三國の主力艦數は、米國十八隻、五十二萬五千噸、英國二十隻、五十八萬一千二百噸、日本十隻、三十一萬三千噸となる事

(五) 代艦建造に際しては主力艦の最高噸數は米國噸數の計算法によつて

米國 五十二萬五千噸 ▲英國 五十二萬五千噸 ▲日本 三十一萬五千噸とする事

(六) 十年間新艦建造を休止する事(英國の新艦二隻建造及米國の新編入未成艦完成工事は除外例とする)

(七) 保有せざるべき主力艦の數、並に廢棄せらるべき主力艦の數に關する日、英、米三國の協定は佛、伊兩國

の主力艦協定を條件とする事

といふのである。軍備制限の實行手段としては曠古未有の事で大英斷として稱讃せねばならぬ。此點については米國の功績を特筆すべきである。

然しながら、日本の位置からすれば之に對して批評するの餘地が少くないのである。又吾人をして思ふ所を語らしめよ。

第一、加藤全權は何故米國の提案に超越して先づ主戰艦全廢を唱へなかつたのであるか。絶對平和の理想が軍備廢止にあるとすれば、其第一歩たるべき本會議において最も恐るべき戰鬪刀、征服力を具ふる主戰艦全廢を決することは、當然の手段であつて、案として米國の英斷以上の大英斷である。敗れても名譽とすべく、殊に日本の平和的精神を十二分に發揮することが出来たのであらう。日本政府及び軍人本業の加藤全權の規模の小さいのは致し方がないとしても眞に惜むべきことであつた。

第二、然らば何故加藤全權は、其對案提出に當つて日英米三國同率を主張しなかつたのであるか。既に自衛艦の

行使は各國家の自由であり、而して軍備制限は當該國民の負擔を軽減する許りでなく、世界の平和と人類の幸福に資せんとするものである以上、海軍力を平等の基礎に置き、優劣なき闘力を以て自衛の道を講じ、進んで相対すなきの理想的計畫に出づるのは當然の事ではないか。此點についても、日本政府内においては勿論、國民の間にも何等の主張を試みたものがあるのを聞かない。恐らくは政府も全體も國民も米國の提案の案外なものに喫驚すると同時に、米國の現勢に立脚するといふ實際的計畫に感壓されて、理想的に考ふることを忘れ、全體も專門委員も餘りに現實に囚はれ過ぎて姑息な小修正を試みるに至つたのではあるまいか。

第三、日本の海軍力をして米、英の十に對する七ならしめざれば、正當の比率でない、七割が日本國防の最小限度であるといつて、此七割案を執つて奮闘したのは、御苦勞千萬であつたが、餘りに馬鹿正直な姑息な修正運動であつた。米英は七割案もいけないといふのであるから、日本の海軍力を英米と同一に五、五、五とすることは困難でもあつたらうが、兎に角、同率といふことは前に言つたやうに堂々主張すべき理由があるではないか。従つて此主張を執つて一應奮闘した後これもいけないければ、英、米の率を引下げて日本と對等に三、三、三とする

ことを主張すべきであつた。獨立對等の國家たる日本の全權として、又太平洋の主人を以て自ら任せんとする海軍國の海軍大臣として、此位の氣魄と理想を持つて居なかつたといふことは、實に遺憾千萬である。殊に日本國民が之については一言も吐かず、政黨も言論機關も黙して傍觀し、言論機關中には寧ろ全權の七割案主張する非なりとして、對米順應、原案贊成を鼓吹するものがあつたに至つては、驚き呆れるの外はなかつた。平和を愛し之を欲求するのは最も善いことであるが、ソレが爲に、獨立國家の國民として、將又異人種の故を以て差別的待遇を我等に差向くる傲慢無禮の對手國に對して、唯々諾々、恥も外聞もいらぬ、御無理御尤も、たゞ平和、平和といふに至つては、如何なものであらうか。寧ろ節義心の喪失、道徳的精神の墮落、奴隸の境遇に甘んずる亡國的前兆ともいひたい位である。憲政會の總裁加藤高子氏は十二月の七日に至つて青島支部の大會に演説し、軍備問題に論及して

……米國の十に對し我が六では不足であるから七にせよと主張したこのことであるが、何の事か不明である、米國も日本も同じ獨立國であるから對等が相當である、何故日本は七割といふのか。新聞によることを我が國

防の最小限度といつて居る、……又新聞によるに、お互に攻撃の力を無くして防禦の力のみにしやうと傳へられて居るが、攻撃力がなくなつたら、防禦力も必要がないではないか、……各國も戦艦全部なくしてしまふのが必要である。單に國內防禦に要する小艇を存するだけでよいではないか。日本は何故に徹底的に遠洋を航して他國を攻撃することが出来る戦艦の全廢を主張しないのか……

といつて居る。コレは名論である、著者の大に賛同する所であるが、一在野黨の首領としてナゼ之を早きに唱へて全權もしくは政府の蒙を啓くの具に供しなかつたか。米國の提案のあつた後、殆ど一箇月も過ぎて、海軍問題の殆ど定らうといふ十二月の七日に、コンナことをいふとは所謂喧嘩過ぎての棒千切に類するもので、六萬十菊の行動も亦甚だしい。憲政會の在野黨として振はないのも、之を機宜に適するやう帝都で唱へず、遅ればせに田舎廻の演説資料に取つて置く（或は其時初めて捏ち上げた説たらう）といふへまをやるからであらう、惜いことである。在野黨首領として又第一流外交家を以て自ら任ずる加藤子でさへ時局に利する所以を誤るのであるから、軍人本業の加藤全權が奇抜の藝當をすることが出来ぬといふのも無理はなからうか。軍閥攻撃に日も亦足らずと

する外務側の全權も隨員も亦こゝに出づるを知らなかつたのは、以て彼等が大政治家、大外交家の器でないことを知るに足るではないか。

第四、加藤全權が陸奥復活を先づ争はずして七割問題を先にしたのは非常な失策である。陸奥は既成艦である、海軍の秘密主義が陸奥の既成艦たることを米國に知らせないやうにして置いたとは、日本海軍の失策であるが、既成艦は既成艦である、之を取除いて置いたといふことは提案者たる米國側の錯誤である、手落ちである。故に、我が全權もしくは専門委員が、十分に親切に此點を説明して米英の諒解を得たならば、無條件の復活が出来て他國に關係なく攝津を代へることが出来たのであらう。然るに七割説を主張して海軍力の増加を要求した後であるから、其増率を認めない米英は、ドコモまでも其原比例を保つことを改めず、然らば攝津と陸奥との取代を許すが、其お附合として米國もデラウエヤ・ノース・ダコタの代りにソレよりも更によいコロラド・ワシントンを残すことしやう。コレは未成艦であるが、日本が之を認めなければ米國は陸奥の復活に同意しない。同時に英國にも特典を與へねばならぬといふので、英國は初め大に反對したが、終にキング・ジョージ級四隻を廢する代りに三二

萬五千噸のフード型二隻を新造することに折合つたのである。コレは英國の海軍休止十年案に反対して年々一隻づつ造ることにして製艦力を維持しやうとした案の敗れたのに對する一の慰藉とも見られるが、要するに日本の陸軍復活は失敗である。米國の提案は

米 國	十 八 隻	五十萬六千五百噸
英 國	二十 隻	六十萬四千四百噸
日 本	十 隻	二十九萬九千七百噸

であつたのであるが、右の修正によつて、日英海軍力の差が三十萬四千七百噸から二十六萬八千二百噸と幾分近づつたのみで、日米の差は二十萬九千三百五十噸から二十一萬二千噸と遠ざかるに至つたのみならず、總體において米國は一萬九千九百五十噸を加へ、日本は一萬三千三百噸を加へたのに過ぎない割の悪いこと、なつたのである。尤も英國は二萬三千二百噸を減すること、なつたのであるが、コレは新造の良艦を得るためである。再言すれば、日本は陸軍復活の手段を誤つた、ために(一)原案の制限範圍を突破して之を擴大し其制限の精神を傷け

(二)シカも其突破が米國のために利用せられて増加噸數の割合は米國に若かず(三)正當なる既製艦復活が不正當なる未製艦繰入を除儀なく認むるに至つたのである。加藤全權や海軍の専門委員等は之に對して何と辯解するであらう。一の陸軍復活は何の手柄でもない、寧ろ平素の秘密主義の弊害を暴露したものであることは、前にいつた通りである。

第五、太平洋上諸島の防備を現状維持に止むるは不徹底至極ではないか。既に主力艦にも制限を加へて多數の廢艦を作ること、し、太平洋協約を以て戰爭を防止することを必要とした以上、是等の防備は廢艦同様撤廢するを以て當然とすべきである。米國の屬領たるミッドウエー島には、布哇の前哨地としての設備が出来て居るではないか。同じく太平洋の鎖鑰として其位置無雙と稱せられ居るグアム島には全部軍政を布いて、米國の海軍將校が其處の知事となつて、海軍の守備隊を置き、アブラを要港として外國の商船や軍艦の出入を一切禁止して居るではないか。アブラは今日では石炭供給地たるだけに過ぎないこの事であるが、少しく灣内を浚渫すれば大艦隊を入れることが出来るやうになり、千五百萬圓も投ずれば難攻不落の要塞となるこの事である。萬一ソウいふ日

があつて、此處に強大な艦隊が居れば、千五百哩の彼方なる比律賓にも、何人も手が出せないと思はれて居るのである。サモア島も同じく米國の軍政の下に任つて、ツ、イラには要港があり、艦船の修繕所や軍需品の貯蔵所があるではないか。比律賓に至つてはマニラとスービックとの兩灣に要塞があり、マニラ灣内のキャザイテには亞細亞艦隊の根據地があり、スービック灣内のオロンガボは要港であつて、修理工場、病院、浮船渠、軍需品倉庫などの設備があるではないか。ポロツクにも亦海軍根據地がある。加之、平時米國兵五千六百人の外、比律賓義勇兵と稱する八九千の士兵があり、市民兵の組織もあるのである。況んや、ヤップ島は前に述べたやうに既に米國の割込む所となつて居るのである。是等の設備を排除しなければ一朝事あるの時、日本は米國の爲に包圍の裡に陥る形となり、又これがあるが爲に米國は對日壓迫の野心を逞うすることとなるのである。日本全權の力は此にまで及ばなかつたのであらうか。ソレにしても布哇を此現状維持の條件外に置いて其防備を嚴にし太平洋の一大脅威主點の自由擴張を認むるに至つたのは、非常なる失敗である。米國は布哇のオアフ全島を化して一大要塞としやうとして居るもので、ホノル、から十二哩の地にある眞珠灣に一大軍港のあるとは、何人も知る所

であるが、ソコには普通の船渠の外に浮船渠もあり、軍需品の貯蔵所もある。殊に其船渠は一九一九年の八月に開かれたもので、ドンナ大きい艦船でも修理が出来るといふ事である。海軍工廠も亦之に適つた規模の下に出来つゝあるさうだ。又其要塞砲は十四吋砲と臼砲とを幾門か備へつけた筈だ。其外尙一箇師團半といふ陸軍をすら駐屯せしめて居るのである。殊に布哇の太平洋における戰略的位置は實に優秀なもので、加州やアラスカやサモアなどから殆ど同距離の海上にあつて、加奈陀からパナマに至る東部太平洋を支配する位置にあるのであるから、アルーシャン群島とサモア島のツ、イラに海軍根據地を持つて居れば、太平洋の東半部は全く安全になるので、日本の侵襲などを夢にも恐れる必要は毛頭ないのである。否、布哇は日本進撃の一大策源地、一大根據地となりつゝあるのである。米國が斯様の態度を維持するのは、海軍力の制限、太平洋平和の精神を裏切り、日本の主力艦隊を減縮し、更に日本に對して潜水艦や飛行機を以て攻撃する時の有力なる根據地とする設備を保存し、若くは之を擴張するものと認めねばならぬ。

第六、米國が主力艦の噸数を三萬五千噸以下に限つたのはドウいふ譯であるか。艦隊全部の全噸數に制限を附し

たならば、其隻數の如きは何隻でもよいではないか。三萬五千噸以上のものを造つても、各々其國の必要に應じて差支ないではないか。日本全權は之について十分の説明を得るまで質問したであらうか。或は、三萬五千噸以上の軍艦はパナマ運河を通航することが出来ないから、米國の兩洋艦隊を集中する上に大不便があり、又其海軍を兩分しないで済むやうに三萬五千噸以下のもの、みよすれば、よいのであるが、ソレでは他國のソレ以上の大艦に面する時に劣勢となる不利があるといふので、米國々防の利己主義から艦の大きさを制限したのであるといふ説がある、萬一然りすればコレも米國の我利横暴を證するの一資料である。

備考(大正十一年一月四日華盛頓發電)三日開催の海軍専門委員會で決定した軍艦廢棄の方法は左の通りである

第一、廢艦は十六箇月内に戦闘に使用し得ざるやう解體し四年以内に全部廢棄し終る事

第二、代艦の建造を終りたる舊艦の廢棄方法は代艦建造後六箇月内に戦闘に使用し得ざるやう解體し十八箇月内に全部廢棄する事

X X X X X X X X X X

佛蘭西の全權は、主戰艦三十五萬噸を要求し毅然として屈しなかつたのであるが、十二月十七日の海軍委員會で

米國全權ヒュース氏の強硬な態度に橋をつくことが出来なくなり、トウク右の要求を抛棄し、英米の十割に對する三割五分、即ち主力艦約十八萬噸を承認した。(佛國首相ブリアン氏は此事を倫敦で我が林大使に告げた。伊太利も最初からの主張の通り佛蘭西との同率を承諾したのであるから、日、英、米の海軍力制限の條件であつた問題は此に片つき、主力艦問題は全部決定したものと見てよいのである。

X X X X X X X X X X

各國箇々の利害得失を別とすれば、主力艦の制限が斯る成功を見るに至つたのは、誠に慶賀すべき一大偉業ではあるが、此に吾人の感慨に堪へない事は、英海軍力の減衰である。過去一世紀間英國の海軍は二國標準を以て立ち雄然として海上王の威嚴を示して居たものではないか。其後各國の海軍が追々發達するにつれ、殊に獨逸が其使命の海上にあるを號して非常なる勢ひを以て海軍擴張に努力し、英國と建艦競争を試みるに至つた時でも、英國は、二國標準の維持には堪へ得なかつたが、尙六割の優勢を保つの方針を以て進んで來たのである。軍艦の

發達と建造費の増加が英國をして止むなく此に至らしめたのは是非もないが、世界大戦を経過した今日に至つては、英國は最早六割優勢をも維持することが出来ず、米國の命ずるまゝ唯々として米國と同噸數を保つを甘んぜねばならぬ事になつたのである。英人今昔の感果して如何、英帝國も亦衰へたる哉、覇業の讓渡、海上王の王位退讓といはねばならぬ。アスキス氏もいつたやうに、世界中で最も海權に依頼するのは英國ではないか、單に各方面から侵襲を蒙る處があるばかりでなく、食料品や原料品を皆海外に仰がねばならぬ英國が、此爲體は何たる事である。曾て英國海相ロング氏が

若し英米兩國の間に競争があるとしたならば、ソレ、現在兩國民が各國民の上に超越する海軍力の擴張を競争するのではなくして、莫大の餘裕ある超越程度を減縮する方になければならぬ、コレ實に英國政府の海軍政策の基礎である

といつたことがあるが、今回の英米對等の海軍力制限協定は果して此政策に基いたものであらうか。或は負嶺山積、内外多事、帝國分裂の危機にある英國として止むを得ざる陰忍ではなからうか。又假令英國の政策は斯くの如く立派なものであるとしても、米國は果して英國の方針を以て方針とするであらうか、英米の覇王的地位を逆轉する更に明白なる日が來らねば幸である。吾人は此に今昔の感を叙して竊に英國の爲に悲しまざるを得ないのである。

(二) 補助艦艇制限問題

主力艦の制限問題は既に決定したのであるが、海軍問題全部決定したのでないとは勿論である。此外補助艦艇、即ち輕巡洋艦、驅逐艦、潜水艦、航空母艦、航空機、其他の問題(第七章の二、軍備制限案の提出、參看)がある。

此補助艦艇の比率問題について最も頑強なのは佛蘭西で、佛蘭西は既に主力艦比率において大讓歩をしたから、補助艦艇においては斷じて讓歩することが出来ない、補助艦艇は三十五萬噸、潜水艦は九萬噸でなければならぬといつて居る。米國の原案は巡洋艦、嚮導驅逐艦、驅逐艦の協定噸數を、米國四十五萬噸、英國四十五萬噸、日本二十七萬噸、潜水艦總噸數を、米國九萬噸、英國九萬噸、日本五萬四千噸として居るのであるから、佛國の頑

強き加減は之によつて察することが出来る。然るに英艦は潜水艦全隊論を執つて十二月廿二日委員リー卿から海軍委員会に提案したが、何人も賛成しなかつた。日、佛、伊は無論反對である。米國は、英米各六萬噸の潜水艦を保持し、日、佛、伊は各現在所有の噸數（佛國四萬二千噸、伊太利二萬二千噸、日本三萬二千噸）といふ修正案を提出（廿四日）したが、これによる米國は三萬五千噸、英國は三萬噸を廢棄せねばならぬので、議論百出、容易に纏らない。シカシ英國は此六萬噸案を受諾したが、佛國は本國の訓令を仰がねばならぬと保留し、伊太利は佛國同様と主張し、日本は五萬四千噸（原案）以下では承諾することが出来ぬと頑張る。其後佛本國の訓令は九萬噸を固執せよといふのであつたから、廿八日の海軍委員会でもトウ／＼纏らず、此問題は本會議と切離し他日の會議に附することとして不成立に了つたことを明かにした。従つて潜水艦の協定が何時成立するか覺束ないのである。

こゝに注意すべきことは、（一）英國の潜水艦廢止論は、潜水艦は攻撃の武器として有力であるが防禦の武器として甚だ微弱である、シカも其攻撃の武器として有力なのも武装しない船舶に對してのみ有力なので、弱小國では

必要かも知れぬが、強大國の武器としては必要がないといふのであるが、其實佛國の潜水艦政策を恐れて居る事、（二）佛國は由來水雷や潜水艦などの小艦主義であるはかりでなく、既に主力艦において三流國の扱ひを受けて居るのであるから潜水艦其他の補助艦艇について斷じて譲らぬ英米と同一率でなくてはならぬといふのは、眞に當然で、又佛國の意氣の見るべき事、（三）佛國は又今回の會議には露獨兩國の加はつて居ないばかりでなく、獨逸の賠償問題の前途も暗澹たり、露國の將來も知るべからず、之についても世界的會議を開かねばならぬたらうし、土耳其の問題もドウ變化するの分らぬ、戰雲の尙斯く溼々たるに當りて佛國は昇等の形勢を無視し白國の死活を除所にして徒に軍備を減縮することは出来ぬ、近く海軍の活動や陸軍の輸送を護衛するやうな必要が起らぬことも限らぬといふヒステリックの疑快を懷いて居る事、四 戰後歐洲の諸問題に關して意見を異にし益々反目的度を高め來つた英佛兩國の間には競争的敵意が歴史的に潜在する事である。かの佛國を以て此會議を打毀さうとする軍國主義者であるといつて徒に悪口する者は、蓋しアングロサクソンの犬である。吾人は日本全權も亦何故に各國同率（假令其率を六萬噸にしても、五萬四千噸にしても）を主張しないかを怪むものである。獨り潜水艦に

關してのみならず、他の補助艦艇に對して亦然りである。其理由は既に主力艦のところで述べたのと同じである。但し防禦の目的であるから成るべく最小限の同一率とし又其航洋の大艦を廢すために一艦の噸數を制限する必要はあるであらう。

備考 (大正十年六月八日巴里發) 佛國の海軍豫算案中には本年度において起工すべき分として七千噸乃至八千噸の偵察巡洋艦三隻(一隻の建造費七千萬法) 驅逐艦六隻、水雷艇十二隻、潜水艇十二隻(各千百噸)の建造費等がある、尙未完成の戰艦ベアルン號は飛行機母艦に變更される筈である、右新艦建造の支出總額は七億五千五百萬法で三年に亘り支出することゝなつて居る

× × × × × × × × × ×

又十二月廿八日の委員會では米國の提案たる「主戰艦以外の艦艇は一隻各一萬噸、大砲は八吋を超ぬ事」といふに對して英國は直に受諾したが、日、佛、伊の三國は政府の訓令を得るまで保留し、英國の提案たる「主戰艦の主砲は十六吋を超ぬ事」に對して滿場一致を以て可決したこの事である。又米國委員ルート氏から潜水艦隊は

文明的戰闘の法則に準據してこれを行ふべきものなるや否やといふ直截的問題を提出した、其末項に「戰時において潜水艦を人道的に使用せんとする法則を承認する列國の軍人が其所屬上官の命令の有無如何に拘らず右法則を踐踏する場合には海賊の行爲として處罰され又右犯人の所在國官憲の裁判を受くべきものとす」といふ聲明がある。此原則は可決されたが、此案の討議に際し英國委員は「吾人は五大國の批准を経たる艦は他國の贊成を待たずして同案は効力を發生すべしといふ了解の下に始めてこれを承認するであらう」と聲明したこの事である。又米國は飛行機母艦に關しては、各一隻二萬七千噸、大砲は八吋を超ぬ事といふ二案を提出したさうである、其運命については本論擧筆の時まで聞く所がなかつた。

× × × × × × × × × ×

これからは航空母艦の事が問題に上ることゝなつて居るやうだが、日本は英米の各八萬噸に對して四萬八千噸では満足することが出来ぬのであるから、コレにも紛議が持ち上らう。吾人は同率主張を勸告する。と書き了つた

時に左の如き電報が紙上に現れたのを見た。

華盛頓會議海軍委員は飛行機母艦制限協定に同意した、右協定によれば、英米兩國は各十三萬五千噸、日本八萬一千噸、佛伊兩國各六萬噸といふのである云々、

之による米國の原案即ち米英各八萬噸、日本四萬八千噸といふのに比して非常な擴張で、陸軍復活と同様の結果を示したが、矢張り同率ではない、ドノ點でも、日本は英米に比して劣勢の國防に甘んぜねばならぬといふ事である。

× × × × × × × × × ×

潜水艦比率の協定が不調に了つたのですら、主戦艦の制限協定を覆しはしないかといふ説もある位だから、今後海軍問題が全體としてドウなるかは豫測することが出来ないが、吾人は協定済の分については不満足ながら批准されんことを人類の福祉と世界の平和との爲に希望する。

六、陸軍制限問題

陸軍制限問題は十二月二十一日の第三次總會の議に上つたが、佛國全權ブリアン氏は

佛國は他國以上に平和を確保するの手段を講ずるに熱心なものである、然しながら敵意のある獨逸を向ふに廻して佛國が軍備縮小を行へば時勢の趨く所知るべからざるものがある……獨逸の労働者階級が平和を熱望して居る事は疑なき事實であるがルーデンドルフ一派の軍閥が存在する以上、佛國は黙視することが出来ぬ、何となれば獨逸は數週間で六七百萬の兵士を動員することが出来るからである……元來軍備縮小は結構な事であるが、平和的雰囲気を作ることは更に必要である……又歐洲不安の一因はかの波蘭攻撃の機会を窺ひつゝある露國である、……佛國政府は近く兵役年限を半減して現役を十八ヶ月とすべく、又其兵數を千九百二十二年の最初の二ヶ月間に三十萬に減少し、其後引續き之を行つて同年間に二十五萬とするであらう、コレは現在歐洲の政局において佛國の爲し得る最大限であるが、これこそ平和に對する佛國の提唱である

といふ意味の演説を試みて反対の意圖を暗示し、英國全權パルフォア氏は佛國の立場には同情するがブリアン氏の演説は佛國の憂快を極端に説明したものである、……ブリアン氏の演説が差當り陸軍々備縮小決行の希望に添ふ所以でないことは遺憾ながら之を認めざるを得ない、シカシ佛國を刺戟した主張はやがて英國が干戈を執つた主張であり今尙其正しさを信する主張である、シカシ佛國が若し精神的孤立に陥らばソハ更に悲劇である云々

と抑揚ある皮肉な演説をなし、伊太利全權シャンツェル氏は

伊國は二十萬の陸軍を（現在二十五萬）を以て自國に相當と認めるがシカシ伊國は更に其上に縮小しやうとして居る

と述べ、我が加藤全權は

日本も亦佛國の立場に同情するものである……元來陸軍は海軍と異つて國內の事情で決すべきものである、シカシ日本は極東の平和を保持するに必要な最小限度以上に陸軍を置かぬといふ事を斷言する

と聲明し、白耳義代表も一場の演説をした。最後に米國首席全權たるヒュース氏は

陸軍制限に關しては今回の會議で其實行方法を協定することが出来ぬかも知れぬ、が然し各國共に其國防に必要な最小限度以上の陸軍を持たぬやうにせねば世界の平和は保たれぬ

といつて、陸軍々備縮小には左まで熱心でないといふ態度を示した。コレは豫め佛國の此案に反対であるとを承知して居たからであらうが、會議は形式として全會一致で此問題を五大國の總委員會に附託すること、なつて散會した。其後部のブリアン氏は秘密會でも自國の政策を述べ、伊太利の決議案（未だ其詳細を得ず）に反対し、コレは會議に参加しない國には適用しないものであるから不公平だといつたさうだが、此演説中に伊太利を侮辱した言葉があつたやうに伊太利本國に傳へられ、伊人は非常に激昂し、佛蘭西領事館に對する示威運動で窓ガラスを破つたなどの騒ぎもなつたが、要するに陸軍々備問題はコレ限り掘り潰さるゝことであらう。コレは豫定の成行とも見られるが、潜水艦問題といひ、陸軍問題といひ、佛國の態度で、米、英共にヘコむで仕舞つたのは面白い。

備考 (十二月廿八日華盛頓發『大阪毎日』特電)潜水艦問題の協議が失敗に歸した、めに軍備制限が九初の功を一費に缺くのは誰しも遺憾とする所である、或る一部では主力艦の制限さへ實行出来れば大成功であるといつてゐるが潜水艦の問題が纏らねば主力艦以外の建造は自由競争となり軍備制限は事實全く骨抜きとなる譯である、この責任は主として佛蘭西にあることいふ迄もないが而もその責任の一半は又米國全權ヒュース、英國全權バルフォア兩氏も負ふべきである、ヒュース氏が自己の威力を過信して壓迫的態度に出でた事、非公式交渉を避けて公開の席で片付けんとした事、適當な時間を與へず無暗に解決を急いだ事、理論一點張りて他國に同情が少かつた事、英國丈けにわたりをつけ日、伊兩國の了解を得なかつた事、バルフォア氏が人道論を故意に主張し又は佛蘭西の反感を唆るやうな態度に出でた事などはさなきだに昂奮せる佛蘭西をして自暴的な態度に出でしめたのである、廿八日の委員會における佛國全權サロー氏の態度も可なり亂暴であつたがヒュース氏も『勝手にしろ』といはんばかりな憤慨的態度であつたといふ、かくして潜水艦問題は遂に物別れとなつたのであるが佛蘭西も靜かに考へて見る可なり妙な状態に陥つたものである、即ち第一陸軍制限問題を駄目にしたのも佛蘭西、海軍制限を駄目にしたのも佛蘭西で丁度歐洲大戦中の獨逸のやうに輿論から見放され又伊太利からも怨まれ英米からも見限られては今後恐らく何事も出来ないであらう、

然し佛國全權ブリアン氏も一度強硬な態度に出ればそれで國論を満足させるに十分だらうから國論が冷靜なるのを待つて妥協したいとするだらう、一方ヒュース氏も之まで漕ぎつけたのだから出来るならば話を纏めたいと思つてゐるらしいから、この際日本全權が調停するならば成功せぬまでも米國輿論の同情を得るに十分だと思はれる、▲(同廿九日發同上)潜水艦問題について佛國が飽まで強硬な態度をとり敢て讓歩しないのは佛國の自衛上必要のことであつて將來アフリカの佛國軍隊を歐洲に送るごか、マダガスカル又は印度支那の保護の上から必要なのだと佛國側はいつてゐるが、英國の輿論は何れも佛國の態度に大反對でデイリー・クロニクル紙は『華盛頓會議における佛蘭西の態度は海牙の平和會議における獨逸のそれに似てゐる』と激語しウエストミンスター・ガゼット紙も『佛國が軍備制限で隣國と協調するの善意がなければ佛國が政治的に又經濟的に孤立に陥つても小言をいふ權利がない、だから最高會議が開かる、迄に佛國は宜しく反省すべきだ』といつてゐる、一方佛國は潜水艦問題で強硬な態度をとり最後に讓歩し、その代償として米國を歐洲問題の渦中に引入れんとするものたこの觀測もあるが事實佛國の態度は米國で非常に評判が悪く米國が佛國の乞を容れて歐洲問題に手をつけることは思へない。

七、對支問題の協定

次は日本に取りて最も重大なる關係を有するもの、一たる支那問題である。支那が極東、及び太平洋の問題に關して公然たる正式活動を開始したのは、蓋し支那全權施肇基氏（駐米公使）が十一月十六日の右問題委員會に對して支那政府は本會議の考慮及び採用を得んが爲め本會議の議題に準據し此に支那に關する諸問題の決定に適用せらるべき一般原則を提議す

- 一、(イ) 列國は支那共和國の領土保全及び政治上並に行政上の獨立を尊重嚴守する事を約す(ロ) 支那は何れの國に對しても其の領土若しくは沿海の如何なる部分をも割讓し又は租借せざる事を約すべし
- 二、支那は總ての條約國々民の商工業に關する所謂門戸開放、機會均等主義に全然同感なるを以て支那共和國全部に對し例外なく之を承認し且適用すべし
- 三、極東に於ける列國間の相互信頼を増進する爲め列國は豫め支那に通告し、支那に参加の機會を與ふる事な

くして相互間に直接支那に關係を有し若しくは上述の諸地域の一般平和に關係を有する何等の條約又は協定を締結せざる事を約す

- 四、支那に於て、又は支那に關し列國の主張する特殊權利、特權、免除、又は約束は其範圍及び効力の有無を決定し且若し有効なりせば之等各種の權利相互の關係を調和し又は本會議に於て宣言せらるべき諸原則と調和を圖る目的なるを以て之を審査すべきものごとす
- 五、政治上、司法上、及び行政上の諸種の自由に對し現に支那に加へられ居る制限は直に若しくは事情の許す限り速に之を撤廢すべきものごとす
- 六、現在支那を拘束する約束にして期限の定めなきものには妥當且確定の期限を附すべきものごとす
- 七、特殊權利又は特權を許與する約定書の解釋に當りては斯る許與は許與者の利益に解釋すべしこの一般に承認せられたる原則を遵守すべきものごとす
- 八、支那の參加せざる將來の戰爭に於て支那の中立權は完全に尊重せらるべきものごとす

九、太平洋及び極東に於ける國際紛争に於ける平和解決に關し規定を設くべし

十、太平洋及び極東に關し調印國の共同政策を定むる基礎として之に關する國際問題討議のため將來隨時會議

開催の件に關し規定を設くべし

といふ提案をした時からである。此提案は支那の理想案とも見るべきもので支那に取つては極めて有利なものである。コレは支那の米人顧問の援助の下に成つた案であること勿論であるが、其一部は米人顧問ランシング氏の起草にかゝるものである。シカも米國側からの勸誘的援助的暗示に基いて提出されたものであるこの説があつた、勿論の事であらう。(支那全權は十五日米國側から本案提出の勸告を受け然らばさて徹夜して拵へたこの事である)。從來米國が、如何にして支那に割込み其利權を打建つべきか、如何にして日英佛其他の支那における特權を打破し勢圍を一掃し斯くして支那に恩義を賣り米國の割込みを安易にすべきか、如何にして所謂「一主義に隠れて經濟的帝國主義を支那に行ふべきか、ソレには支那人の親米排日(或は英佛をも併せて)熱を煽ふるに越したことはない、支那人大に利用すべしと百方計策して居たこと、否、現に畫策してゐることを考へ、又支那人

が徒らに陰險なる弱國の慣用手段たる遠交近攻の傳統的愚策に迷ひ、米國人の眼前の小惠を大德であるかの如く誤信し、遠大なる謀計の潛むことに思ひ到らず、人種差別を以て犬の如く米國から排斥せられ今尙劣等民族扱ひをされて居ることをも打忘れ一にも米國、二にも米國といつてヴェルサイユ講和會議における山東問題以來殊に米國に絶り同種排斥即ち排日に熱狂して居る所から察すれば、此案が支那案、否、米國案であるといふことは一讀して十二分に分るであらう。

我が全權幣原大使は之に對して何と陳述したか、當時傳へられたところは左の通りである。

一、太平洋に於ける日米その他各國の通商を自由且平和的に伸暢する事

二、あらゆる平和的手段を盡くして支那の獨立、領土保全を期し又同國の門戸を世界列國の商工業に向つて開放し且列國の支那に於て享有すべき機會の均等を期する事

三、英米兩國にも満足を得ず支那に取つても妥當として承知されるやうな基礎に依つて山東省の膠州灣租借地より日本軍の撤去を行ふ事

- 四、滿洲を併合し又之を保護領とするやうな事はない、但し同地方の日本に接壤せる事、鐵道其他に莫大の投資をして居る事、及び大連、長春間の滿鐵本線に沿ひ多數日本人の滿洲に入り込める事等の諸點より日本が滿洲の同地方に特殊利益を有すこと云ふ原則を改訂確立する事、蓋し是等の特殊利益が將來起り得る可能性ある露國の日本に對する侵襲の途中に横はつて居る關係上日本は一層之を重視して居る
- 五、列國に對し滿洲及び西伯利の門戸を開放し機會均等を期する事
- 六、西伯利を併合し又は之を保護領とする事はない、更に日本人が同地方の原料を購入し或は日本製品の過剩を賣り捌く等商業の爲め同地一圓に平和的進出をなす方針を是認する事
- 七、露國極東沿海州及び西伯利に於ける時局を能く收拾し特に日本の漁業者、移住者、其他日本臣民を保護し得る鞏固なる政府の樹立を俟ち西伯利より日本軍の撤去を行ふ事
- 八、日本は日本が膠州より撤退する場合は等しく山東省内にある威海衛より英國も撤退せん事を期し且希望する事

- 九、現在では日英米佛四國の各銀行團より成り對支借款の交渉及遂行に支那政府と提携して支那の交通機關等公共施設の整備上支那を援助するを目的とする四國借款團を承認する事、但し借款手取金が正當に使用され且政治上の腐敗より生ずる資金の濫用若くは浪費を防ぐため該借款團に於て監査監督を行ふ事
- 十、支那と諸外國との間の商業關係を更に密接にする目的で支那に於ける財政、經濟、政治上の状態を一般的に鞏固にする事、日本は支那を以て日本人に取つて最も切實に必要な原料の重なる供給國で且日本の製造品を賣り捌くべき市場であること心得て居る、然しこれは支那に於ける實業又は支那との商業關係を發展させたいと切望して居る他國民を排斥し又之に對し偏頗な事をなさずとも出来る事である
- 十一、關東州租借地及び南滿鐵道沿線に於ける現狀維持
- 十二、日本は日英同盟の更新に執着せない、日本は世界の三大海軍國の一齊に海軍大削減を加へやうと云ふ協定が出来さうな會議の明かな傾向に顧みて日英同盟はさのみ切實なものとして考へて居らぬ
- 十三、日米兩國に満足な基礎に於て且太平洋の通信に利害關係ある諸國政府承認の下にヤップ問題及び太平洋

横断通信に關する諸問題を解決する事

コレが果して間違ひないものとするは、友誼に厚く平和的精神に満たされた協調的の正々堂々たる對案と評してよい。否、讓歩し過ぎて米支提携の排日策をして乗せしむる間隙を見せたものとして惜まれる點がある。山東問題に關する點の如きは即ちソレである。(ヤツブ島に關してもソウであるが、コレは既に述べ盡したから略する) コレは恐らく滿洲、西伯利に重きを置いて此方面で米國の諒解を得やうとする考へから(或は豫備的交渉において默契する所があつたのかも知れない、ドウもさうらしい)山東において大に讓歩するの方針を取つたものであらう。ソウして山東に讓つて米國の對極東態度を緩和し支那の排日熱を冷却させやうとしたのであらうが、ソレほゞ弱腰にならずともよかつたのである、否、なるべき理由がないのである。畢竟、恐米、恐支の譏を免れざる所以である。

然らば、英、米、佛諸國の之に對する意見はドウかといふに、米國は無論支那案に賛成であるが、佛國は全權ブリアン氏(首相)以下同國代表二時間に亘つて協議した上、左の如く表明したこの事である。

- 一、佛國は支那が領土、政治、商業上に關する保留を實現せんとするに對し熱心に援助せんと欲する
- 二、若し英國が威海衛を抛棄し、日本が山東並に遼東半島を抛棄するならば佛國は一八九八年支那より租借した廣州灣を抛棄するに同意する
- 三、佛國は彼の列強が同様の處置に出づるならば亦外法權の特權を抛棄するに同意する、佛國は日本に於て是等の特權を抛棄した、又一九一四年には土耳其之が抛棄に就て協議中大戰が勃發したのである、併し佛國は支那が外國人に對して適當なる保障と裁判を與へ得る事が明白になる迄外法權を維持したいと思ふ
- 四、佛國の意見によると印度支那に於ける佛國植民地は支那に屬せずして安南に屬するものである、其の結果二千五百萬の人口を有する佛國印度支那植民地は當面の問題には關係がない、併しながら九百哩に渡る支那國境の改訂に關して問題が起つた場合には佛國政府は右境界問題を討議するに同意する
- 五、佛國は其の國民の發展と原料品を要望する日本に對し同情を以て極東問題の討議に當らうと欲する、而して佛國代表は總ての場合和解的任務に服せん事を希望して居る

六、佛國は列強が支那に對する交渉を公開せん事に賛成し秘密の交渉に反對する、印度支那以外の勢力範圍問題は重大なりとは思はぬ、何となれば右は政治的範圍について十年以上各國の協同政策が執られてゐるからである。

佛國の支那と日本と米國と英國とに對して取つた處の態度や巧なりといふべしである。總てが保留的である。總てが御多分に漏れないやうにしやうとする外に、調停や仲裁の任にも當らうといふのである。順慶式ではあるが、當らず障らずの傍觀主義は、之から大に支那に發展しやうとして佛支銀行(中法實業銀行)や支那學生養成などに團匪事件賠償金殘額を流用して恩を支那に賣らうとし着々其計畫を進めつゝある佛國としては、當然の態度であるともいひ得るのである。

同十九日の委員會では、我が加藤全權(幣原氏病にかゝる)は(一)支那が外政よりも内政に苦しんで居る事(二)支那の平和統一の速に來らんことを希望する事を説いて先づ支那の反省を促し、更に(三)日本は支那の内政干渉と思はれるやうな行動を取ることは避けたいのであるといふ事(四)支那の領土保全、門戶開放、機會均等は無條

件で支持する事(五)シカシ日支接壤地帯(滿洲を意味するのであらう)における日本の特殊的位置は容認さるべきものである事(六)一般の貿易關係においても日本は何等の特權を要求するものではない事(七)支那の領事裁判權撤去については此會議に参加せる各國を公平なる方法で協議したいといふ事、即ち要するに幣原氏の陳述した處と大同小異の主張を骨子として、議長ヒュース氏に對する形式において、日本は私利増進のために會議に臨んたものではない、各國と協力して極東の平和を確保せんがために來たのであるといふ事を聲明し、英國全權バルフォア氏は「英國の極東及太平洋に對する方針は既に度々聲明した處で明白であるから此に之を繰返す必要もあるまいが支那案には賛成である」といふやうな發言をなし佛國全權ブリアン氏も支那に對する同情を披瀝した後に「シカシ實際上の効果を擧げるためには細目について研究する必要がある」と述べ、支那全權施肇基氏は、最後に各國の支那に對する同情を感謝し「後日更に具體的の案を提出する」といつて此日の委員會は濟んだのである。

コレが即ち支那問題に對する一般討議と見るべきもので、是等各國の意見、寧ろ支那、米國握手の提案から各種

の具體的議案が生れて大體支那の利益のやうに決議されたのである。今其各案について段々記述しやう

(一) 支那に對する四大原則

大勢既に右の如くであるから、米國代表ルート氏が此機を逸せず「支那の主權獨立並に領土及行政の保全に賛成する決議案」を出したといふ事は自然の勢ひ、否、豫定の計畫といふべく、極東委員會に全會一致を以て之を可決したばかりでなく、此決議案を具體化した左の四條の申合に署名した。(十一月廿一日)署名したのは八箇國代表者で、對支四大原則とは即ち是である。(十二月十日の本會議にて確認された)

- 一、支那の主權獨立及領土的並に行政的の保全を尊重する事
- 二、支那に對し支那自身有力にして安固なる政府を確立し保持するため十分にして自由なる機會を與ふる事
- 三、支那の領土を通じ各國民の商工業上の機會均等主義を確立するため凡ゆる努力を爲す事
- 四、支那の現狀に乗じて友邦各國民の權利を侵害するが如き特權を求め又は各國の安全に違反する行動を避く

べき事

といふのが、ソレであるが、支那全權はコンナ自分の國に對する他列國の政策に關してはといつて之を不満足として一時署名を差控へたこの事である。シカシそれは支那の身の程知らずといふもので、支那の現狀としては止むを得ぬことである。如何に米國に絶つても、米國とて、支那のいふ事はかりを聽いて殆ど何等直接の利害關係なき西大陸の一國を以てして、各國至深の利害を無視する譯にも行かず、又日本其他の聲明によつて一般米國人も亦從來餘りにヒステリックの支那人の主張を買ひ被つて居たことを借り、少し厭氣のさして居た際であるから之より以上支那のために有利な原則を打建つる譯にも行かなかつたのであらう。但し米國からいふと此決議案の通過なり、四大原則の申合せなりは、米國の對支實恩策、對列國勢力排除策、對支動込策の着々成功して行く證據で、所謂達成つて水到るものである。

今此四大原則を靜に研究して見るに頗る興味がある。第一項の主權の獨立や領土の保全を尊重することは、從來幾度なく宣明せられたところで、何も珍しいことではないが「行政的の保全」といふことは之まで見ない所で

ある。支那の行政に干渉しないといふ意味らしく思はれるが、果してソウであるとするれば、極めて自由の精神で最も尊むべきことである。シカシながら支那の行政が隣國もしくは其他の友邦に非常な迷惑を及ぼすことがあるとするれば、ドウするか、マサカソレでも傍觀するといふ譯ではあるまい。支那の行政が他國の租借地や其他友邦人の生命財産に及ぼす危害を防止し得ないやうなことはザラにある例で、如何なる程度まで支那の行政的保全を尊重し得るかは大なる疑問である。恐らく此第一項は強く米國の意志を反映せしめたものであらう。第二項も極めて結構な事である。從來とても支那自身有力安固なる政府を樹立する機會は十分に與へられて居るのである。シカシ支那は此機會を濫用して政權争奪や内亂の頻發を促すやうな風にしてゐるのである。列國が共同して幾度もなく南北統一に關して警告を發したのもコレが爲ではなかつたか。支那の政府を支那が自分で確立し有力安固にするには當然の事であるが、友邦が傍觀主義を取るのを善い事にして従前の事態を繰返し、永く混亂状態を脱しない、コレが爲に平和も望まれず、従つて開發も行はれず、締盟國との通商貿易も妨げられ、友邦人の居住來往も脅かされるといふ有様で、永く東亞の復興を妨げるやうなことがあるとするればドウであるか、此項は空文

に歸するではないか。諸友邦は却つて提擧して其有力なる政府の確立に援助を與へなければならぬ時の來ることを憂へざる譯には行かぬ。第三項も尤もな原則であるが、コレも能く意味すると、特に米國の主張を代表したものと見ねはならぬ。商工業上の機會均等はヘー氏以來の陳套語ではあるが、特に「支那の領土を通じて」といふところに力を入れた事「あらゆる努力をなす事」といふやうな文字を用ひた事は、滿洲でも、蒙古でも、西藏でも、苟くも支那領土として主權の及ぶ範圍内にはドシ／＼入り込んで其勢力を使用し日英其他と商工業上の競争をするぞといふのである。獨逸は曾て露國のために滿洲は對支門戶開放政策適用範圍外だといつて滿蒙が支那の領土でないとするかのやうな態度を示した事があるが、今度「支那とは何ぞや」といふ問題が起つた時に、我が加藤全權は滿洲の支那領土なることを明言したのであるから「支那の領土を通じて」といふことは、勿論滿洲にも適用されねばならぬのであらうが、日本は滿蒙においてドノ程度まで米國の機會均等を認め門戶開放に同意する積りであらうか。最早日本の基礎は十分に出來て居るから、幣原氏や加藤氏が述べただけの既得權を保持し得るに足るのであらうか。米國の勢力侵入によつて更に滿蒙に新紛糾の起る餘地はないと認めて安心して居るの

てあらうか。日本人の注意すべき處である。又「あらゆる努力」が共同管理の端ならぬことを切望する。ソレから第四項は寧ろ現状維持で、日、英、佛などが米國の新しい活動を援助するための準備も思はれぬでもない、又各國互に抜本的行動を遂行したものと解せられる。各項彼此矛盾の嫌もあるが、要するに此四大原則の死活も利用も濫用も、支那自身の決心懸念にある、又各國の態度にもあるが、畢竟、米國の劃込策、即ち極東に干渉する第一人者たらんとする政策は其緒に就いたものと評すべきである。

(二) 各種の原則的決議

然らば其後支那に關してドンナ決議が行はれたかといふに各國の原則的決議案の採用されたことはソレである。是等の問題を決定する間には随分烈しい論戦も行はれたらしく、支那全權の餘りに空論にのみ走るのを、佛國全權から「四大原則討議の際、支那全權は果して支那全部を代表するの資格ありや」との質問が出て、南北分裂、南方は北方政府を承認しないといふ事實を指摘されて、ギヤフンと答つた事や、「支那は何ぞや」とて其領土範

圍の不明瞭なることについて疑義が起つたといふ事などがあつて、實力、實態を完備して居らぬ支那を代表しての論争が無意義であることを證明したやうな有様であつたが、是等は一々茲に詳説するの要もあるまい。是等の論議や意見交換が、十臺となり資料となつて出来た各種の原則的決議を直に左に列記することにしよう。但し次第不同である、又今日では不明確の點も多いのである。

關稅引上問題

支那代表は十一月の廿二日に關稅引上案、即ち大正十一年の一月から關稅一割二分五厘引上といふ突飛な案を極東委員會に提出したが、コレは普通の利權問題とは異つて、適切なる經濟上の利害關係もあるのであるから、到底其儘容認さるべきものでないことは分り切つて居るが、關稅引上には何國も同情して居る、唯其引上の程度及び時期について異論があるばかりである。随つて特別委員會で十分に研究された末、幾分提案者の希望を斟酌することとなり、同廿八日の委員會で

即時現實五分に引上げ適當の時期において七分五厘とし更に釐金撤廢の時に一割二分五厘とする事にまで進んで決定したが、右の適當の時期といふのを二年とするか五年とするかは此稿を了る時まで決定しなかつた

釐金 稅 廢 止 案

極東委員會は十一月廿四日支那における釐金稅を廢止するの決議をしたこの報があつたが、其實行に關しては何人も疑ふ所である。或は又原則としてかも知れないが、コレは關稅引上げに伴ふ當然の附帶條件であらねばならぬ。但し其實行期もマダ明確に報道されてないから怪しいものだ。支那の財政部も釐金廢止の方法として(一)釐金局は全部裁撤す(二)生産品は出產地で一回、販賣地において更に一回、徵稅すること、し其稅を貨物稅と規定す(三)通過の地方では勿論釐金を徵收しない(四)裁釐課稅の過渡期においては尙外交上の同情を求むる事

と決定した(十二月七日上海發電)このことであるが、コレでは容易に廢されさうもない。

外國郵便局撤廢問題

支那全權は、十一月廿五日、支那國內郵便制度の發達せる事、外國郵便局の存在は支那郵便制度の發達を阻害し收入を減殺し、且支那の領土的、行政的獨立を侵害するものであるといふ事を理由として、外國郵便制度の撤廢を要求したが、極東委員會の九箇國委員は同月廿八日之を可決し、日本以外の代表は一九二三年一月一日を以て之を實施する事に同意したが、日本委員は本國政府に訓令を乞ふ爲に猶豫を求めた。此時の具體的決議案は委員會は支那政府の表示にかゝる「租借地以外もしくは諸條約に特に規定ある以外の地に設けられた外國郵便局の廢止」を期せんとする希望の正當なるを承認し左の如く決議する

- 一、右に該當する如き郵便局を有する四箇國(日、英、佛、米)は左の條件の下に其の廢止に同意する
- (イ)支那政府は有効に郵便事務を維持する事
- (ロ)支那は現在の外國郵便聯合監査官の資格に毫も變更を加へるの意志なき事を保障する事
- 二、支那及關係各國に對し右の必要なる處分を執らしめんがため此取極めの効力發生は某日(期日の記入なし)

以後に遷延せしめざる事

三、關係四國の外國郵便局が撤廢を完了するまで各國は支那の税關に對しては普通々信書及書留郵便と然らざるを問はず一見して書面を認めらるゝものを除き税關を通過する郵便物全部の調査上努めて便宜を與へ、

以て課税品、禁輸品の有無を検査せしめ、若くは關税法規及支那法規を變更する事

といふのであつた。其某日とあつて期日の記入なき所が、即ち日本委員の本國に訓令を求めた所て、他の三國の一九二三年一月一日としやうとする所であらう。然るに其後日本も十二月二日の閣議で矢張一九二三年一月一日として差支なきことに決して加藤全權に訓令し、全權は十日の本會議に之を聲明したから郵便局問題はコレで決定したのである。

治外法權撤廢問題

支那における治外法權撤廢の事は十一月廿五日の極東委員會において支那全權から要求があり、各國代表も其陳述を合理と認めためたので、原則として治外法權を廢止する事に一致し、右事項審査のためロッヂ氏を委員長とする

分科委員會を指名した。ロッヂ氏は國際法律委員を任命し支那の司法制度調査のため支那に同委員を派遣すべき決議案を起草しやうとする旨を述べ、右委員會は、支那に對して治外法權廢止を許容し得る程支那の司法制度が進歩して居るや否やを決するを以て目的とするものであると告げた。此分科委員會の報告に基いて廿九日の極東委員會は左の決議をしたのである。

支那を除く八箇國は太平洋に關する會議終了後三箇月以内に各國一名づゝから成る委員會を作り支那の司法狀態及び領事裁判權廢止に關して調査し一年以内に報告する事とし且支那からも代表者一名を出して右委員會に参加させる事

無線電信に關する協定

十二月七日の極東委員會で決定したもので其規定は左の通りである

一、條約により若しくは利權割讓の形式により外國政府或は外國人が支那領土内にて使用しつゝある總ての無線電信局は之を維持しつゝある條約或は利權により其の發信及び受信數を制限するものとす

- 一、支那政府の許可なきに維持されつゝある無線電信局は交通部が之を一般公衆のために有効に運用し得る様になり次第支那に還附し之を交通部の管理に移すものとす、但し支那政府はかゝる無線電信の設立に要した経費を其所有者に辨償するものとす
 - 一、若し南滿鐵道沿線地帯及び上海の佛租界に於ける無線電信局につき問題が起れば該問題は支那政府並に關係諸政府間に於て商議すべきものと見做す
 - 一、外國無線電信局の所有者、又は經營者は互に打合せをして支那における無線電信局相互間の送信上の妨害を避けるため交通部と商議すべきものとす
- この協定は追つて召集さるべき國際無線電信會議の召集に俟つべきもので右會議は一九二二年倫敦國際無線電信會議で決定した規定の改訂を目的とすべきものである

支那の中立尊重

十二月七日の極東委員會は、將來戰爭の場合、支那の中立を尊重する旨を決議した。甚だ漠然たるものであるが、

其決議の正文は尙手に入らぬ、或は又原則として、あらうか。

租借地還附問題

支那全權(顧維鈞)は十二月三日の極東委員會で各國租借地の返還を要求したが、佛國(サロー氏)は他國が返還すれば佛國も返還(廣州灣を)するに述べ、英國(バルフォア氏)は香港は返すとは出来ないが其他(威海衛)は他國が返還するなら返還するといひ、日本(埴原氏)は山東省における租借地は返還するが、關東省の租借地は返すことが出来ぬ、滿洲からも撤退することは出来ぬといひ、關東州は疑もなく滿洲の一部を成すものであるが、日本領土の接壤地で、日本の國防上の安全、日本の經濟的存立に根本的利害關係を有して居る、四國借款團成立の際、英、米、佛三國政府は既に右の事實を承認したと聲明した。

X X X X X X X X

右等の委員會における決議案は總て十日の本會議に報告され、前述の四大原則と共に總て滿場一致を以て採擇さ

れたのである。

× × × × × × × × × ×

右の外にも色々支那側から提出されたものがあるが、其運命はドウ定まつたか分からない、皆其儘になつて居るらしい、或は著者の注意を逸し居る案もあるであらうが、今其知る所について書いて見やう

外國駐屯軍撤退問題

これは十一月廿二日に極東委員會に提出された問題で、支那は即時撤退を望むのであるが、日本は同廿九日の同委員會で左の意味の聲明をして居る。

- 一、南滿洲鐵道沿線の駐兵は一九〇五年北京條約によつて得たる權利である、之と同時に馬賊の出没が現状のやうでは、駐兵は寧ろ日本の義務である
- 二、中支派遣隊の撤退については南北鬭争の現状に鑑み漢口からの撤兵は今直に之を實行することは出来ぬ、

同方面の秩序が回復して支那側で外國人の生命財産の保障が出来るやうになり、又損害賠償の責任を負ふならば、其時にはスグ撤兵する

- 三、天津における北支駐屯軍の撤退については列國の共同意志によつて何時でも撤兵する
- 四、東支鐵道沿線の鐵道守備兵は西伯利撤兵の後直に撤兵する
- 五、滿洲における日本警察官は日本人の犯罪者取締上必要と認めらるから撤退し難い

尙我が植民地全權は日本領事館警察に關して

日本領事館警察の任務は全然在留日本人の保護及監督に限られて居るので支那人或は其他の外國人の權利を毫も侵害する事はない、又支那では日本警察と十分の協力がなければ犯人を處罰する事が不可能な場合が多く、數千の日本人が居住する滿洲においては殊に其必要があり、又日本警察隊の駐屯して居る所の犯罪數は日本警察が駐在せずして支那警察のみが巡邏して居る所に比して遙に少數である、警察があつても其任務を完うする事の出来ない支那の諸方面においては日本警察は自然一般の支那人のために保護の任務を盡すのであると陳説して居る。此案も此儘立消つてあらう

公使館區域撤廢要求

支那全權は、十一月廿五日、將來一定の期間内に北京公使館區域の撤廢を明する目的の爲め列國は其期間内に於ける漸進的改善策につき支那政府と協議の爲め交渉委員を任命せんことを要求したが、其後の成行はマダ分らない。

備考 北京の公使館區域設定は、明治三十三年の義和團事件の結果、各國公使館保護の爲め設定されたもので、明治三十三年十二月二十二日獨、澳、白、西、米、佛、英、伊、日、蘭、露の十一箇國全權委員から支那政府に對し連名公書を提出したが、其の第七條において

列國は各其の公使館の爲めに常置護衛兵を組織し且公使館區域を防禦の状態に置く權利を有し清國人は右區域内に住居の權利を有せざるべし

を要求し、明治三十四年九月七日の最終議定書第七條に於て次の如く決定したのである

清國政府は公使館所在の區域を以て特に各國公使館の使用に充て且全然公使館警察の下に屬せしめたるものと認め該區域内に於ては清國人に居住の權を與へず且之を防禦の状態に置くことを承諾したり此の區

域の境界は別紙(附屬書第十四號)に示す如く定められたり(附屬及び同説明略)

清國の一九〇一年一月十六日の書簡に添附したる議定書を以て各國が其の公使館防禦のために公使館區域内に常置護衛兵を置くの權利を認めたり

支那關係條約締結問題

支那は又十二月八日の極東委員會に左の如き要求をして居る

今後列國は支那政府に豫告せず又支那に參加の權を與へずして支那、太平洋、又は極東に直接關係ある條約もししくは協約を相互間に締結しないといふことに同意されたい

この案の運命も此著脱稿の時まで不明であつた。恐らく握り潰しであらう。

勢力範圍撤廢問題

支那委員は十二月十二日の極東委員會において各國の勢力範圍撤兵を要求した。右は支那の參加しない英獨協定、

獨支條約、廿一箇條など強要された條約に關して主張されたものであるが、其理由は(一)支那の利益に反す(二)機會均等に反す(三)經濟的より政治化する虞あり、故に勢力、利益又は特殊利益範圍の要求を抛棄せられたいふのである。同十四日の會議で支那全權王寵惠氏の言、廿一箇條問題に及ぶや、我が壇原全權は「若し支那の意見が會議において日支條約の有効無効を論議し又は改廢を要求するならば日本は斷じて之に應ずることが出来ない」と陳述した。

X X X X X X X X X X

極東委員會は、支那の要求陳列書のやうなものであるが、ドレもコレも陳列書用としての製品で、實際の註文がある一品も製造することが出来ないのと同様のものである。關稅問題や、郵便局撤廢や、無線電信使用制限の如きは、或は支那の成功とも見られやうが、コンナ問題は何も此會議に持出すまでもなく平常の直接交渉で解決し得べき性質のものである。其他の問題でも華盛頓會議に持出して、おさらへの討究をやる必要は毫頭なかつたのである。支那が統一し治平し進歩すれば皆自然に解決すべき問題である。或は日本を初め、英や佛や支那に各

その立場からの説を吐かせ、意見の交換をやつたのは、支那の空論の無價値なることを反省させるに便利なのに、米國や其外支那の實際を知らない國の人々の蒙を啓く資料となつたかも知れないが、日本は初からコンナ問題の討議に参加することを拒絶しても善かつたのである。共同の問題は共同に議せねばならぬ必要があるといふ美しい名の下に隠れて居る米國の支那人利用の列國統治權剝奪自家割込といふ一種の對極東干涉、霸權樹立の策にドコまで、も引ツ張られて行くものを見る外に善い見方がないではないか。日本は之によつて何を利益したか、日本は私利のために此會議に参加したのではないといつて支那を啓蒙教導するためであつたか、米國のために巧道を開いてウイヤツ／＼と褒められやうためであつたか、ドの問題でも直接支那と話して分ることはかりではないか。シカシ支那の狂熱の頭を冷すには華盛頓の水が必要だつたのかも知れない。支那の狂熱は容易に冷靜に歸するであらうか。

(三) 所謂山東問題

日支間最も激烈なる争因となりたる所謂山東問題は、日獨戦争、即ち日本軍の膠州灣攻撃、青島占領に始まつたもので、其争の骨子をなすものは、大正三年十一月三日附を以て大隈内閣の外相加藤高明子から駐支公使日置益氏に對し「時局の善後を圖り且帝國將來の地歩を鞏固にし以て東洋の平和を永遠にせんがため」の目的を以て此際支那政府と斯くくの條約を締結せよとの訓令を發してから、其間幾多の曲折波瀾を経て、其翌大正四年五月廿五日を以て交渉の成立を告げた所謂要求二十一箇條の内より脱化して具體的のものとなつた日支條約であることは勿論である。然るに支那の利權回收熱は英、米、殊に米國の煽る所となつて一大排日熱となり、山東に關する一切の日本利權を無條件にて還附せよといふ亂暴なる一大運動となつたのである。ソレがヴェルサイユ講和會議の際に顧維鈞氏(支那全權)の米國及米人顧問を背景とする活動となつて現はれたのである。著者は當時「大阪毎日」に操觚の任に當つて居つたが、顧維鈞氏の此の問題に關する意見の日本人として聞くに忍びざるものあるを見て「顧代表に教ふ」といふ短論を試みたことがある。ソレは大正八年三月十一日の紙上で即ち左の通りであつた。

(I)

我が社が顧維鈞氏の爲に多大の勞費と紙面とを割讓したる、寛大に失せるの感なきに非ず。されど、是隣人に對する好意を表し、併せて隣人に教ふるの機會を作れるもの。顧氏又感謝して可なり。但黄口白面の米化支那人たる顧氏一個の放言に對しては、我社は斯くまでの好意を有するものに非ず、氏が支那代表者たるの肩書を有せるが爲に事の此に及びたるのみ。顧氏亦之を了解するを要す。

(II)

人を以て言を棄つべからずと雖も、又濫に言を以て人を許すべからず。鸚鵡よく人語を爲せども、其聲によりて之を人とし交はる能はざるなり。盜跖尙仁義を説くべしと雖も、其言を聞いて仁義の人として之を許すべからざるなり。顧氏の代表せる支那はソレ果して何の狀ぞ。

(III)

人として憐むべきの事少からず、シカも自己の代表せる位置と自己とを知らざる程憐むべきはなし。若し主殺